

全建事発第 84 号
平成 28 年 10 月 3 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
〔公印省略〕

改正品確法等の効果に係るアンケートの結果報告について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 28 年 6 月 3 日付全建事発第 39 号「改正品確法等の効果検証に係るアンケートについて（お願い）」により、調査をお願いしていたところですが、各位より多数のご意見を頂戴し、今回別添のとおり結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

なお、近日中に業界紙に対し、記者発表を行う予定です。

つきましては、貴会員企業の皆様に対し周知いただきますとともに、各地の実情を踏まえ、関係方面への制度改善要望等に際しての参考にしていただければ幸いです。

なお、本アンケートにつきましては、来年度以降も反復調査を行う予定ですので、諸事情ご賢察の上、引き続きご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- 別添 1 改正品確法等の効果に係るアンケートの結果について（概要）
- 別添 2 改正品確法等の効果に係るアンケート報告書
- 別添 3 設計変更等に関するアンケートの結果について（概要）
- 別添 4 設計変更等に関するアンケート報告書

参考： 設計変更等に関するアンケート報告書<建築>

（担当）事業部 山川
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

改正品確法等の効果に係るアンケートの結果について

平成 28 年 9 月 30 日
(一社) 全国建設業協会

改正品確法、同運用指針などの運用開始から 1 年が経過し、各発注者などにおいても個別の対応が進められているところであるが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うこと、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ（各地の実情等）が必要不可欠であることから、本調査を実施した。

【調査の内容】

改正品確法及び同運用指針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているかとともに会員企業の状況について、平成 28 年 7 月 1 日時点と昨年同時期との比較を行う。

【調査対象】

47 都道府県建設業協会及び会員企業（一部）

※ 会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任している。

【回収状況】

33 都道府県建設業協会（回収率：70.2%）

会員企業 計 696 社

※ なお、設問ごとに未記入があるため、回答者数と各設問の合計者数は一致していない。

【集計方法】

都道府県建設業協会及び会員企業の回答を単純集計

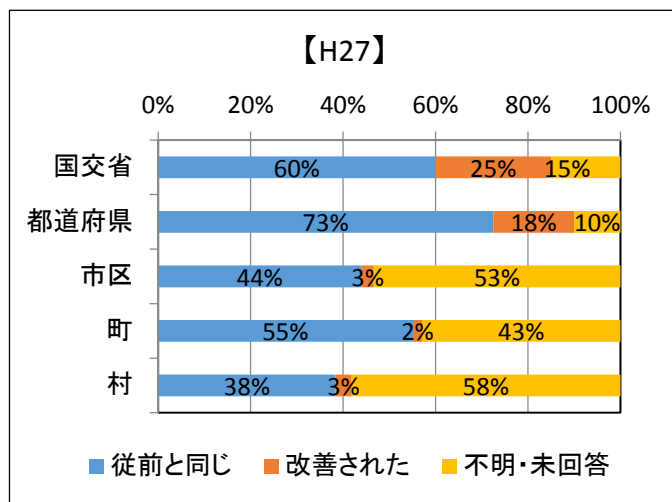
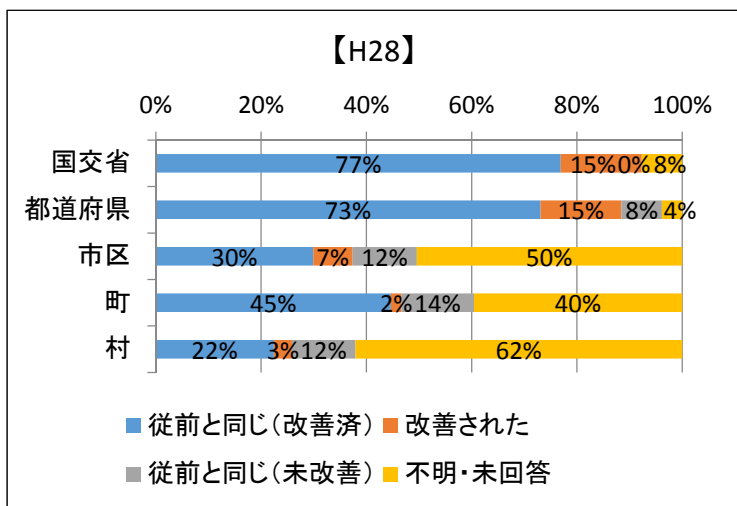
※ 本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合がある。

【調査結果の概要】

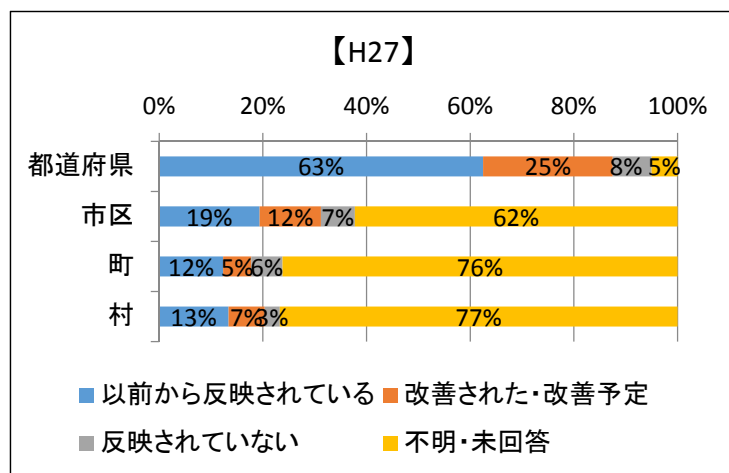
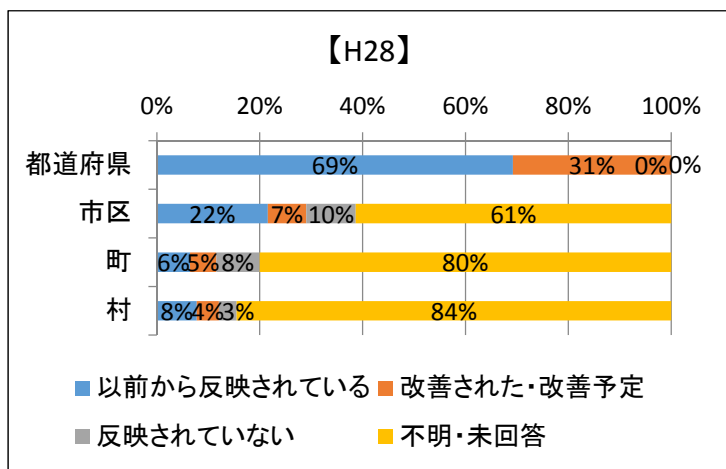
◆都道府県建設業協会からの回答

- ・ 国土交通省、都道府県については、これまで様々な施策が実施されてきたことにより、各設問について「以前から行われている・改善された」とする回答が多い。
- ・ 一方、市区町村については、「歩切りの状況」及び「工期の設定」に関して「改善された」とする報告が多く見られたものの、その他の設問については国土交通省、都道府県に比べ「以前から行われている・改善された」とする回答が少なく、今後の更なる徹底が期待される状況である。

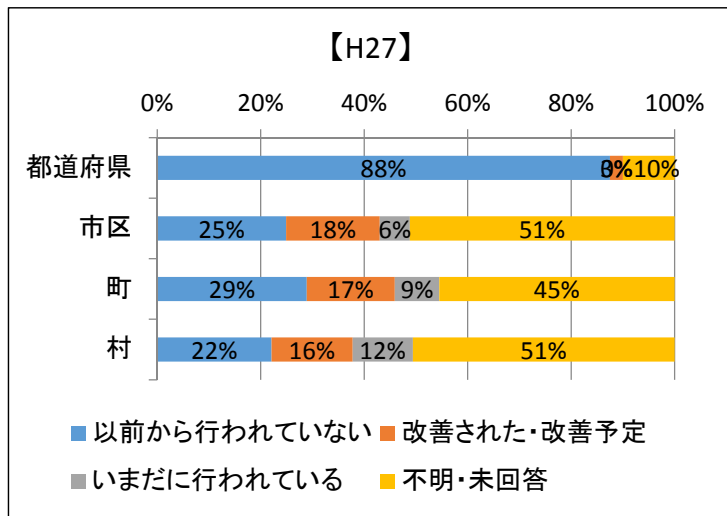
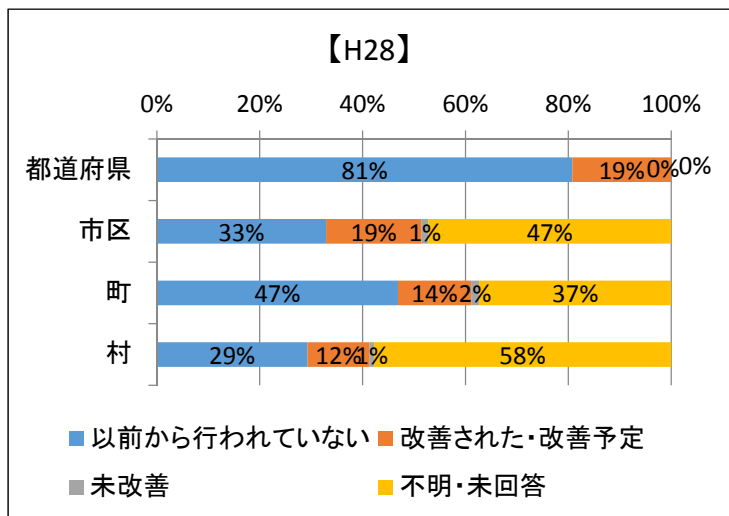
Q1 発注見通しの公表状況は改善されましたか？



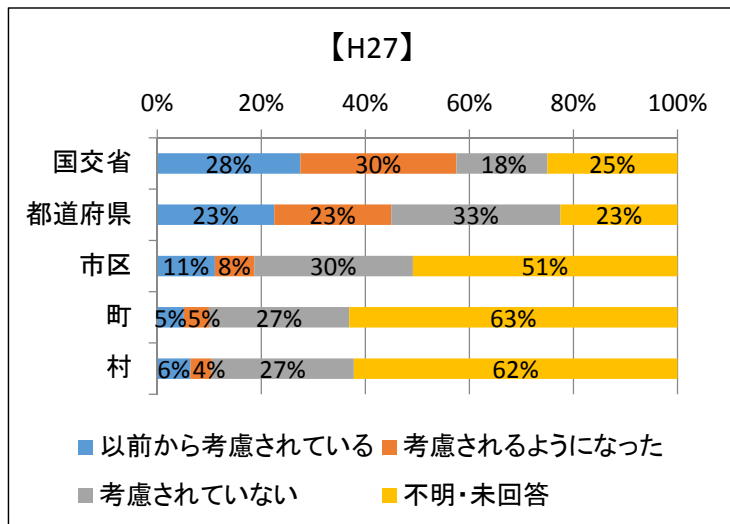
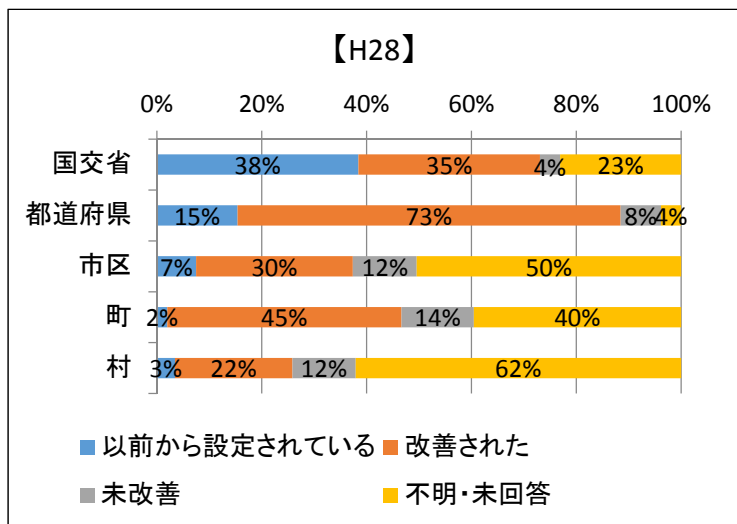
Q2 最新の労務単価、資材等の実勢価格（市場単価を含む）は反映されていますか？



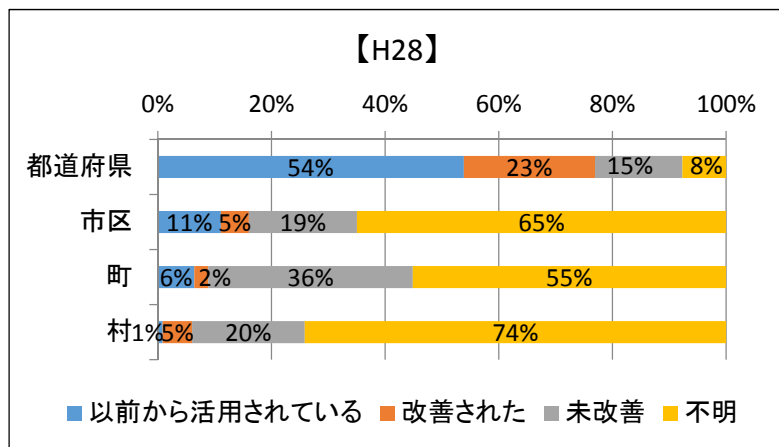
Q4 歩切りの状況はどのようになっていますか？



Q6 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？



Q11 工事の性格や地域の実情、発注体制などを踏まえた、適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されるようになりましたか？



※H27 調査なし。

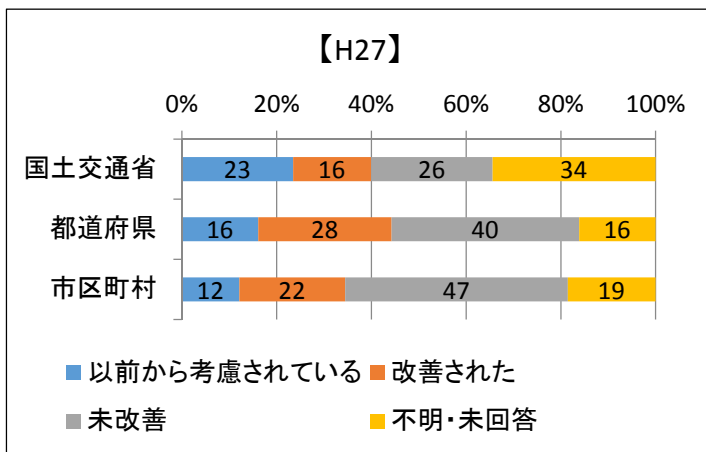
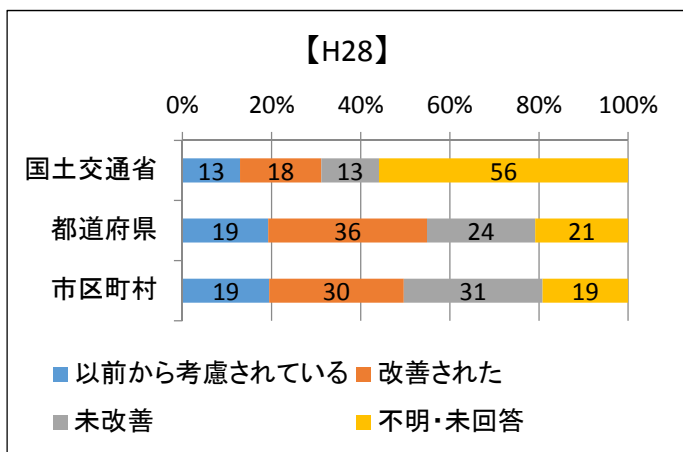
◆会員企業からの回答

- ・ 適切な工期設定について、「以前から行われている・改善された」とする回答が都道府県で5割を超え、市区町村でも5割弱と改善が進んでいるものの、「未改善」と認識している会員企業が、都道府県で2割超、市区町村で3割あった。国土交通省については、不明・未回答が多い中ではあるが、改善の割合に大きな変化はない。
- ・ 契約変更について、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」の実施については、都道府県、市区町村ともに前年とほぼ状況が変わらず、「未改善」とする回答が多い。国土交通省は、不明・未回答が多い中ではあるが、三者会議は「未改善」の割合が低く、ワンデーレスポンスでは「未改善」の割合が高い。
- ・ 「設計変更審査会」の実施については、国土交通省は「未改善」割合は低く、都道府県、市区町村は、ともに前年に比べ「以前から行われている・改善された」とする回答が増えてはいるものの、4~5割の会員企業が「未改善」と認識している。
- ・ 「施工条件の変化に伴う、必要な契約変更が行われていますか？」という設問については、国土交通省は、「未改善」の割合は低く、一方、都道府県、市区町村は、いずれも前年に比べ「行われている・改善された」とする割合が縮小し、「未改善」の割合が増えるなど、実施状況が不安定であると思われる。
- ・ 経営状況などの変化について、「受注の状況」及び「利益の状況」が悪化したとする会員企業が僅かに減少したものの、「良い・良くなってきた」が1割ないし1割5分程度であるのに対し、概ね4割から5割となっている。ブロック別では、特に「北陸」において悪化傾向が顕著にみられる。受注の悪化要因としては、前年同様「発注減少」を要因とする回答が多数あった。

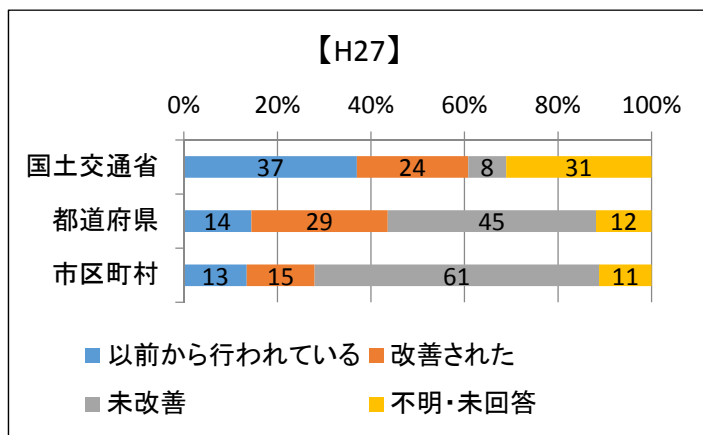
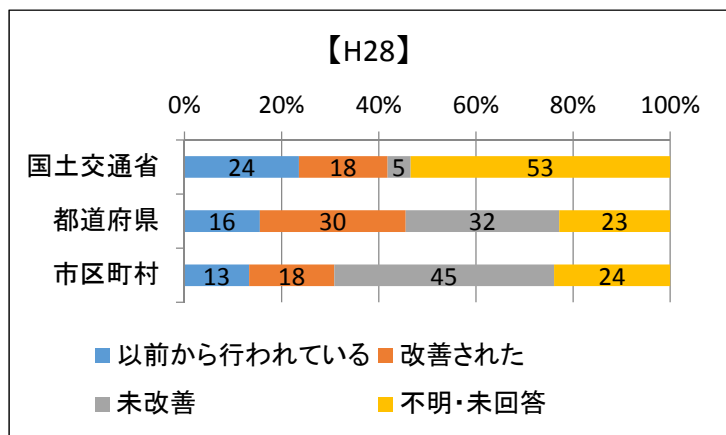
なお、「資金調達の状況」は、「変わらない」とする回答が8割を占めている。

また、「処遇改善、技術者・技能者の確保及び育成」については、検討中とする会員企業を含め、8割の会員企業が何らかの取組みを行っている。

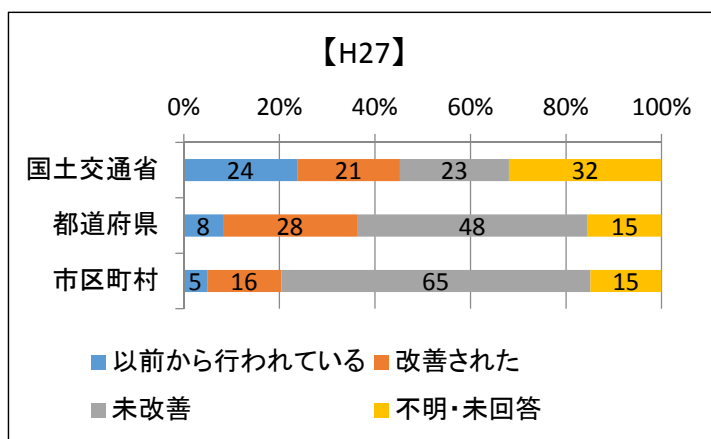
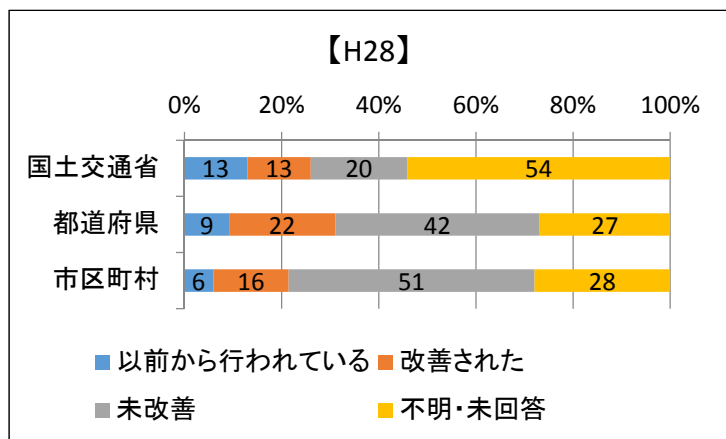
Q1 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？



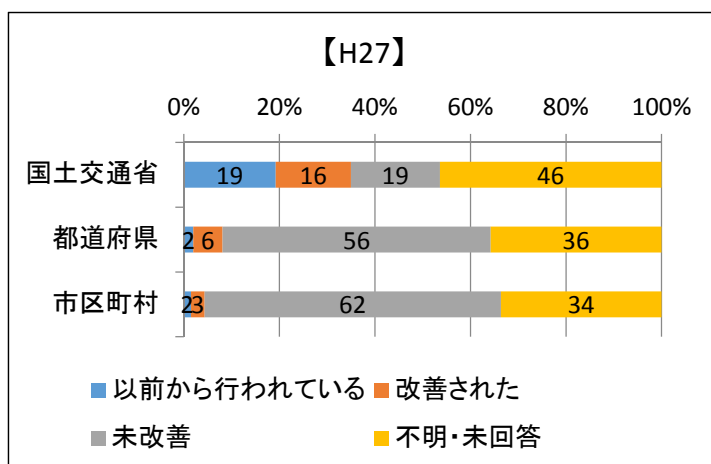
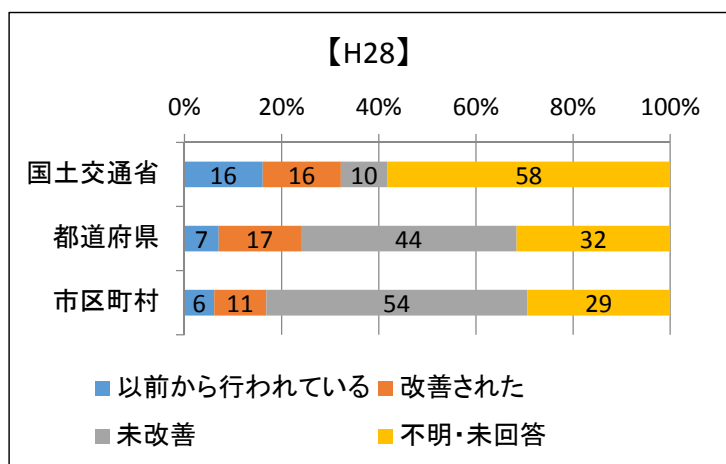
Q3 三者会議（発注者、施工者、設計者）などの活用により、受発注者間での情報共有は行われていますか？



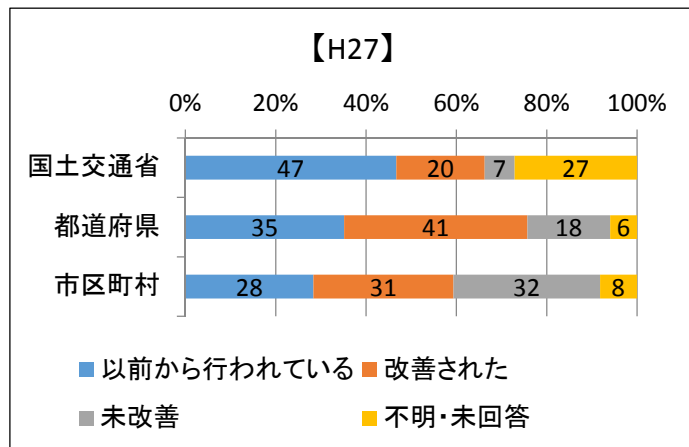
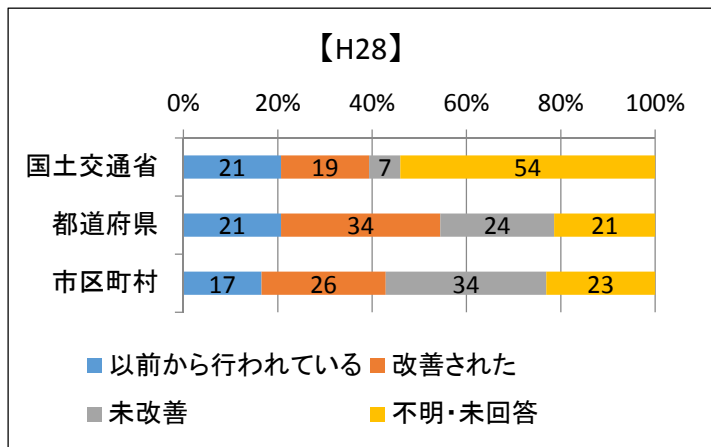
Q4 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？



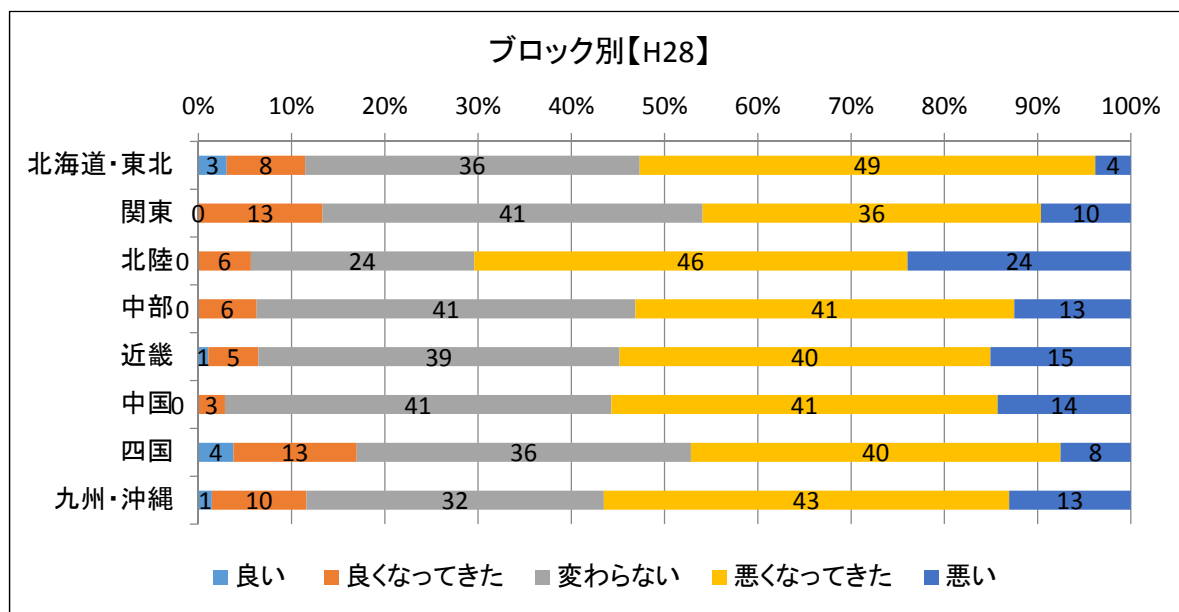
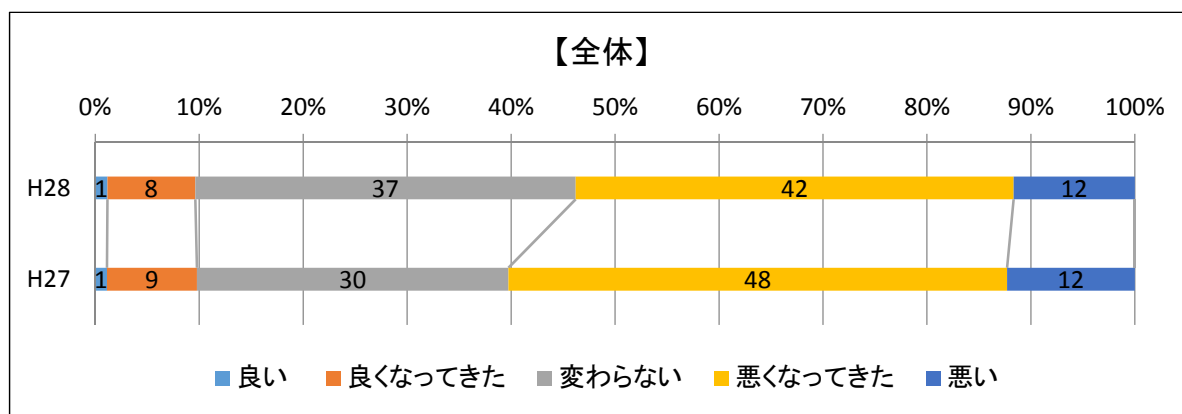
Q5 設計変更手続きの迅速化、透明性の確保などのために、受発注者が集まり協議する会議（設計変更審査会など）は行われていますか？



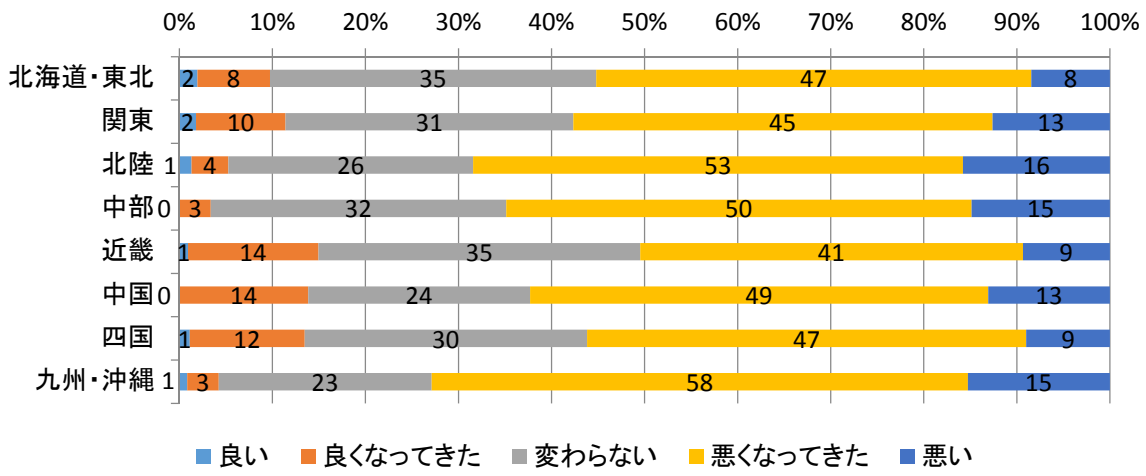
Q6 施工条件の変化などに伴う、必要な変更契約が行われていますか？



Q7 平成27年度の同時期に比べて、受注の状況はどのようになっていますか？



【H27】



以上

改正品確法等の効果に係るアンケート
報告書

平成28年9月30日

一般社団法人 全国建設業協会



目次

○調査概要	P. 2
○企業の属性	P. 3
○調査結果		
I. 都道府県建設業協会からの回答		
1. 発注見通しの公表状況	P. 5
2. 予定価格の状況	P. 6
3. 工期設定について	P. 10
4. 入札不調・不落時の対応について	P. 12
5. 発注者の体制について	P. 13
6. 適切な入札契約方式の選択・活用について	P. 15
II. 会員企業からの回答		
1. 工期設定について	P. 16
2. 契約変更について	P. 18
3. 会員企業の現況	P. 22

調査概要

【調査の目的】

改正品確法、同運用指針などの運用開始から1年が経過し、各発注者などにおいても個別の対応が進められているところであるが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うこと、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ(各地の実情等)が必要不可欠であることから、本調査を実施した。

【調査の内容】

改正品確法及び運用指針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているかとともに会員企業の状況について、平成28年7月1日時点と昨年同時期との比較を行う。

【実施概要】

- ・調査日 平成28年6月～平成28年8月
- ・調査対象 47都道府県建設業協会及び会員企業(一部)
会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任している。
- ・回答数 33都道府県建設業協会(回収率:70.2%)
会員企業 計696社
なお、設問ごとに未記入があるため、回答者数と各設問の合計者数は一致していない。
- ・集計方法 都道府県建設業協会及び会員企業の回答を単純集計
なお、本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合がある。

企業の属性①

【ブロック別】

		実数	構成比
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	132	19.0%
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	136	19.5%
北陸	新潟、富山、石川	72	10.3%
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	67	9.6%
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	93	13.4%
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	73	10.5%
四国	徳島、香川、愛媛、高知	53	7.6%
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	70	10.1%
計		696	100.0%

※ブロックは地方整備局の区分(新潟は北陸に含んでいる)

【資本金別階層】

	実数	構成比
1億円以上	107	15.4%
5,000万円以上、1億円未満	175	25.1%
3,000万円以上、5,000万円未満	202	29.0%
1,000万円以上、3,000万円未満	206	29.6%
1,000万円未満	3	0.4%
不明	3	0.4%
計	696	100.0%

企業の属性②

【国土交通省ランク別】

(土木)

	実数	構成比
A	18	2.6%
B	44	6.3%
C	345	49.6%
D	48	6.9%
不明	241	34.6%
計	696	100.0%

(建築)

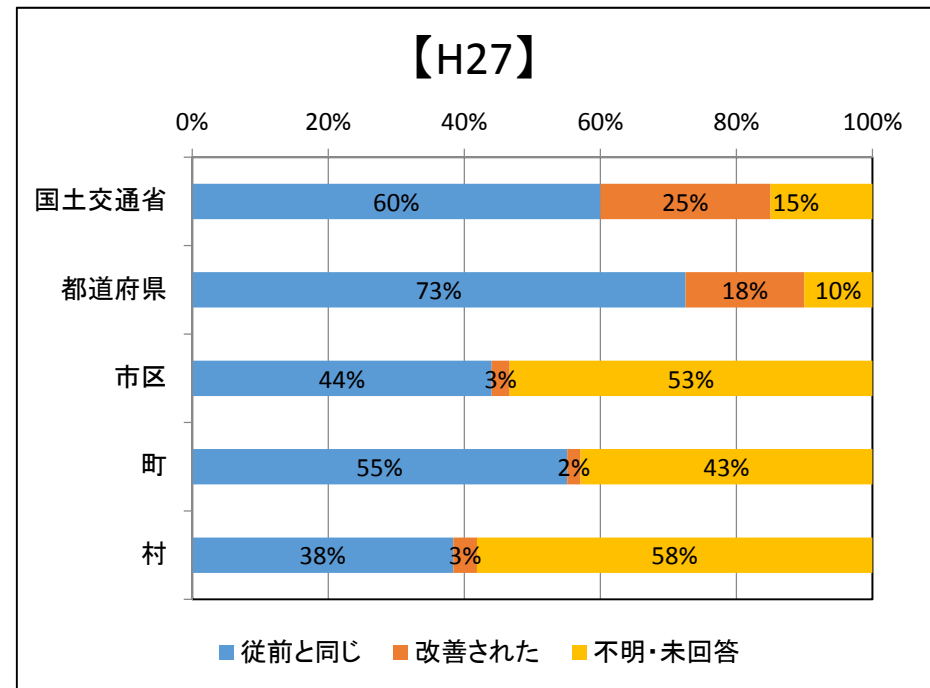
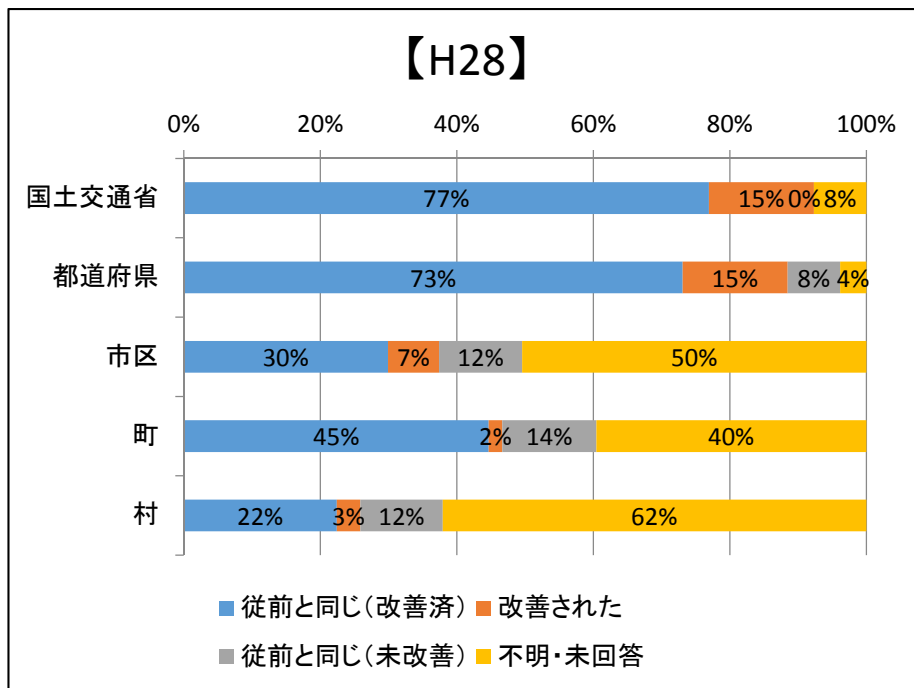
	実数	構成比
A	19	2.7%
B	36	5.2%
C	158	22.7%
D	33	4.7%
不明	450	64.7%
計	696	100.0%

調査結果 I. 都道府県建設業協会からの回答

1. 発注見通しの公表状況

Q1 発注見通しの公表状況は改善されましたか？

○国土交通省は、「従前と同じ(改善済)」「改善された」の合計が9割超となっている。
 ○都道府県でも、「従前と同じ(改善済)」「改善された」の合計が9割弱を占める。
 ○一方、市区町村はいずれの区分も「従前と同じ(改善済)」「改善された」の合計が5割を下回り、「未改善」の回答が一定数見られる。



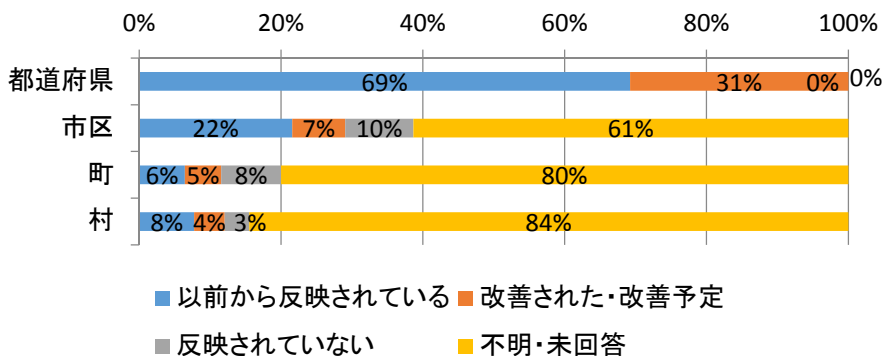
2. 予定価格の状況①

Q2 最新の労務単価、資材等の実勢価格(市場単価を含む)は反映されるよう改善されましたか？

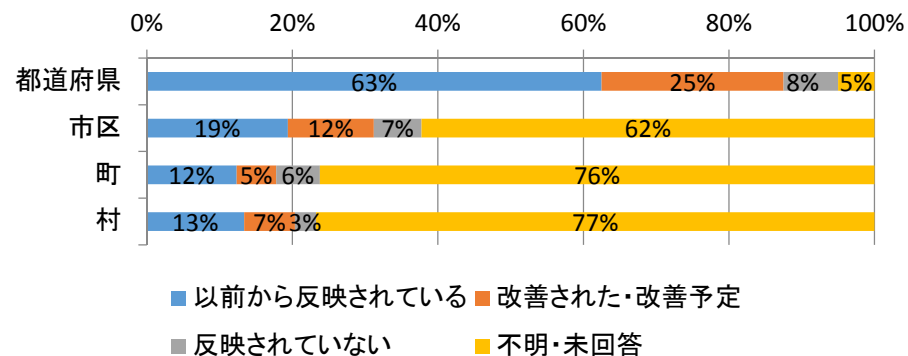
○都道府県は、全ての回答が「以前から反映されている」「改善された」となっている。

○一方、市区町村では、不明・未回答の割合が多いものの、「反映されていない」とする回答の割合が多い。

【H28】



【H27】



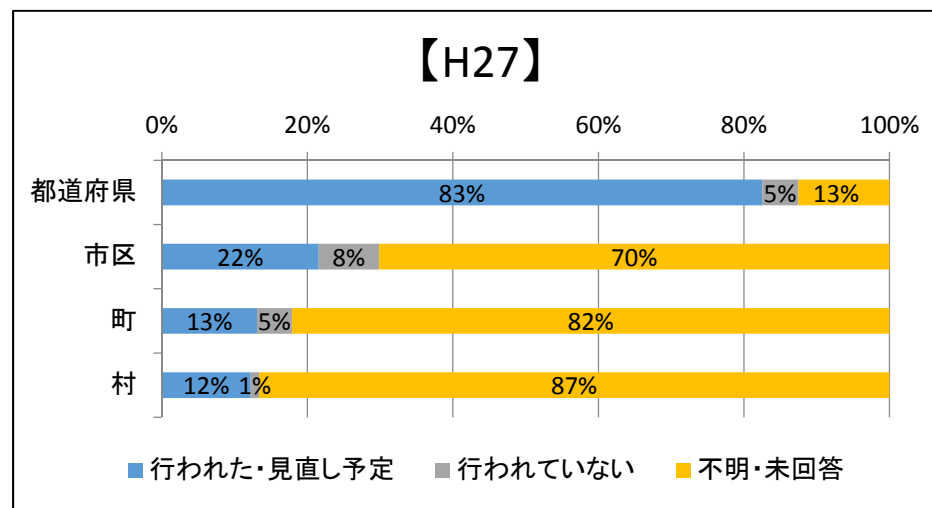
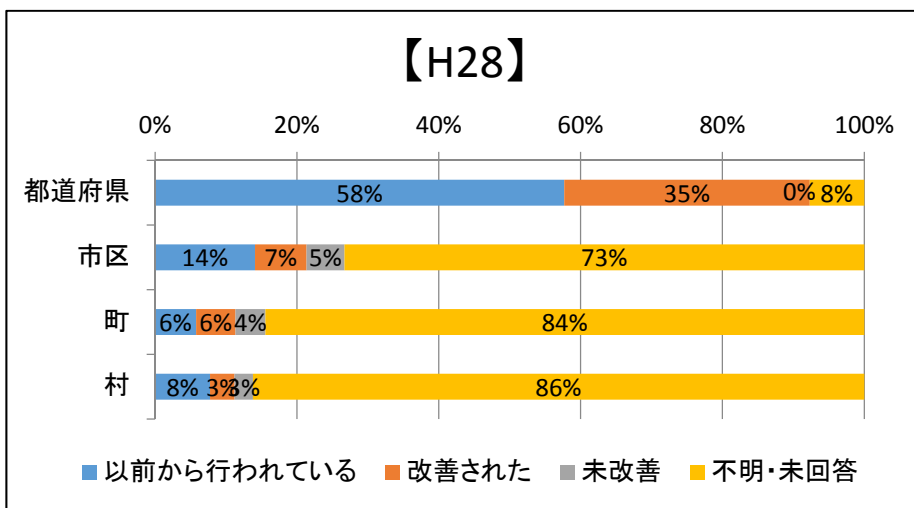
(改善内容、意見等)

- ・スライド条項が積極的かつ適切に運用されるようになった。
- ・労務単価の反映は迅速になったが、資材等の実勢価格については、まだ適切に反映されていない。
- ・最新の労務単価や市場単価等が県の積算システムに反映され、これを市町村が利用している。市場単価そのものにも実勢価格の反映が遅れているため、労務単価の上昇による市場単価の即時補正など政策的な価格設定が必要である。

2. 予定価格の状況②

Q3 最新の国の積算基準に基づく見直しが適宜行われるよう改善されましたか？

○都道府県は、「以前から行われている」「行われるよう改善された」の合計が9割を超え、前年に比べさらに改善が進んでいる。



(改善内容、意見等)

- ・県の積算システムに国の積算基準の見直しが反映され、これを市町村が利用している。
- ・現場状況と積算歩掛りが乖離しており、適正な利益の確保に苦慮している。
- ・改善されたがパッケージ型積算の表内容がわかりにくい。
- ・国の積算基準において、安全費等に実態と乖離があるため、交通誘導員を直接工事費に計上する変更がなされたが、市町村ではそれが改善されていない。また、現場管理費、一般管理費などの諸経費の見直しがされていない。



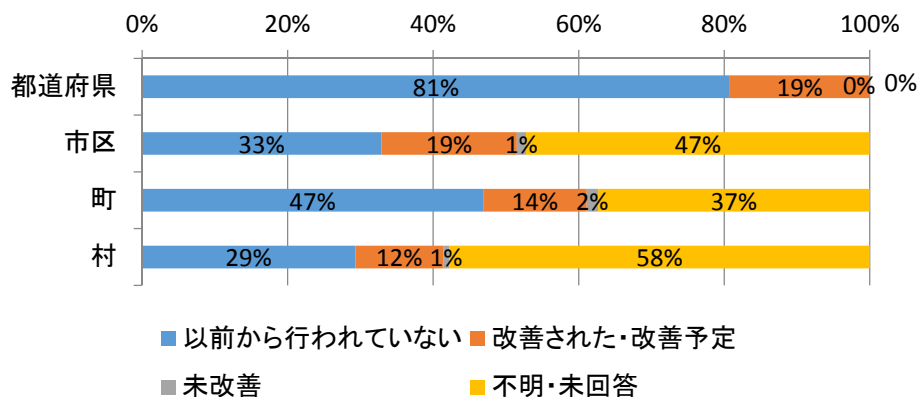
2. 予定価格の状況③

Q4 歩切りの状況はどのようになっていますか？

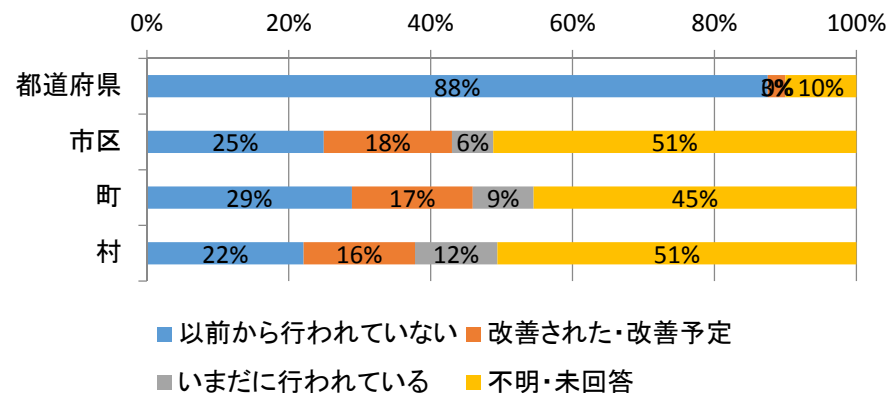
○都道府県は、全ての回答が「以前から行われていない」「改善された」となり、歩切りの廃止が確認できる内容となっている。

○一方、市区町村では、それぞれ前年と比較して改善が進んでいるものの、「未改善」とする回答が僅かに見られた。

【H28】



【H27】



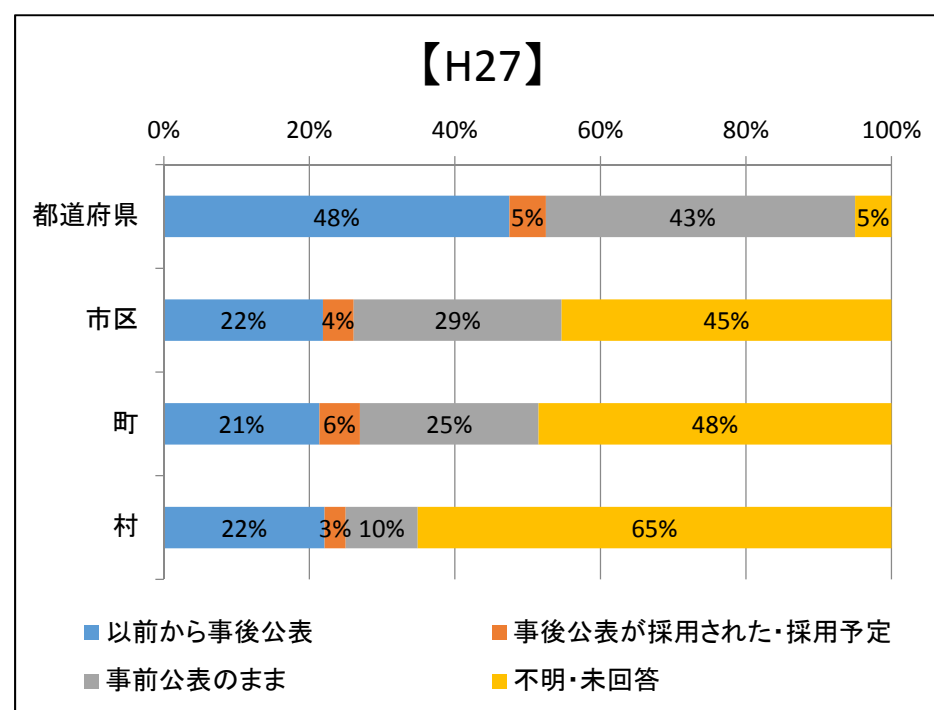
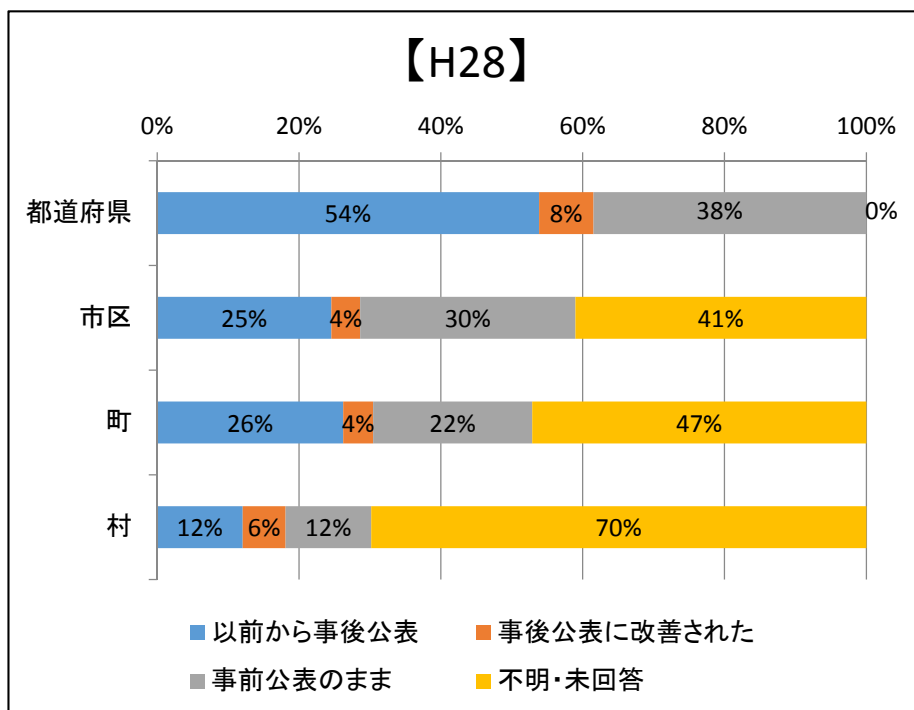
(改善内容、意見等)

・一部の市区町村では、予定価格のカットは行っていないが見積りの段階で単価を落としている。歩切りの定義を予定価格のカットとするならば行っていないかもしれないが、見積り段階でカットされてしまえば、結果的に歩切りの継続と同じである。

2. 予定価格の状況④

Q5 予定価格の公表時期はどのようになっていますか？

○都道府県は、「事後公表」の割合が徐々に増えているものの、全体の6割にとどまる。
○市区町村でも、改善の動きはあるものの、「事後公表」の割合は約2割～3割程度。



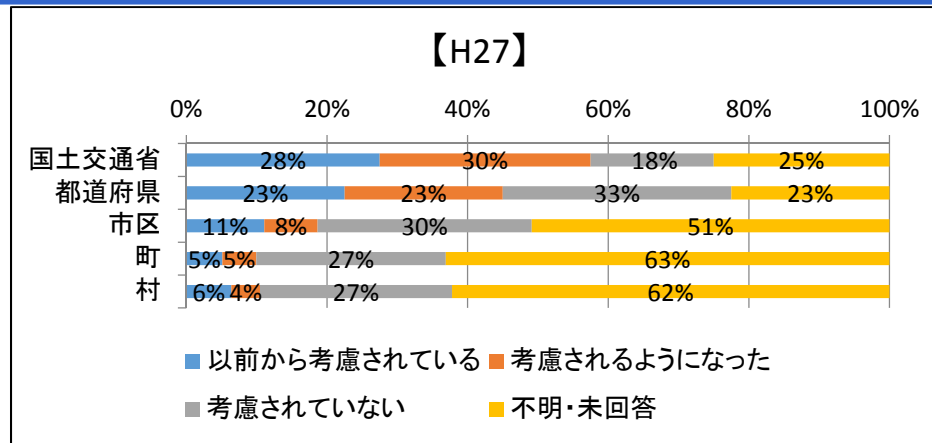
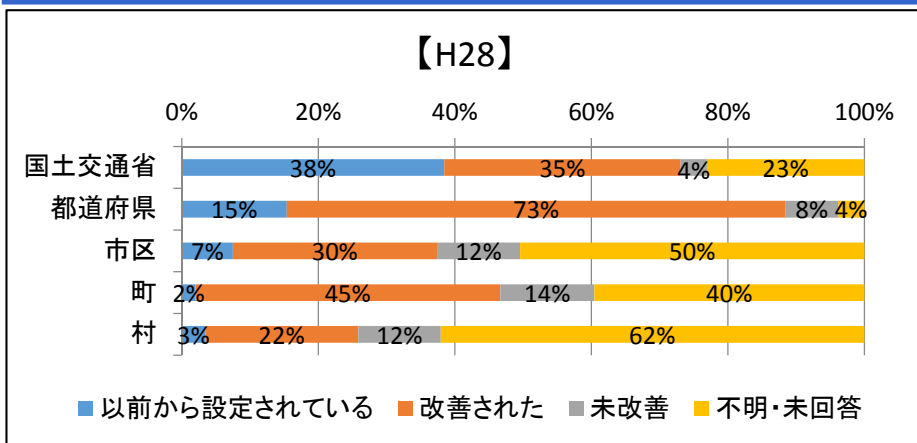
3. 工期設定について①

Q6 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？

○国土交通省は、「以前から設定されている」「改善された」の合計が7割以上となり、前年に比べ改善が進んでいる。

○都道府県は、「改善された」とする割合が急増し、実施済・改善の割合が9割弱を占める。

○市区町村でも、前年に比べ改善の割合が増えているものの、国、都道府県と比較すると大きくその割合は下回っている。



(改善内容、意見等)

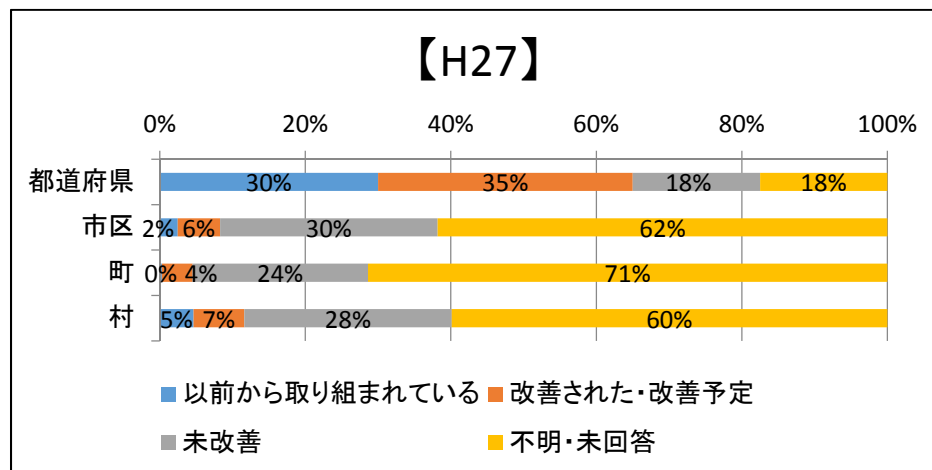
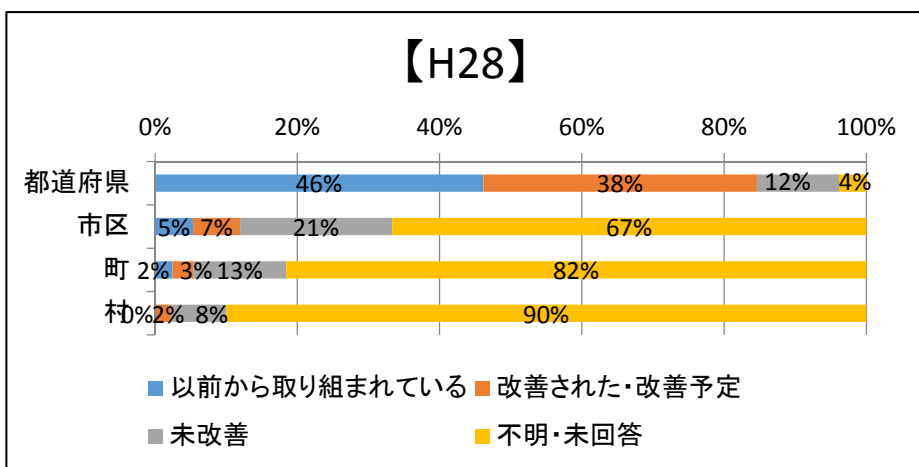
- ・3月末の工期設定が多いものの、繰越等の変更は極めて速やかに行われている。
- ・災害復旧工事においては、労務、資材確保(市場動向)に応じ、工期の緩和が可能になった。また、設計内容変更に伴う工期変更も考慮されるようになった。
- ・国土交通省が試行している完全週休2日実現モデル工事を受注しているが、他の発注機関もモデル工事の拡大に取り組んでもらいたい。完全週休2日制実現は、賃金引き上げがないと非常に難しいと思われる。

3. 工期設定について②

Q7 債務負担行為やゼロ債の活用などによる、発注時期や完成時期などの平準化に向けた積極的な取り組みが行われるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から取り組まれている」「取り組まれるよう改善された」の合計が8割を超え、前年に比べ改善が進んでいる。

○一方、市区町村では、不明・未回答が多い中ではあるが、実施済・改善の割合は僅かにとどまっている。



(改善内容、意見等)

- ・債務負担行為工事は、大規模工事で複数年に跨ることが確実な案件に適切しており、その他は繰越を前提に発注されている。
- ・発注時期、完成時期の平準化への認識が足りない市町もある。なお、工事内容(河川、営農)によっては、平準化が厳しいと思われるものもある。
- ・町では案件数が少ないので平準化発注ができないと思う。また、年度繰り越しなどは相変わらず少ないと感じる。

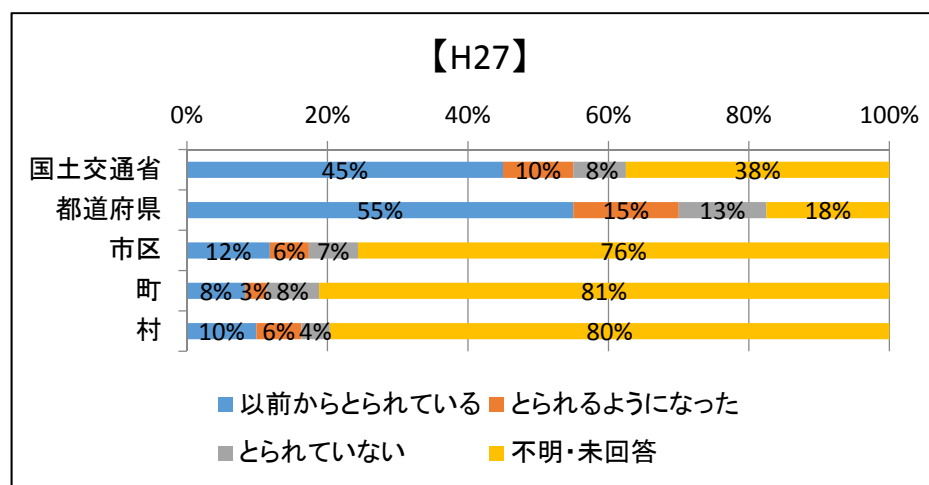
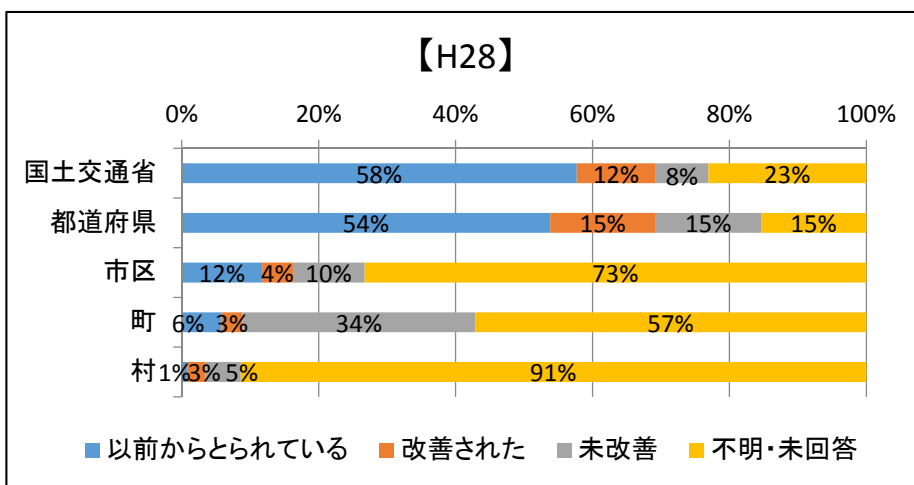
4. 入札不調・不落時の対応について

Q8 入札不調・不落時に、見積り活用方式などによる予定価格の見直しや随意契約の活用など適切な措置はとられるようになりましたか？

○国土交通省は、「以前からとられている」「改善された」の合計が7割となり、前年に比べ改善が進んでいる。

○都道府県は、前年とほぼ変わらない状況。

○市区町村は、実施済・改善の割合は僅かにとどまっている。



(改善内容、意見等)

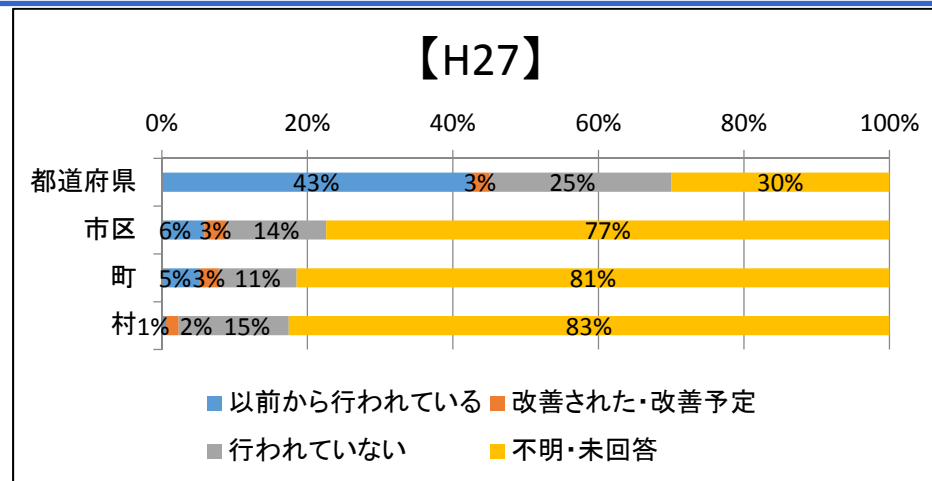
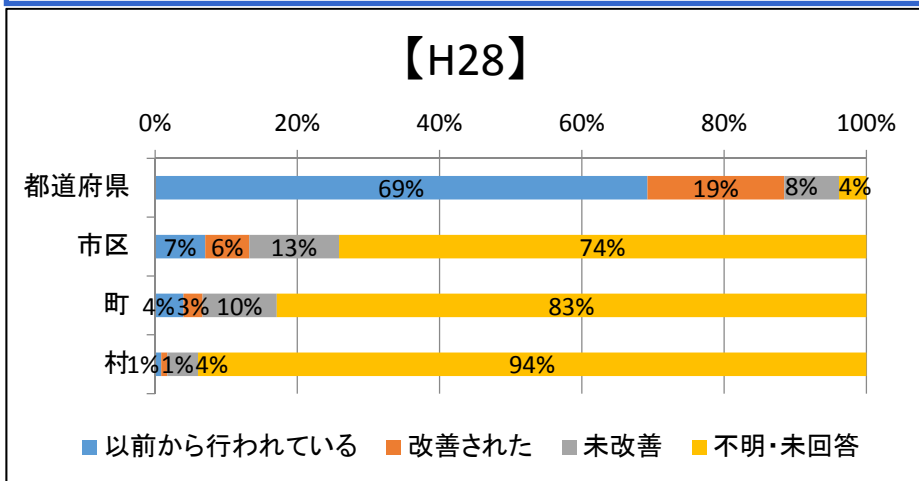
- ・複数からの見積徴収により、予定価格が実勢価格に近くなった。
- ・入札不調、不落の大きな原因の1つは標準歩掛りを基準とした積算方式にこだわるため、現場条件により日当たり施工量が確保できない場合、受注しても赤字になってしまう。見積活用方式を積極的に採用して採算が取れる積算方式を取り入れていただきたい。
- ・工期や施工条件に問題があるため入札不調・不落となった工事を、既に契約済みの工事の設計変更として増工するよう施工者に指示する例が報告されている。

5. 発注者の体制について①

Q9 入札・契約手続きや監督・検査などに係る発注者の体制が十分に整備されるような施策(職員の育成、外部支援の活用など)がとられていますか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が9割弱を占め、前年に比べ大幅な改善がみられる。

○一方、市区町村では、不明・未回答が多い中ではあるが、前年同様、実施済・改善の割合は僅かにとどまっている。



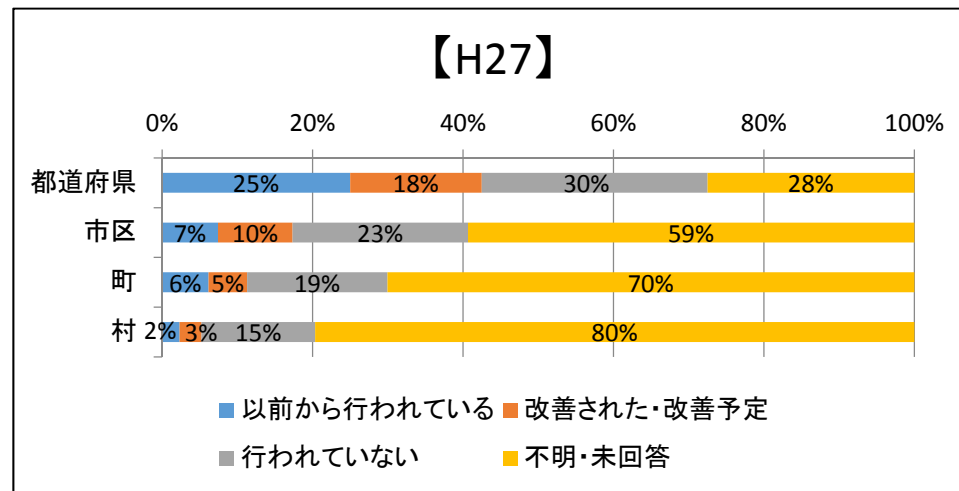
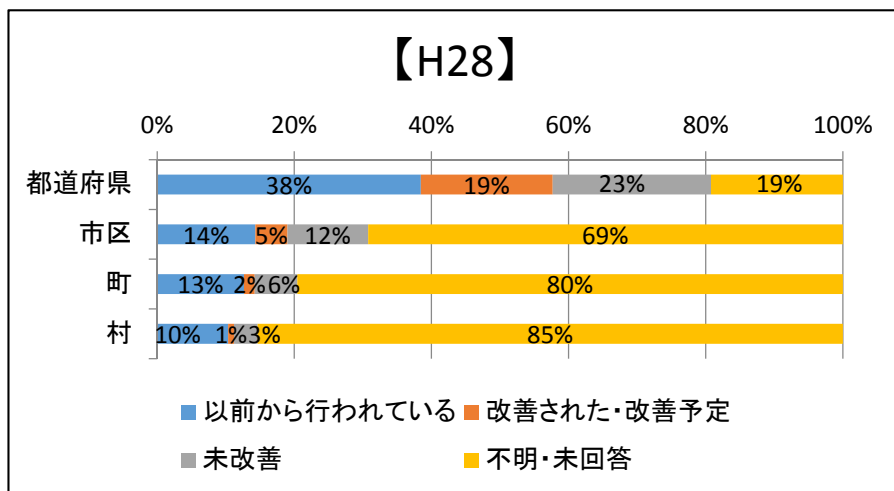
(改善内容、意見等)

- ・検査員が専任されてきて、検査体制がしっかりしてきた。また、外部や退職者の再雇用などの施策がなされている。
- ・設計事務所から技術員として補佐役がついたことはあったが、監督員の経験不足は否めない。
- ・県等が開催する技術研修会への参加により、技術力の向上は図られているものの、設計変更に係る対応は十分でないと思われる。
- ・監理を設計事務所等に委託している工事では、打合せ回数が少ないうえに詳細な内容が発注者に伝わらないことから、判断、指示に時間を要し、工事進捗に支障をきたしている。

5. 発注者の体制について②

Q10 地域の発注者間で、情報交換や連絡・調整、共通課題への対応など発注関係事務の適切な実施のために連携を図るような施策がとられていますか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が6割弱となり、前年に比べ改善が進んでいる。



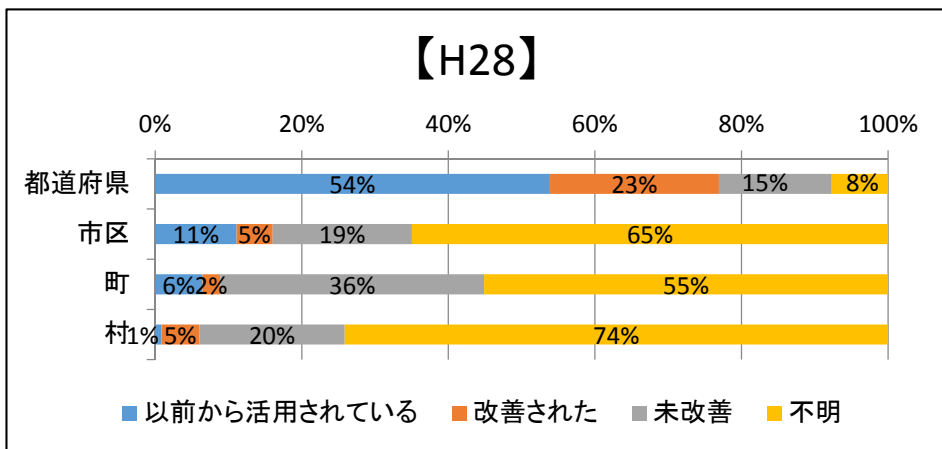
(改善内容、意見等)

- ・市発注の造成工事の残土を県及び道路公社発注の道路改良工事へ有効活用されているが、相互の工程調整は難しい。
- ・県と市町の担当者が集まる発注者協議会等の回数は増えているようだが、実質的な改善があったという話は聞かない。

6. 適切な入札契約方式の選択・活用について

Q11 工事の性格や地域の実情、発注体制などを踏まえた、適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から活用されている」「改善された」の合計が8割弱を占めている。
○一方、市区町村では、実施済・改善の割合は低く、未改善の割合も一定数見られる。



※H27調査なし。

(改善内容、意見等)

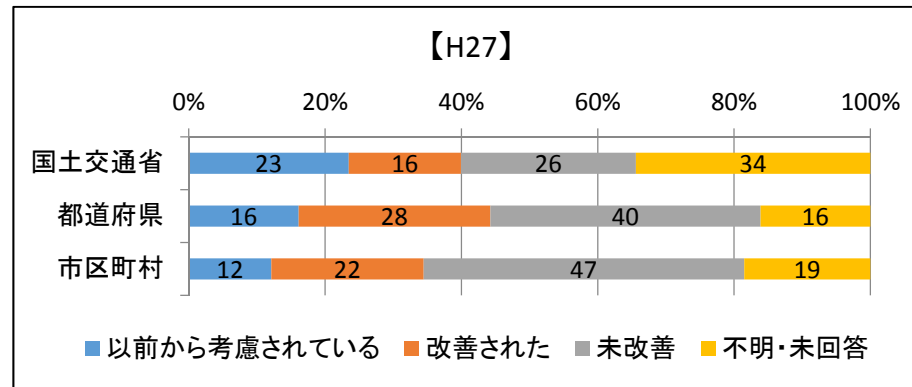
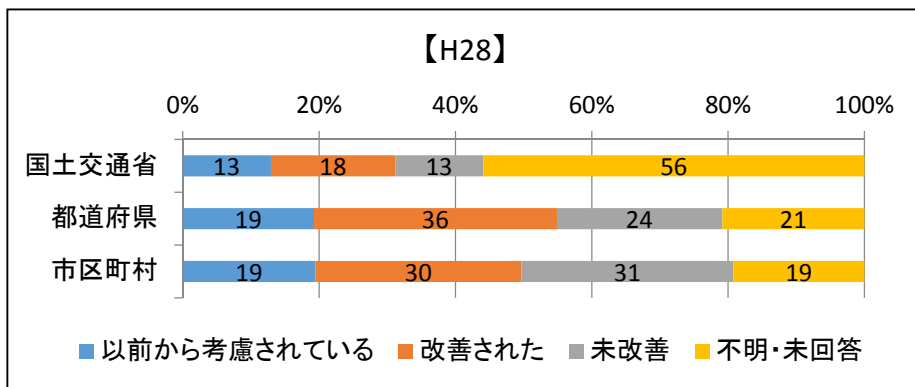
- ・震災などで緊急を要した場合の対応は、市町村に会社のある建設会社が必要になるので、特に市町村の発注工事は地域性に重点をおいた発注が望ましいと思われる。
- ・総合評価落札方式を活用した入札案件が増加している。総合評価落札方式を活用した上位ランク工事の発注において、市外業者は経営規模が大きく企業評価点等が高いことから、市内業者は適正価格を下回って応札しても受注できない状況にあり、市内業者に係る受注機会の確保や育成支援のため、何らかの優遇措置が必要不可欠である。
- ・発注者の都合に合う発注形態を採用される事が多く、市町では総合評価の採用率は低い。

調査結果 II. 会員企業からの回答

1. 工期設定について①

Q1 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？

- 国土交通省は、不明・未回答が多い中ではあるが、改善の割合に大きな変化はない。
- 都道府県は、「以前から考慮されている」「改善された」の合計が5割を超え、前年に比べ改善が進んでいるものの、「未改善」とするものも2割強ある。
- 市区町村でも、実施済・改善の割合が増え、「未改善」の割合が縮小はしているが、依然として3割強ある。



(改善内容、意見等)

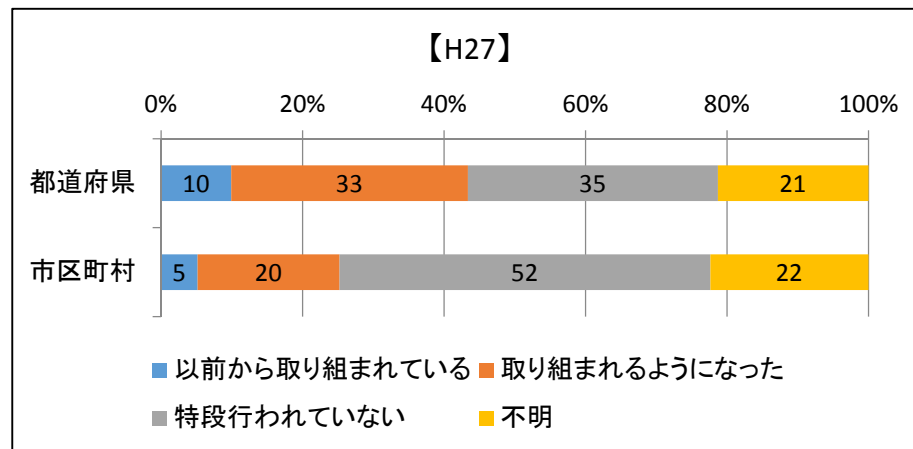
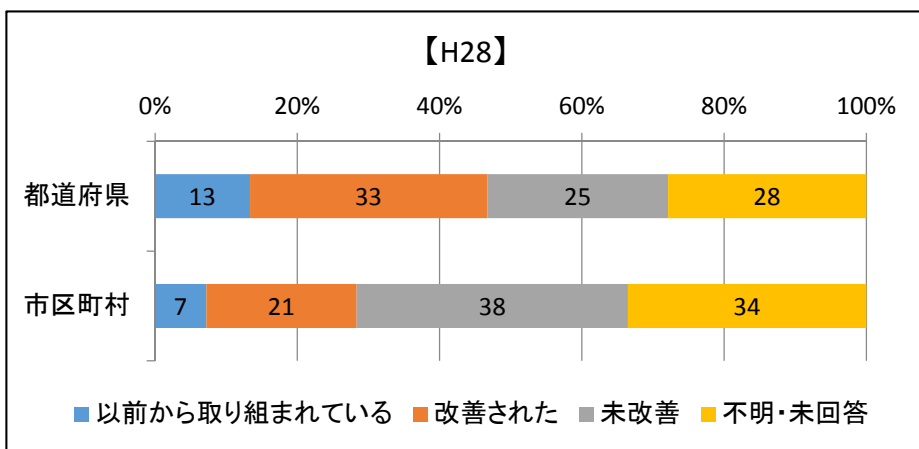
- ・国土交通省は4週6休、夏季年末年始休暇、天候などの影響も見込まれた不稼働率で設定されている。県、市町村も特記仕様書には記載されているが、天候などの影響もあり休めていない。また、予算の性質上繰越できない工事は年度末に工期を設定されている。
- ・完全週休2日制度の試行やフレックス工期等、前向きな取り組みがなされつつある。ただし、この場合のコスト増(発注単価の増額)に対する対応が課題である。
- ・4週6休はリース機材等の借用期間が延びるため、実際には無理な状況。

1. 工期設定について②

Q2 債務負担行為やゼロ債の活用などによる、発注時期や完成時期などの平準化に向けた積極的な取組みが行われるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が5割弱で、前年とほぼ変わらず。

○市区町村についても、前年とほぼ変わらず、実施済・改善の割合は3割弱にとどまっている。



(改善内容、意見等)

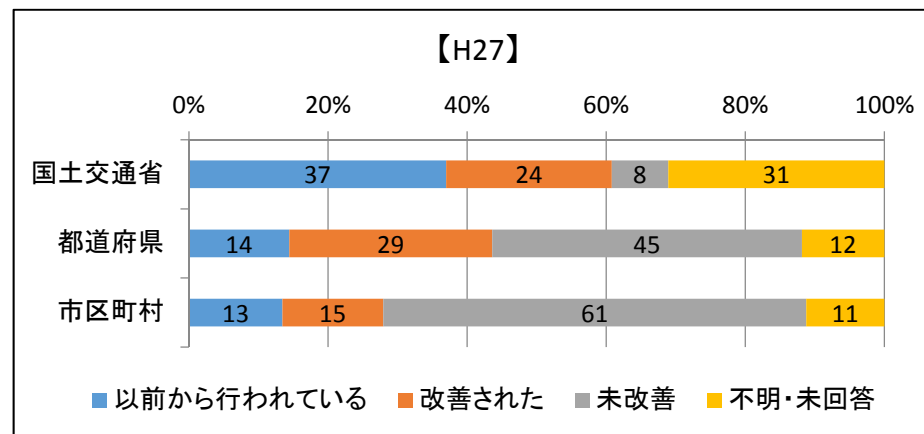
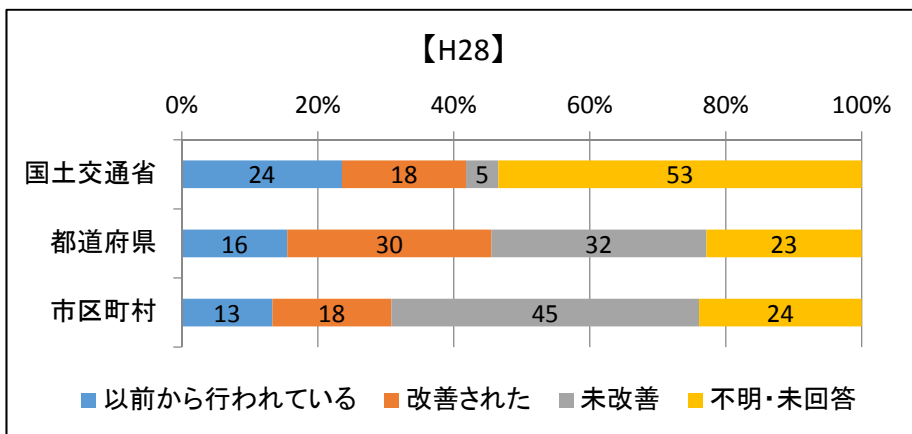
- ・国土交通省で指導しているゼロ国債等を利用した早期発注、平準化により当地域の天候影響を受ける事が少なくなり、工程のフォローアップが可能となってきた。
- ・工期設定に配置技術者等の余裕期間が設定された。また、全ての工事では無いが、準備期間も設定され計画について詳細に行うことが可能になった。
- ・発注時期が前倒しされ、第4四半期の発注予定が少なくなった。年度を跨ぐ工期の延期が簡単に行われるようになった。
- ・相変わらず4～5月にかけて発注件数が少ない。6月以降に集中するために配置技術者の不足や配置計画ができない。

2. 契約変更について①(三者会議など)

Q3 三者会議(発注者、施工者、設計者)などの活用により、受発注者間での情報共有は行われていますか？

○国土交通省は、不明・未回答が多い中ではあるが、都道府県、市区町村に比べ「未改善」の割合は低い。

○都道府県、市区町村では、ともに「以前から行われている」「改善された」の合計が僅かに増加しているものの、「未改善」の割合が3~4割と多い。



(改善内容、意見等)

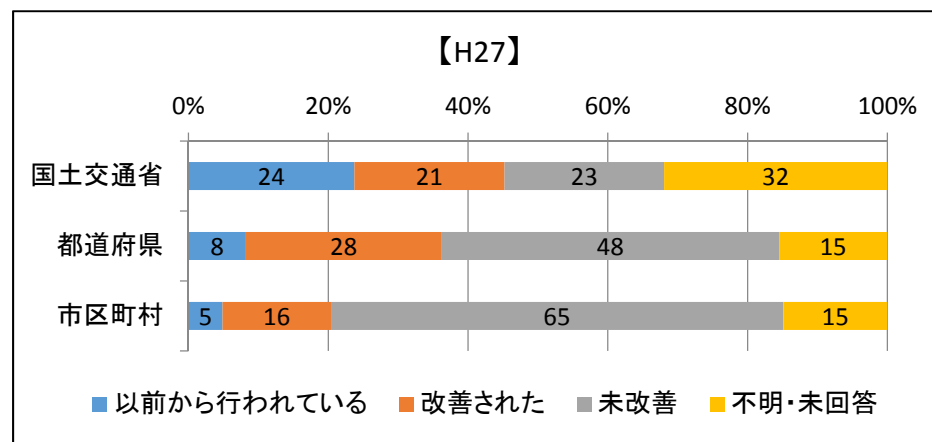
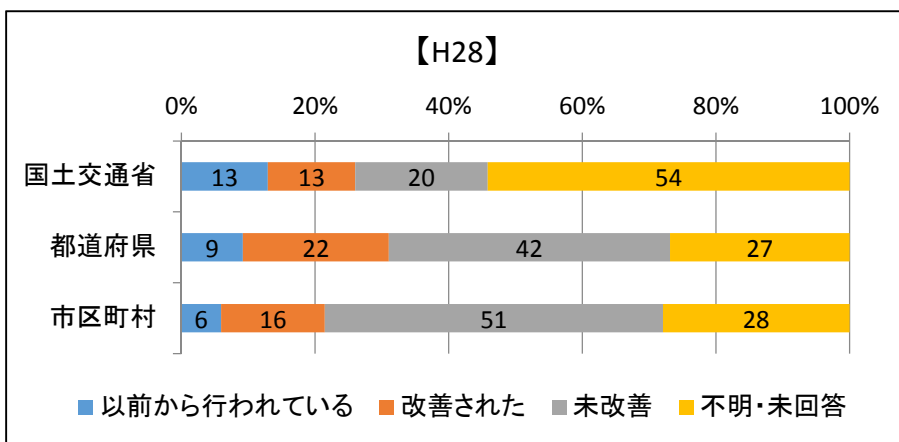
- ・受注者の調査結果から工事内容を変更する機会が多く、情報共有は進んでいる。しかし、調査結果に基づいて施工提案するため、本施工の着手まで期間を要することとなっている。
- ・市町村や民間工事では三者会議が行われていない。是非、どのような小さな工事でも、設計思想等が理解できるように、三者会議を開催してもらいたい。
- ・三者で打ち合わせる機会は確実に増えている。施工者と設計者が直接話すことにより、問題解決の時間が縮まった。
- ・発注機関、担当者レベルで大きな差があると感じている。工事の内容にもよるが、原則全現場行うように徹底願いたい。

2. 契約変更について②(ワンデーレスポンスなど)

Q4 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？

○国土交通省は、不明・未回答が多いものの、「未改善」の割合が高い。

○都道府県、市区町村では、「以前から行われている」「改善された」の合計が都道府県で3割、市区町村では2割にとどまり、いずれも「未改善」の割合が依然として高い。



(改善内容、意見等)

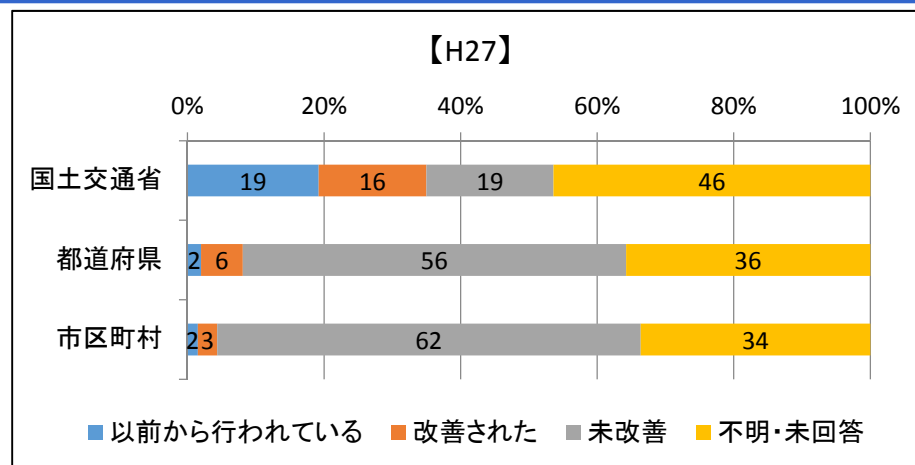
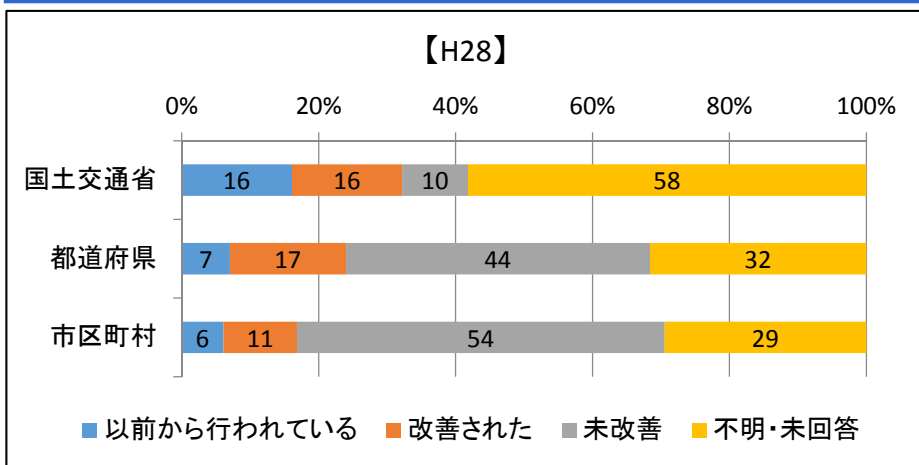
- ・国土交通省は、上席者が関与してくれることにより協議内容の回答が比較的早いと感じられる。地方公共団体になると、内容によっては、協議に対する回答が遅かったり、協議そのものを受け付けないなど、未だに改善されていない。
- ・情報共有を含めた対応で担当者によって力量の差が大きい。良い担当者は改善されているが、そうでない担当者は改善されていない。
- ・各行政機関ともワンデーレスポンス開始当初は、回答時期等を具体的に回答してもらえたが、時間が経つにつれレスポンスが低下し、前の状況に戻りつつある。
- ・最近、情報共有システムを使っの、打合せ・協議が行われるようになったが、何日間もシステムを確認してもらえないことがある。

2. 契約変更について③(設計変更審査会など)

Q5 設計変更手続きの迅速化、透明性の確保などのために、受発注者が集まり協議する会議(設計変更審査会など)は行われていますか？

○国土交通省は、不明・未回答が多いものの、「未改善」の割合は低い。

○都道府県、市区町村は、ともに「以前から行われている」「改善された」の合計が前年に比べ増えてはいるものの、都道府県で4割以上、市区町村で5割以上が「未改善」のままである。



(改善内容、意見等)

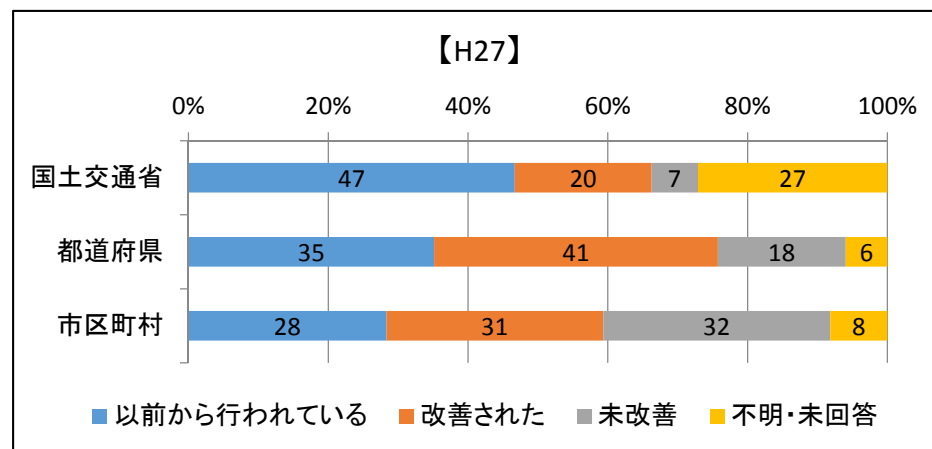
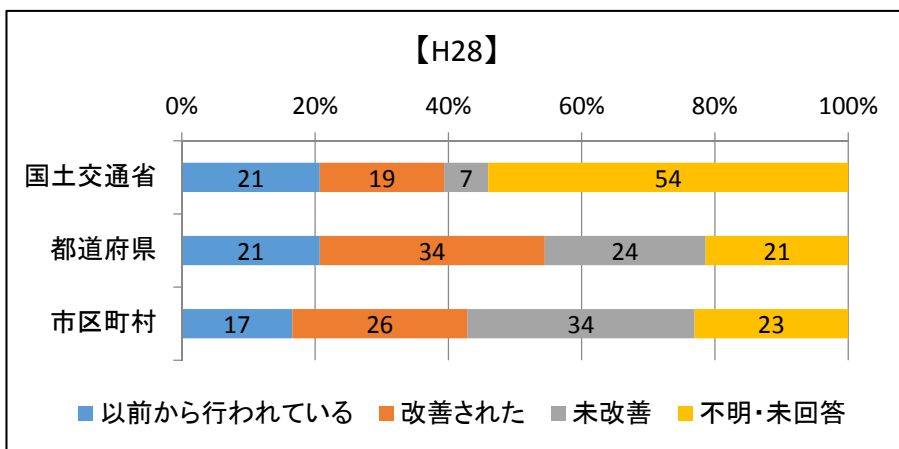
- ・発注者と協議を重ねながら設計変更を進めているが、審査会という形式ではない。できれば受注者が参加できる設計変更審査会の場を作っていただきたい。
- ・設計変更審査会実施後、追加資料の請求が多く、決裁に時間を要する場合があるので、改善してもらいたい。
- ・市町村では、設計変更に係る指示書を作成することを嫌がる監督員が未だに多いので、透明性が確保されているとは感じない。

2. 契約変更について④(必要な契約変更の実施)

Q6 施工条件の変化などに伴う、必要な変更契約が行われていますか？

○国土交通省は、不明・未回答が多いものの、「未改善」の割合は低い。

○都道府県、市区町村は、ともに「以前から行われている」「改善された」の合計が前年に比べ縮小し「未改善」の割合が増えるなど、実施状況が不安定であると思われる。



(改善内容、意見等)

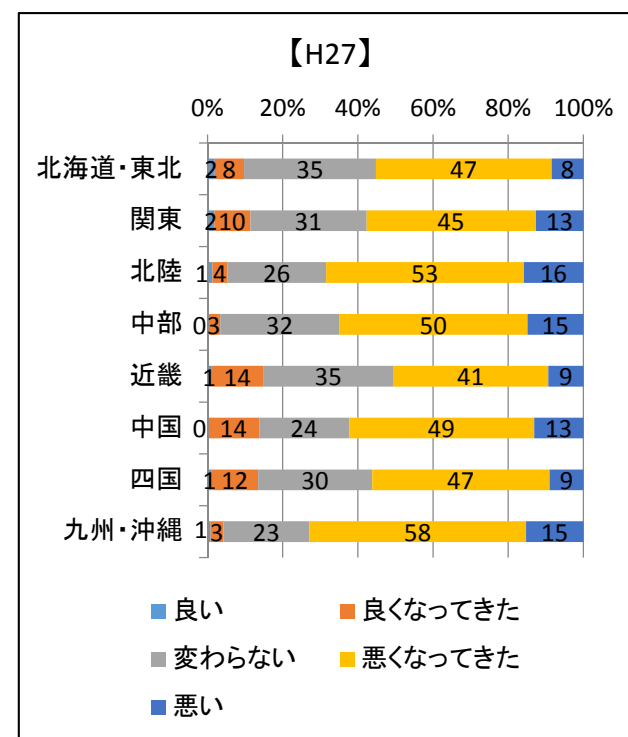
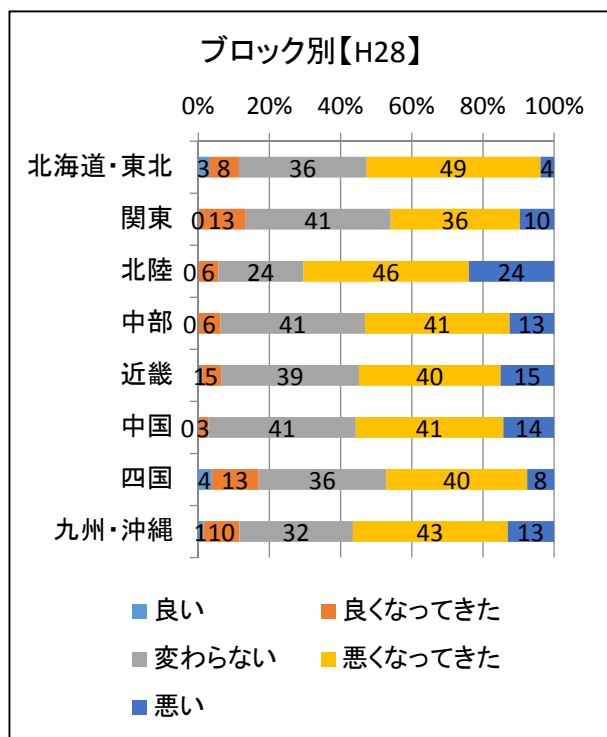
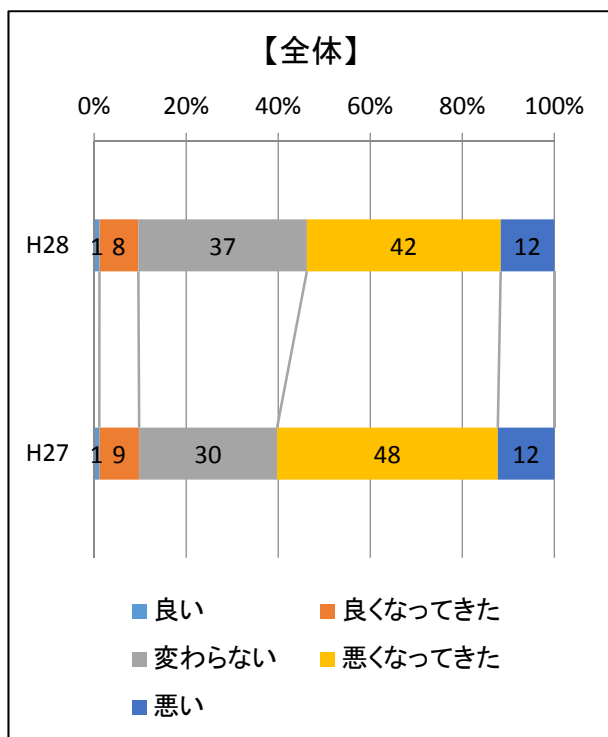
- ・県においては、国土交通省に準拠する形で設計変更ガイドラインが制定されたが、運用上改善はまだみられない。また、市町村においては未策定であり、数量変更程度の設計変更しか行われていない。
- ・変更契約金額が工事金額に対する割合で上限があり、実際の変更増額が認められないケースがあった。変更増工分については所要金額を認めてほしい。
- ・国土交通省では、設計変更ガイドラインに基づき適正に行われ、「付加的業務」においては対価も支払われる(対価については、実際と乖離している場合もある)。県については、ガイドラインはあるが、担当者に格差があり、適切な契約変更が行われない場合がある。市については、ガイドラインもない。

3. 会員企業の現況①(受注状況)

Q7 平成27年度の同時期に比べて、受注の状況はどのようになっていますか？

○全体で見ると、前年に比べ「良い」「良くなってきた」とする割合は変わらず、合計で1割程度であるのに対し、「悪い」「悪くなってきた」とする割合は、若干縮小したとはいえ、5割強となっている。

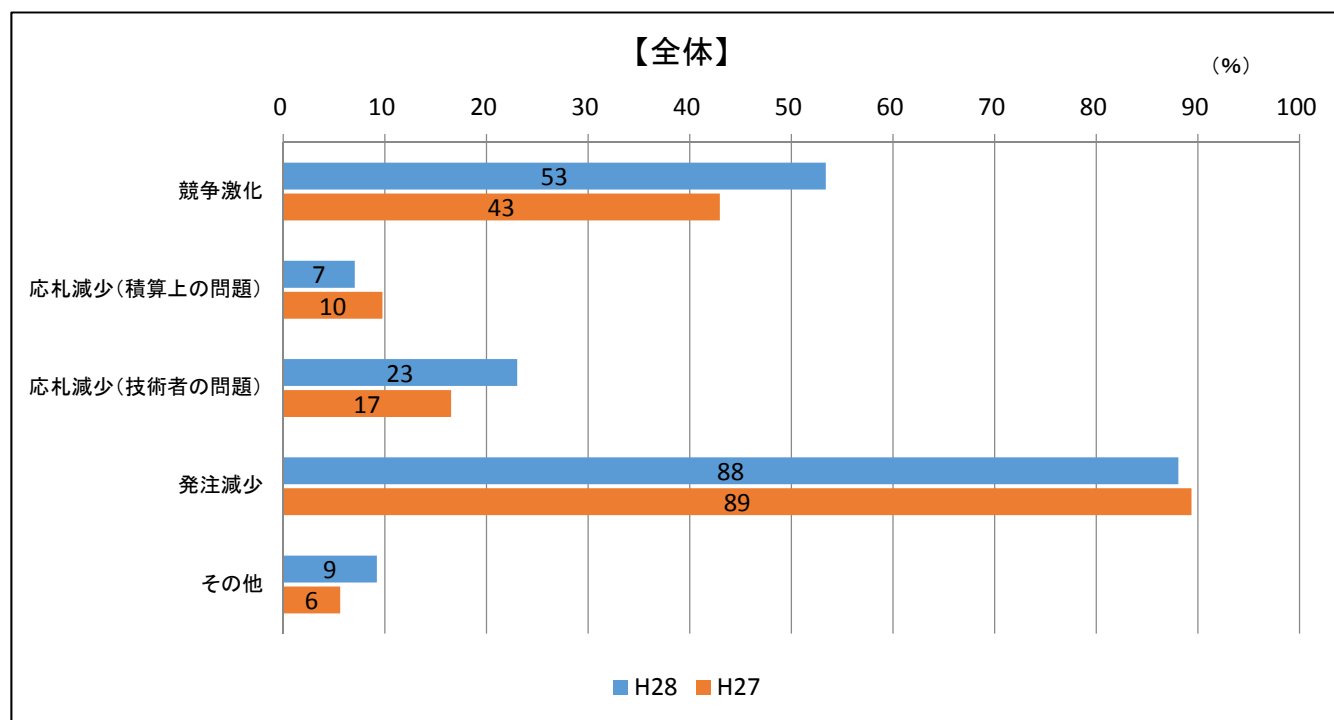
○ブロック別では、特に北陸で「悪い」「悪くなってきた」とする回答が7割となっている。



3. 会員企業の現況②(受注の悪化要因)

Q8 受注の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○受注悪化の要因については、前年と比較して全般的な傾向に変わりはなく、「発注減少」が最も多い。項目別では「競争激化」が10ポイント、「応札減少(技術者の問題)」が6ポイント上昇している。

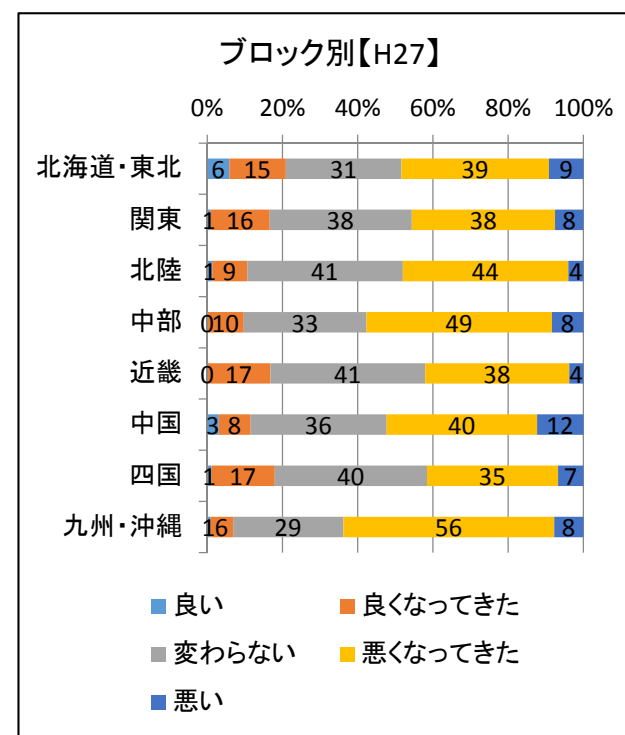
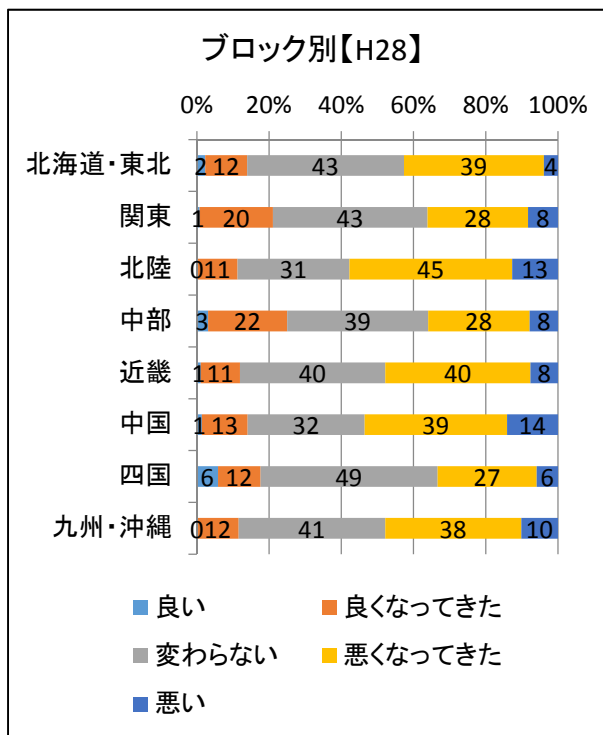
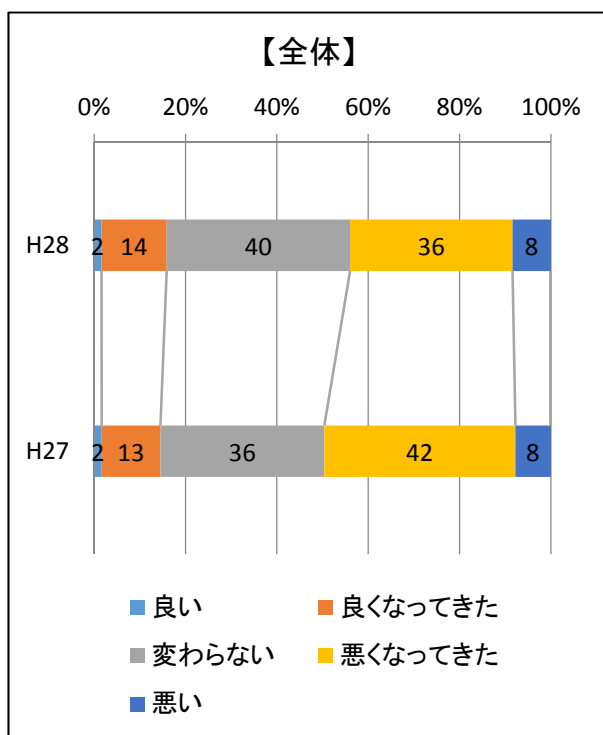


3. 会員企業の現況③(利益の状況)

Q9 前期決算と比べて、利益の状況はどのようになっていますか？

○全体で見ると、前年と比べ「良い」「良くなってきた」とする割合は変わらず、合計で15%程度。また、「悪い」「悪くなってきた」とする割合が6ポイント縮小しているものの依然として4割以上となっている。

○ブロック別では、北陸で悪化傾向が見られる。

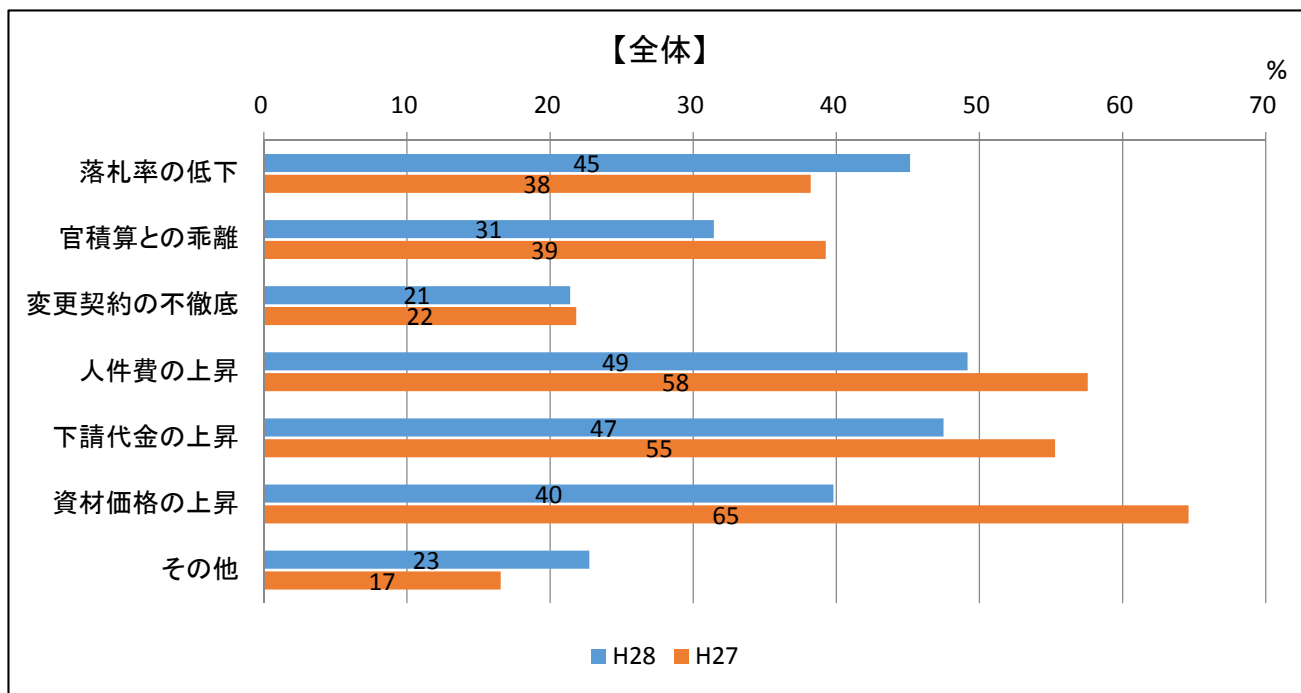


3. 会員企業の現況④(利益の悪化要因)

Q10 利益の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○利益状況の悪化要因については、多い順に「人件費の上昇」、「下請代金の上昇」、「落札率の低下」となっている。

○前年に比べ、「資材価格の上昇」を挙げる声が大きく減少し、「落札率の低下」が増えている。

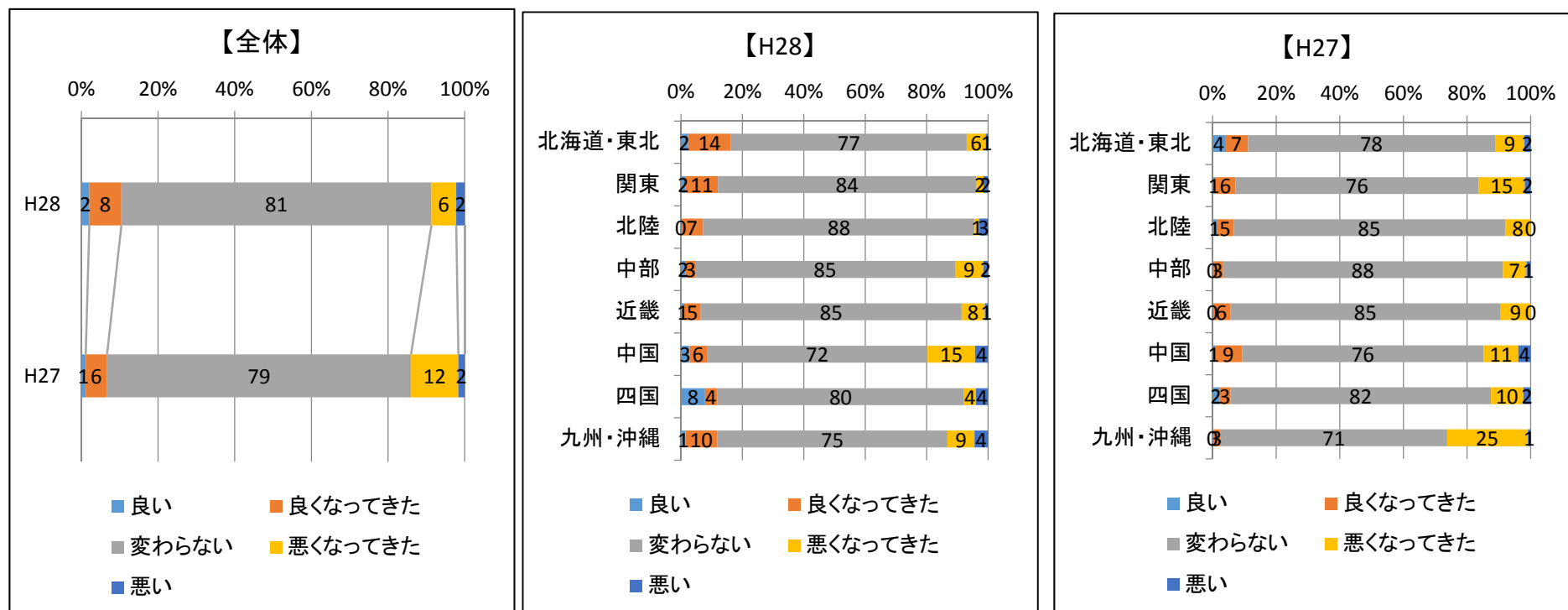


3. 会員企業の現況⑤(資金調達状況)

Q11 前期決算と比べて、資金調達状況はどのようになっていますか？

○資金調達については、「変わらない」とする声が全体の8割を占めており、状況に変化なし。前年と比較すると、「良い」「良くなってきた」とする割合がわずかに増え、「悪くなってきた」とする割合が若干縮小している。

○ブロック別で見ても、すべてのブロックで7割以上が「変わらない」としている。

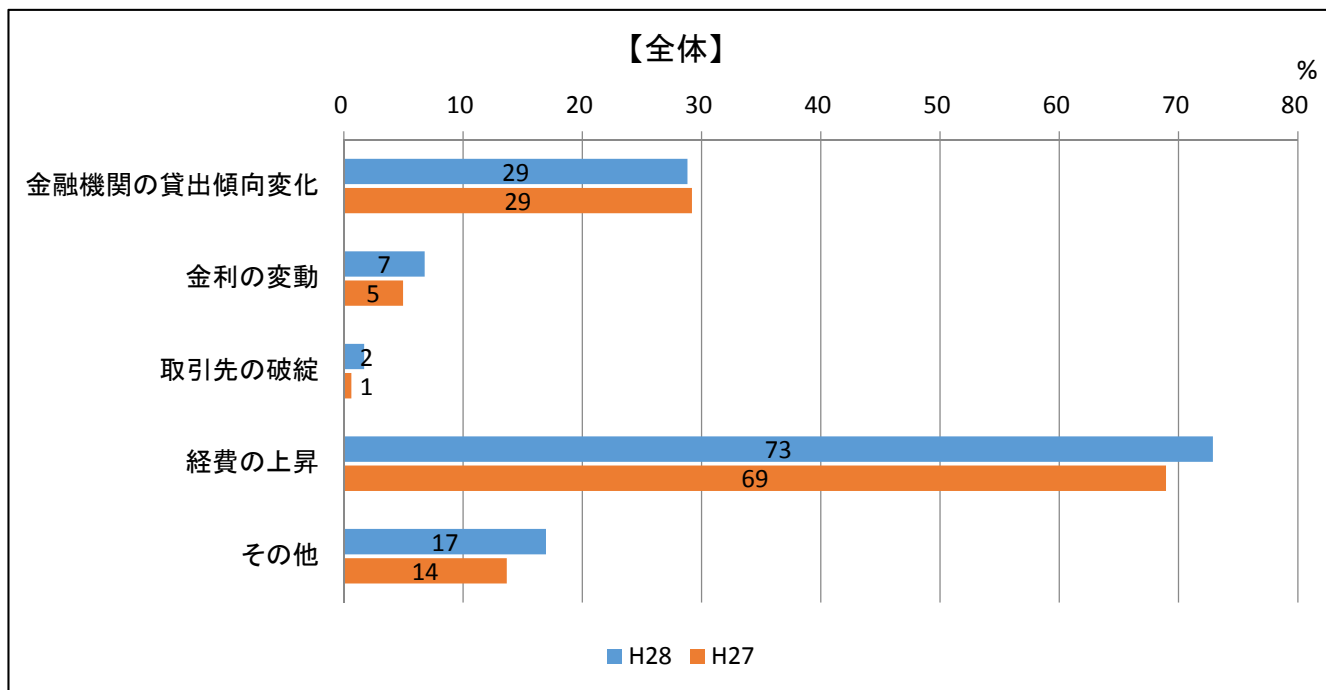


3. 会員企業の現況⑥(資金調達の悪化要因)

Q12 資金調達の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○資金調達の悪化要因については、対象企業の7割以上が「経費の上昇」を挙げており、次いで「金融機関の貸出傾向変化」が約3割となっている。

○前年との比較では、全般において大きな変化は見られない。

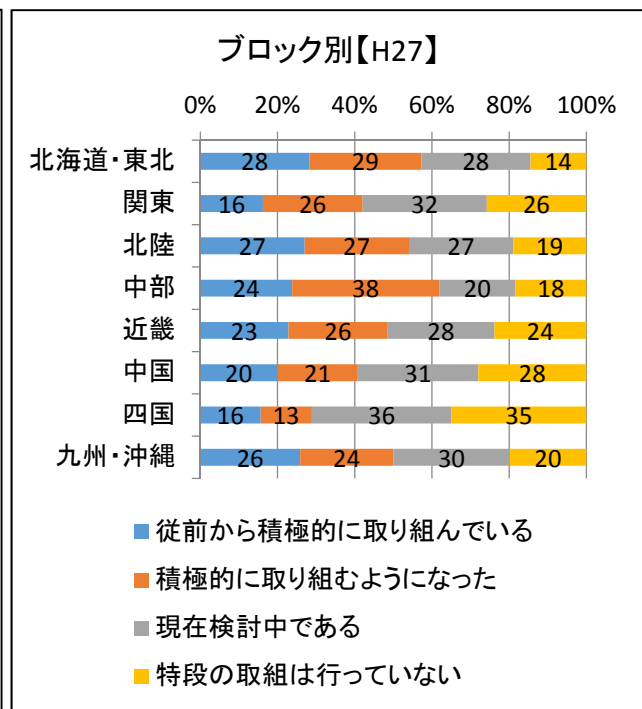
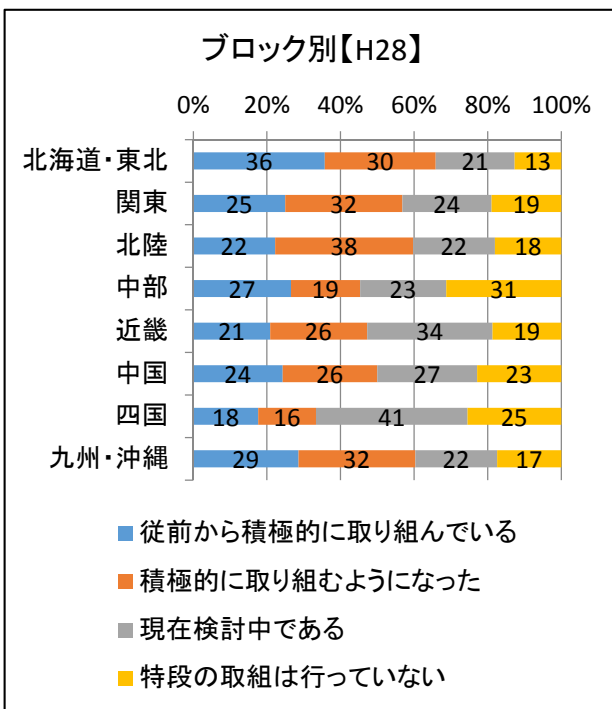
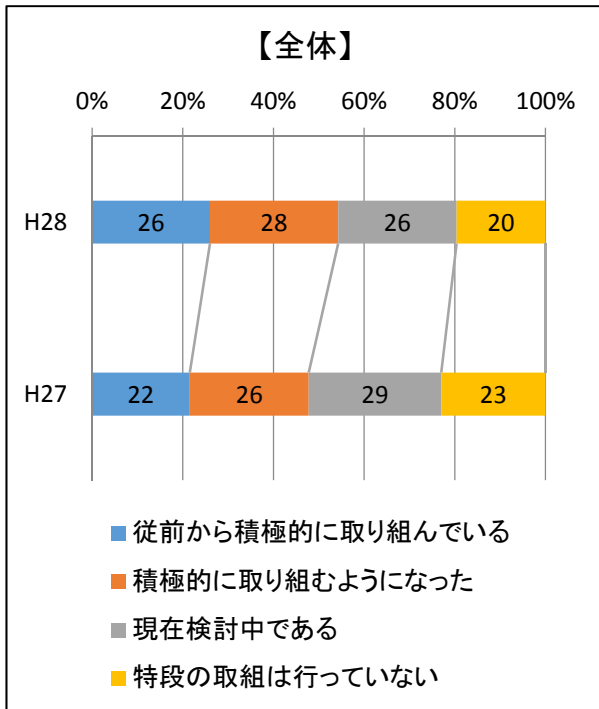


3. 会員企業の現況⑦(技術者・技能者の確保・育成)

Q13 処遇改善やOJT、OFF-JTの充実など、技術者・技能者の確保及び育成の取組みについてお聞かせください。

○技術者・技能者の確保・育成については、検討中を含め8割が何らかの取組みを行っている。また、前年との比較では、「積極的に取り組んでいる」、「取組むようになった」とも割合が増えており、「積極的に」に取り組んでいるのは5割以上になる。

○ブロック別で見ると、北海道・東北、関東、北陸、九州・沖縄で、以前に比べ「積極的に取組むようになった」とする割合が3割以上となっている。



設計変更等に関するアンケートの結果について

平成 28 年 9 月 30 日
(一社) 全国建設業協会

工事設計変更等の実態や課題を把握し、会員企業の収益向上、経営改善に役立てるため、本調査を実施した。

【調査の内容】

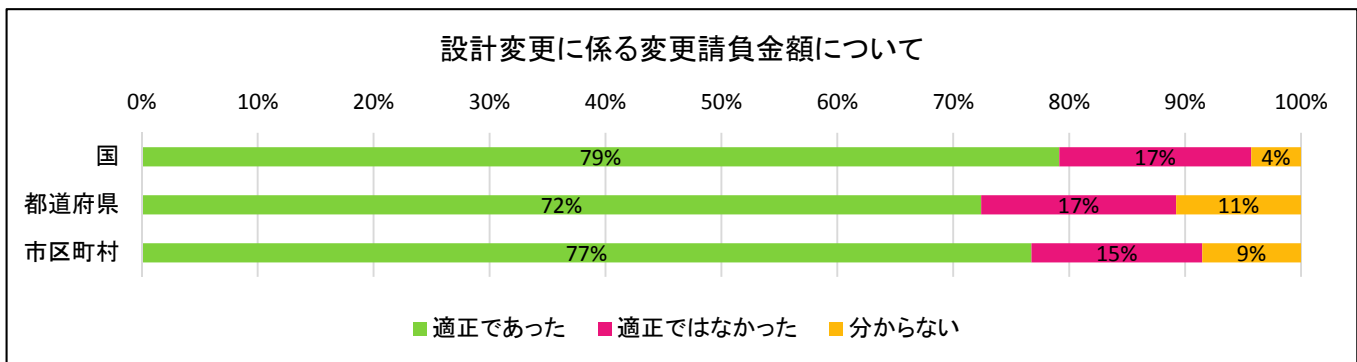
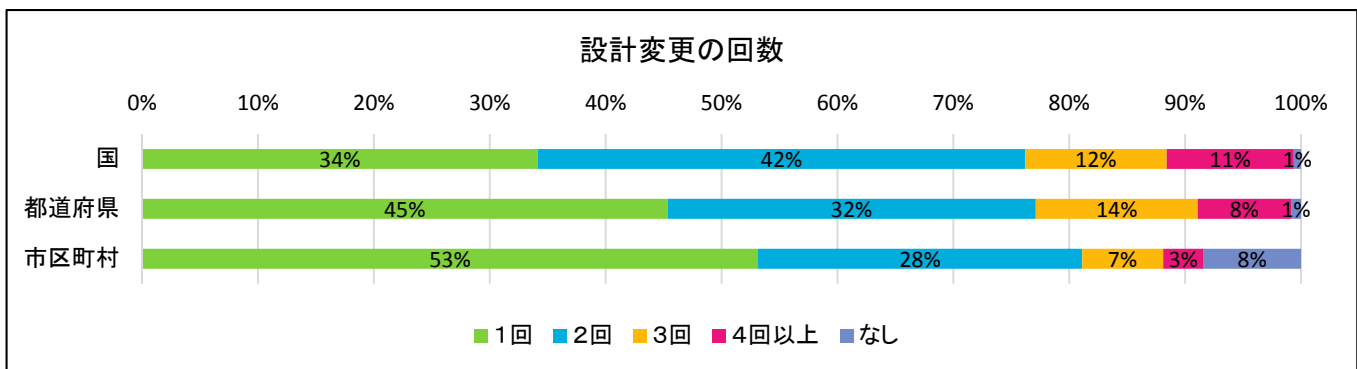
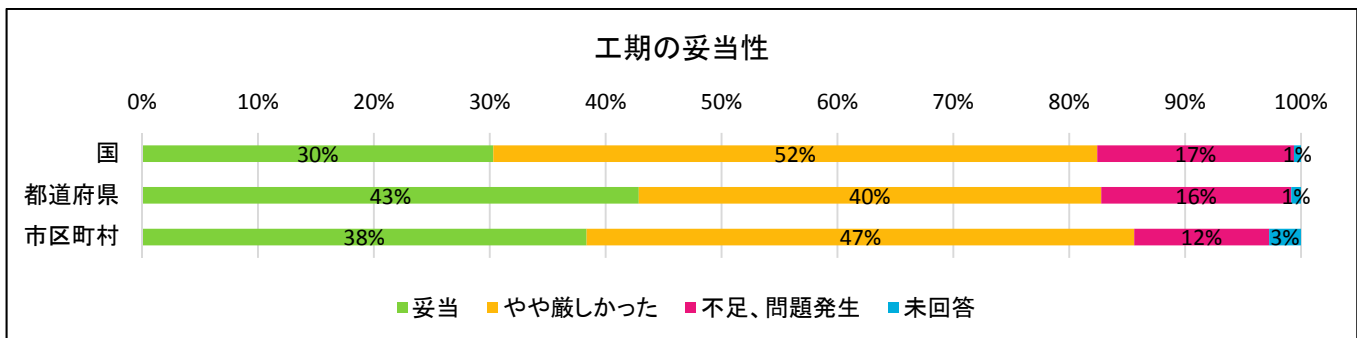
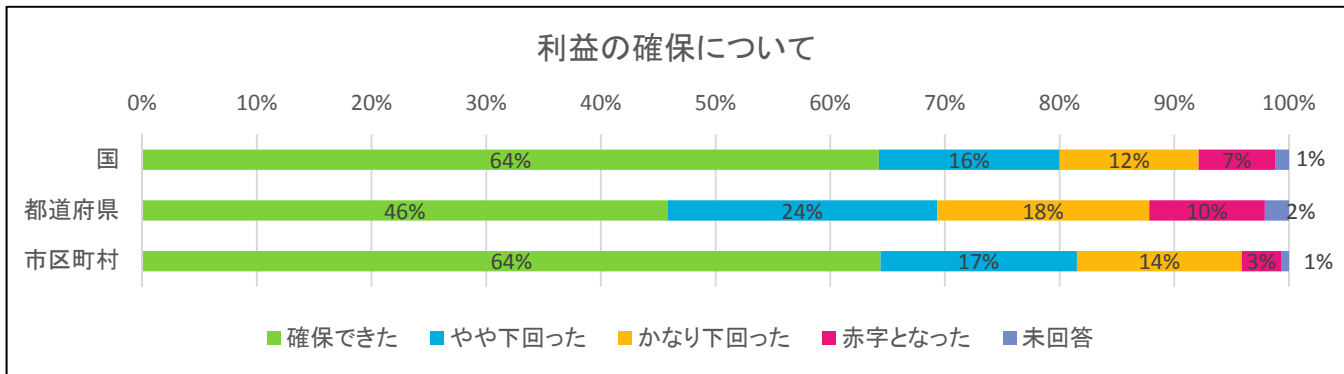
会員企業の施工工事の実態に関して、特に「設計変更」に係る各発注機関の対応状況について調査する。

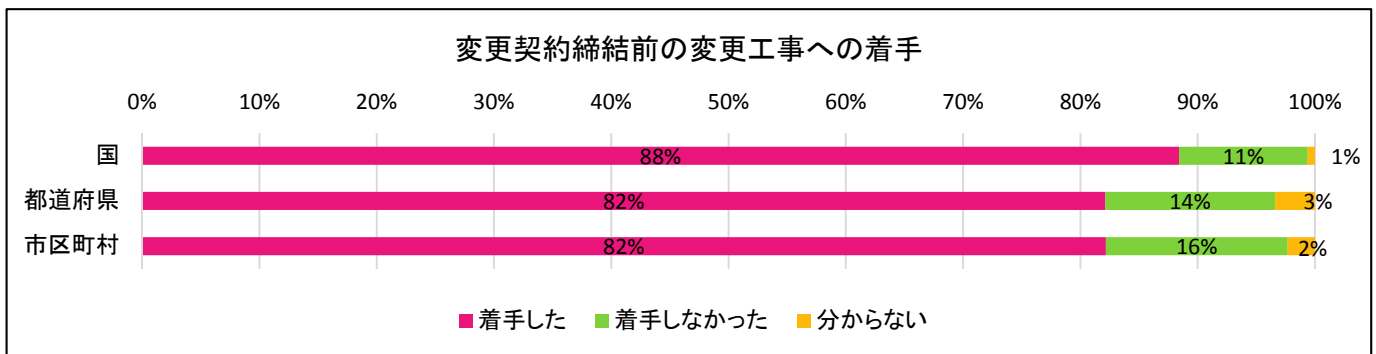
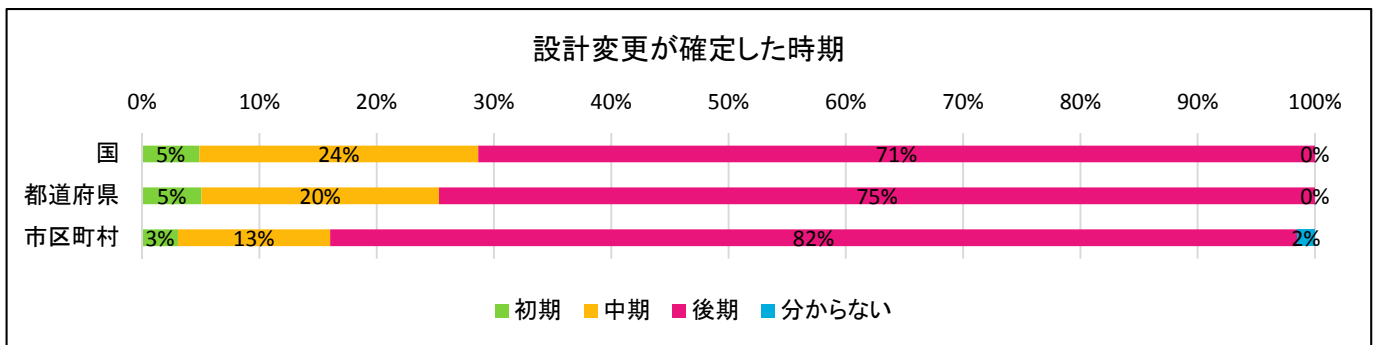
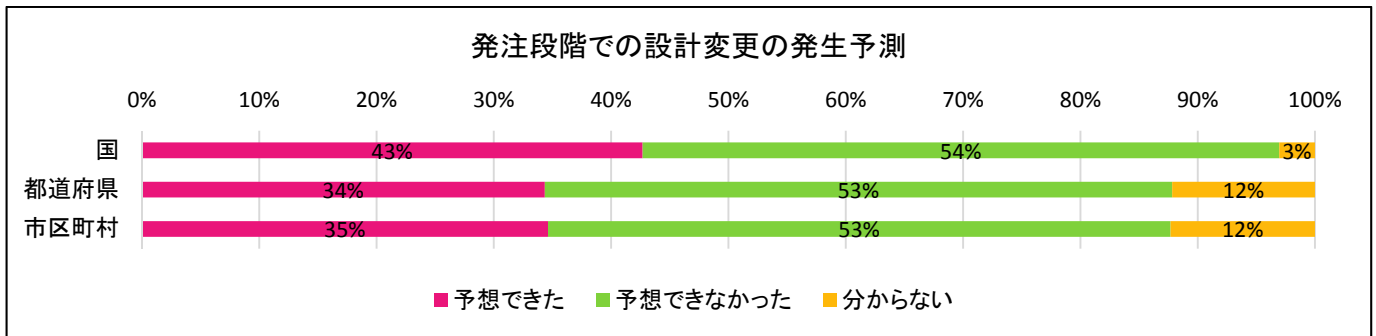
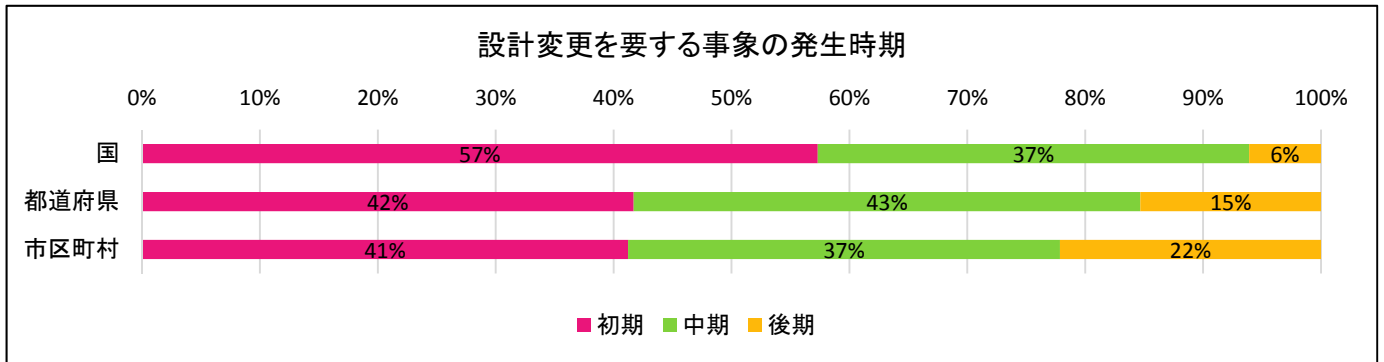
【実施概要】

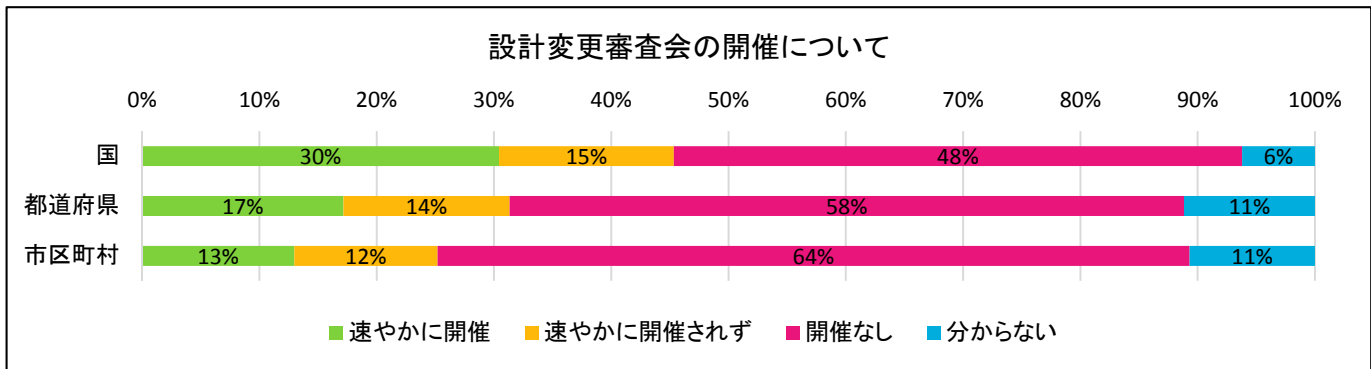
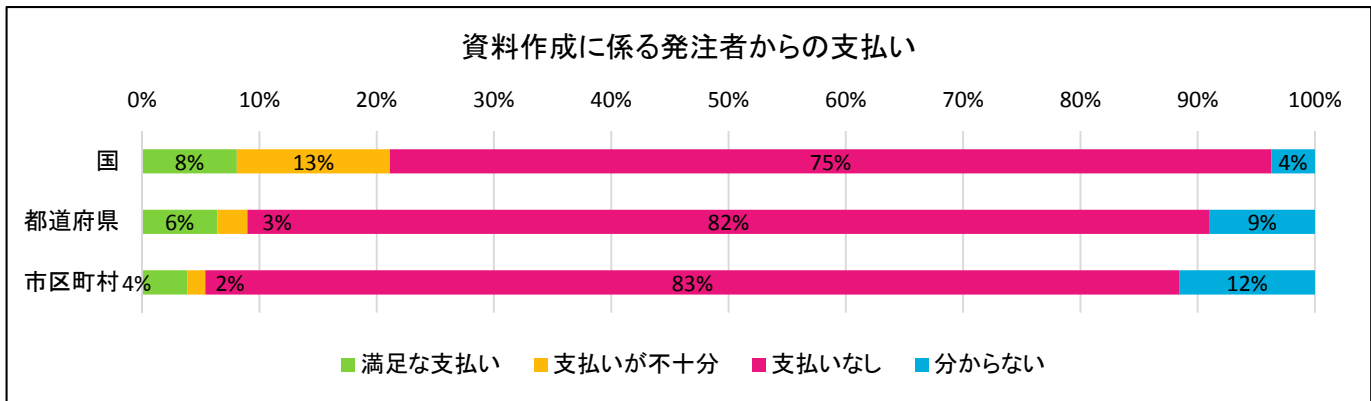
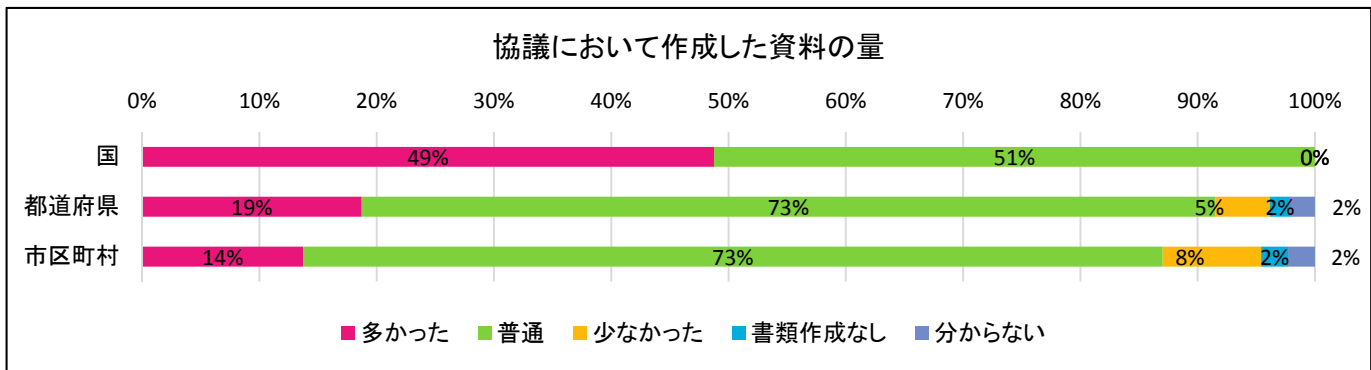
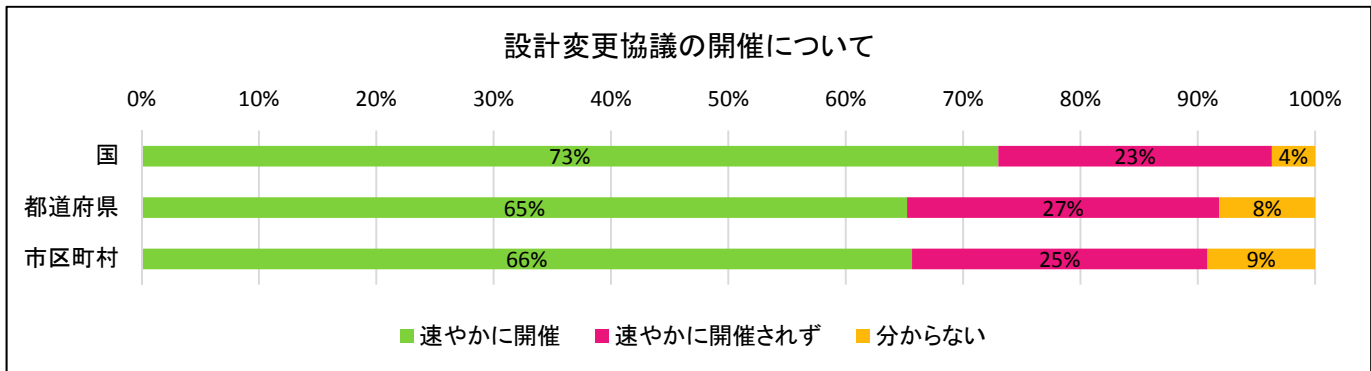
- ・ 調査日 平成 28 年 6 月～8 月
- ・ 対象工事 国（直轄工事）、都道府県、市区町村、その他発注の土木工事
※ J V 工事を除く
平成 27 年度の契約で平成 28 年 3 月 31 日までに完成した工事
※平成 26 年度に契約したいわゆる債務負担行為工事、ゼロ債工事などを含む。
- ・ 回答数 556 件（国 165 件、都道府県 238 件、市区町村 146 件、その他 7 件）

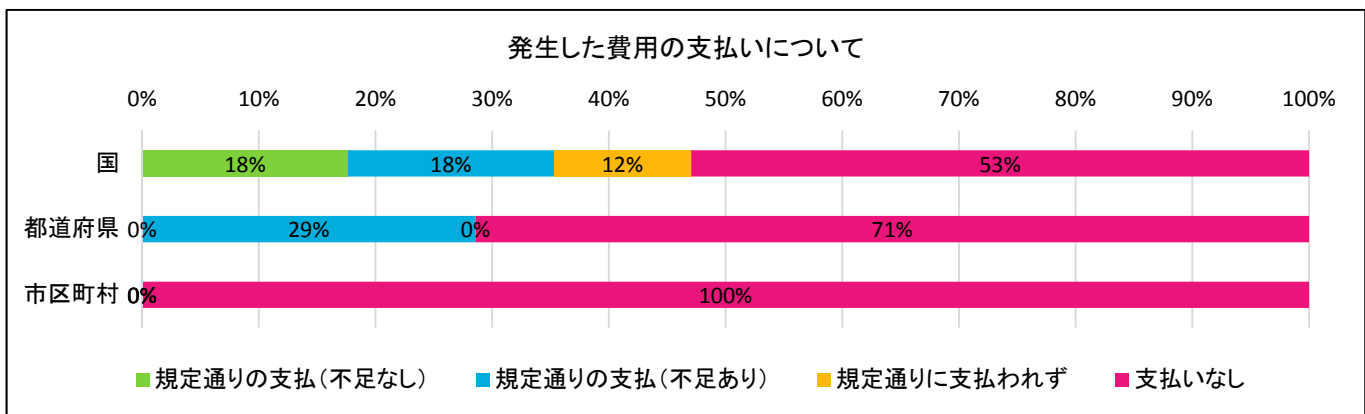
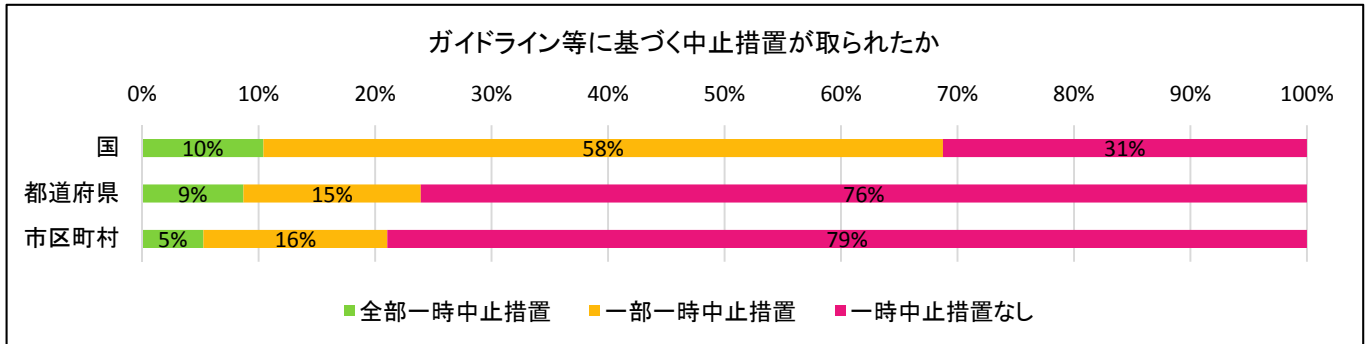
【調査結果の概要】

- 「利益の状況等」については、国、市区町村工事では、6割以上が「**予定通りの利益を確保**」しているが、都道府県工事は、半数以下（46%）となっている。
- 「工期の妥当性」については、各発注機関とも「やや厳しい」「不足、問題発生」とする割合が「妥当」とするもの以上に多い。
- 「設計変更の回数」は、「変更なし」を含め「**2回**」以内が国、都道府県工事で8割弱、市区町村工事で9割を占める。
- 設計変更に係る「**変更請負金額**」については、各発注機関いずれも「**適正**」が7割超。一方、「**適正でなかった**」は15%前後。
- 「設計変更となる（最初の）事象が発生した時期」を「**初期**」としているのは、国工事で6割弱、都道府県、市区町村工事で4割強。さらに、これら事象の発生を国工事で4割以上、都道府県、市区町村工事で3割以上が「**予想できた**」としている。
- 「**変更契約の確定時期**」は全体の7割以上が「**後期**」で、4割前後が時期は「**適切でなかった**」としている。なお、「**変更契約締結前の変更工事着手**」は全体の8割以上。
- 「**設計変更協議**」の発議は「**受注者**」からが5～6割。協議は約7割が「**速やかに開催**」されている。なお、「**概算変更金額の確認**」は、国工事で6割、都道府県、市区町村工事で約7割が確認できている。
- 設計変更協議における「**資料の量**」は、国工事で約半数が「**多かった**」としている。なお、「**資料作成に対する支払い**」は大半が「**支払いなし**」であり、支払いがあったのは、国工事で2割、都道府県、市区町村工事は1割に満たない。
- 「**設計変更審査会**」は、国で4割以上、都道府県で3割、市区町村で2割以上が開催。なお、「**開催効果**」については、7割前後が「**効果あり**」としている。
- 「**受注者の責任によらない事由による工事中止**」の発生は1割～3割。なお、「**ガイドライン等に基づく措置**」について、国では約7割で一時中止措置が取られているが、都道府県、市区町村は2割強にとどまる。
- 「**工事中止に伴う費用の発生**」に対する支払いは、国工事で約5割、都道府県工事で約3割が何らかの支払いを受けているが、市区町村工事では全ての回答が「**支払いなし**」となっている。









以上

設計変更等に関するアンケート
報告書

平成28年9月30日

一般社団法人 全国建設業協会



目次

○調査概要	P. 2
○回答の属性	P. 3
○調査結果		
1-1. 利益の状況等	P. 7
1-2. 工期の妥当性	P. 8
2-1. 設計変更の内容等	P. 9
2-2. 変更請負金額の内容等	P. 10
3. 変更事象の発生について	P. 11
4. 変更契約の時期など	P. 12
5. 設計変更に係る協議	P. 13
6. 設計変更に係る協議資料	P. 14
7. 設計変更審査会	P. 15
8-1. 工事中止について	P. 16
8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸	P. 17
9. 発注者の対応	P. 18

調査概要

【調査の目的】

工事設計変更等の実態や課題を把握し、会員企業の収益向上、経営改善に役立てるため、本調査を実施した。

【調査の内容】

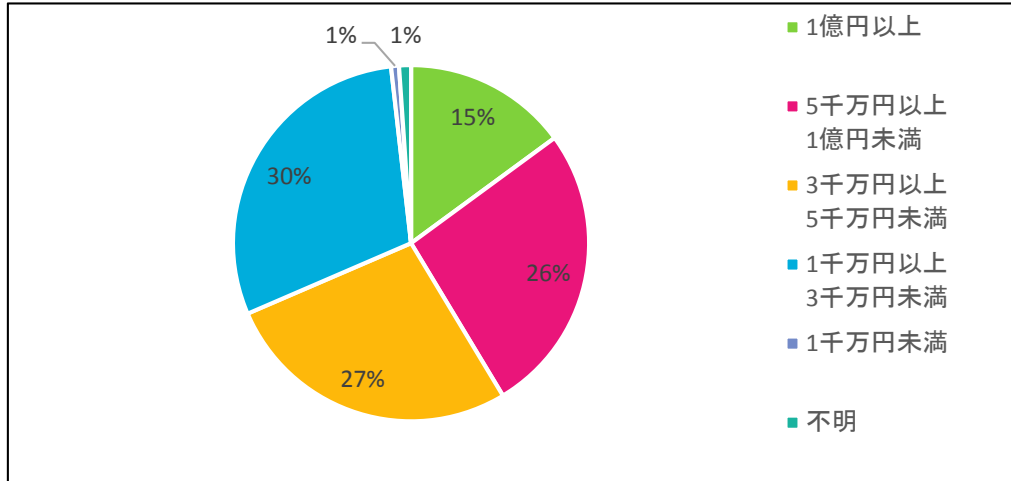
会員企業の施工工事の実態に関して、特に「設計変更」に係る各発注機関の対応状況について調査する。

【実施概要】

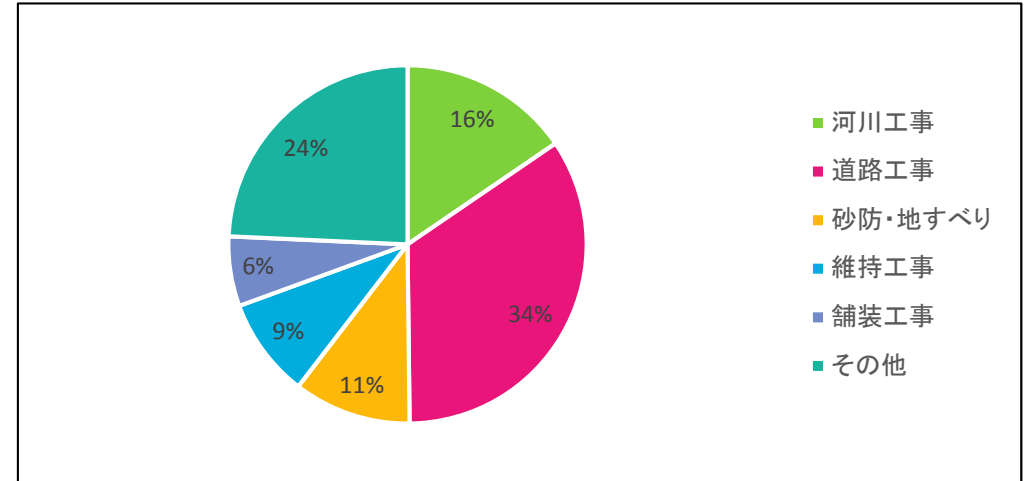
- ・調査日 平成28年6月～8月
- ・対象工事 国(直轄工事)、都道府県、市区町村、その他発注の土木工事
※JV工事を除く
平成27年度の契約で平成28年3月31日までに完成した工事
※平成26年度に契約したいわゆる債務負担行為工事、ゼロ債工事などを含む。
- ・回答数 556件(国165件、都道府県238件、市区町村146件、その他7件)

回答の属性 <全体>

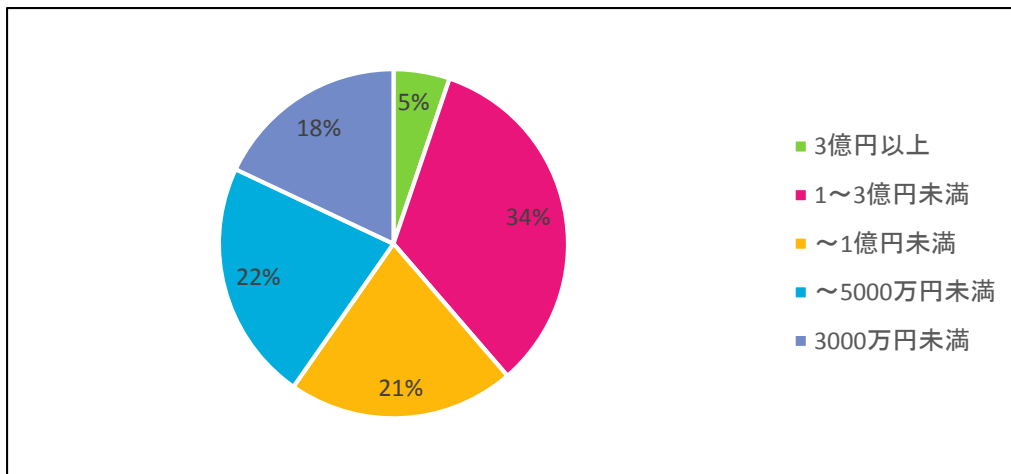
企業規模(資本金別)



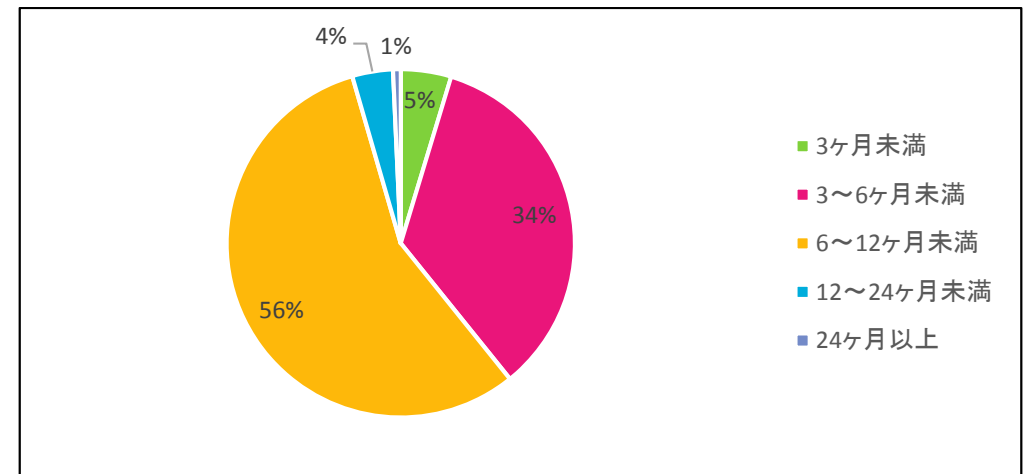
工事種別



請負金額(当初契約時)

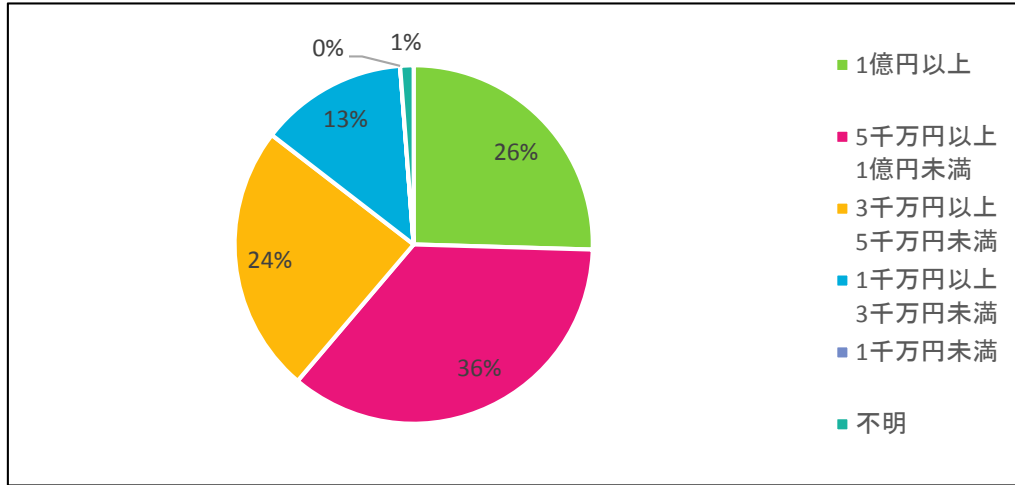


工事期間(当初契約時)

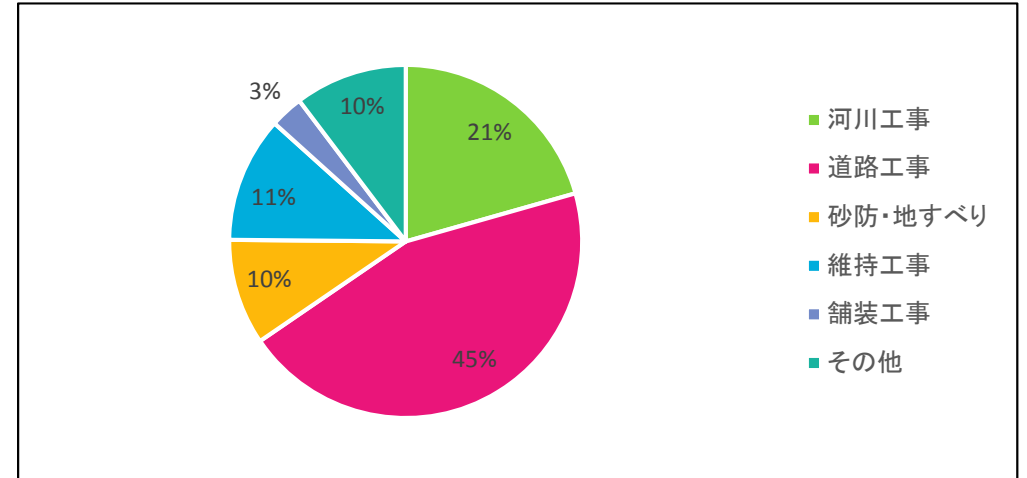


回答の属性 <国(直轄工事)>

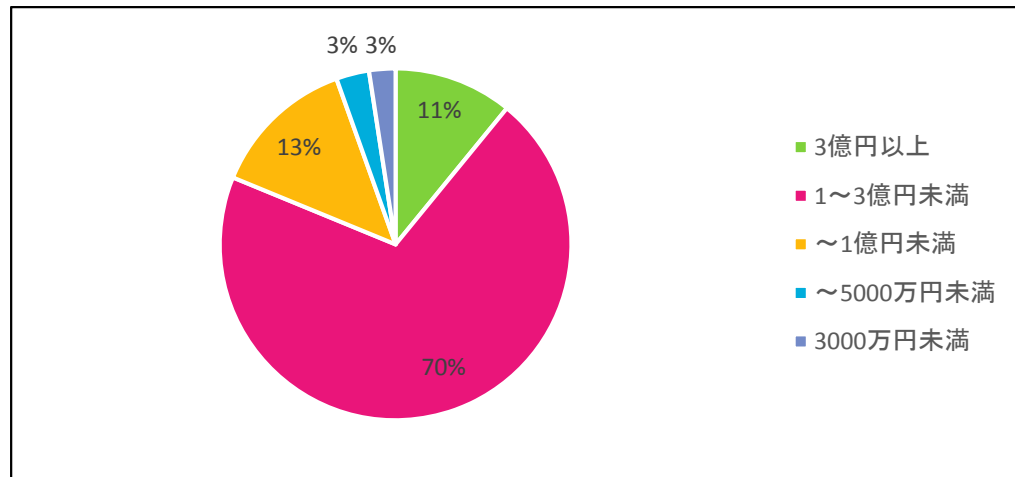
企業規模(資本金別)



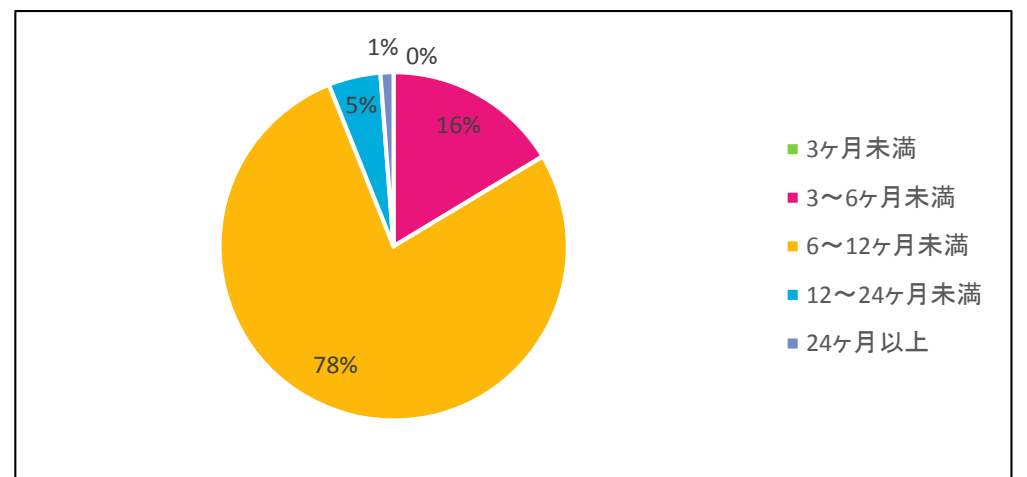
工事種別



請負金額(当初契約時)

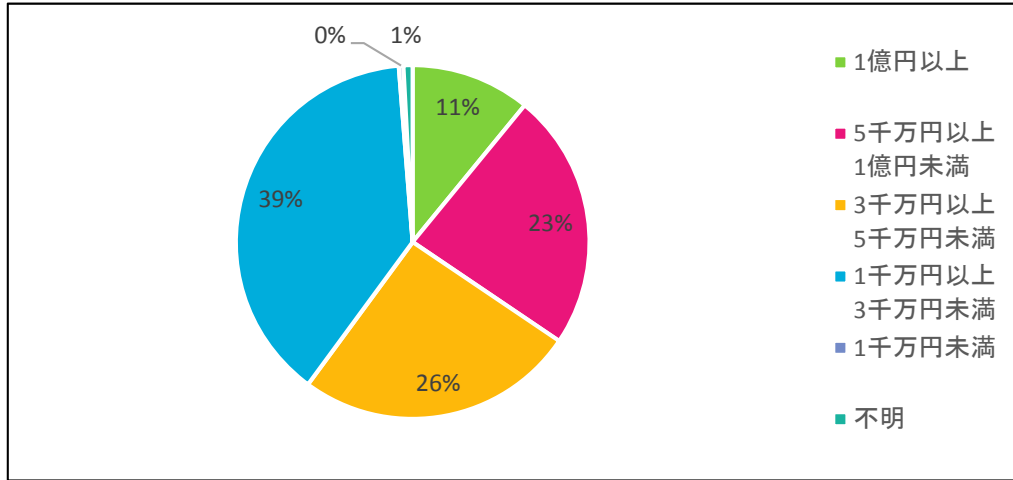


工事期間(当初契約時)

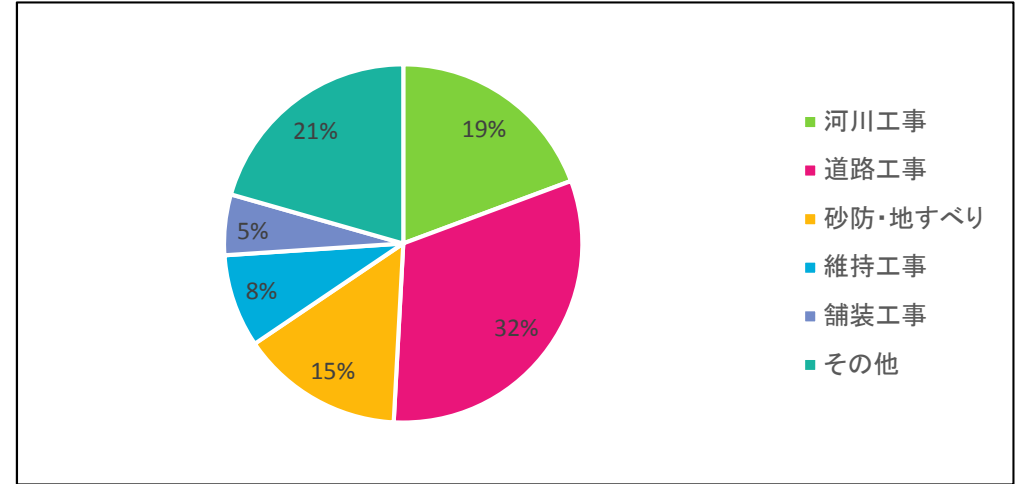


回答の属性 <都道府県>

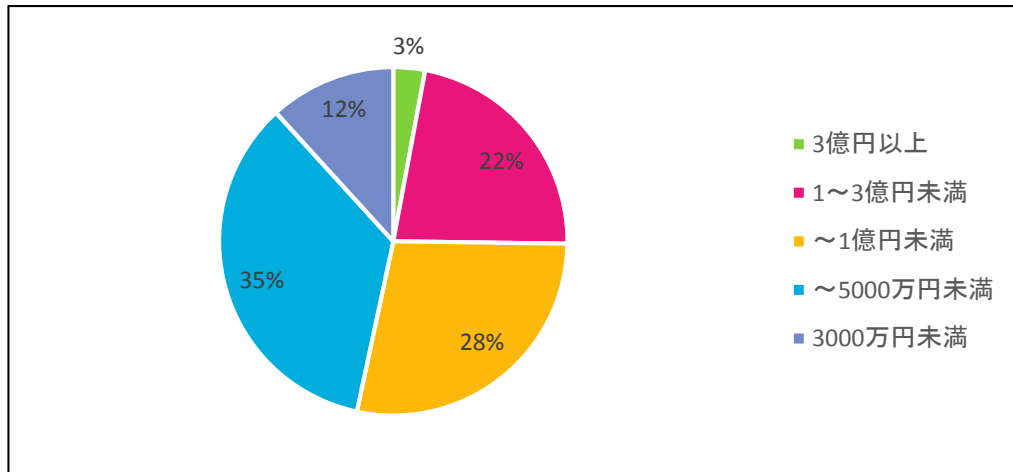
企業規模(資本金別)



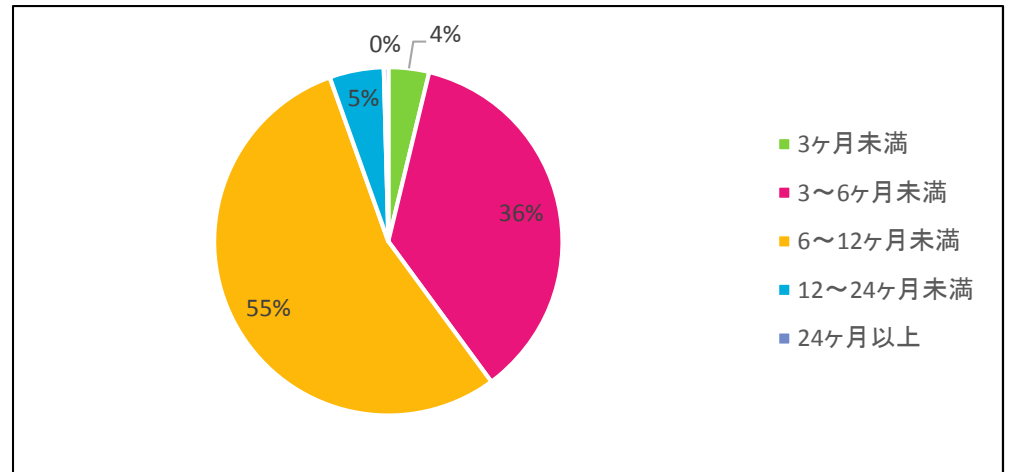
工事種別



請負金額(当初契約時)

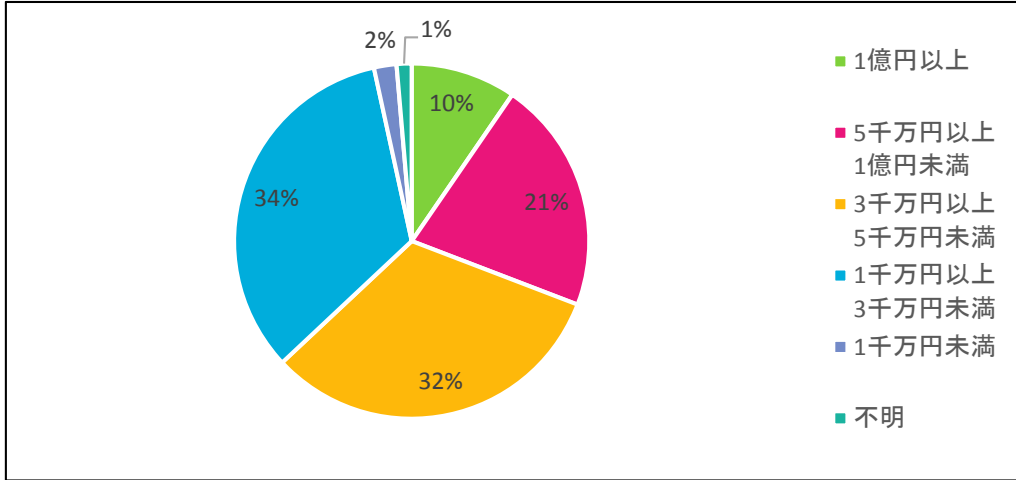


工事期間(当初契約時)

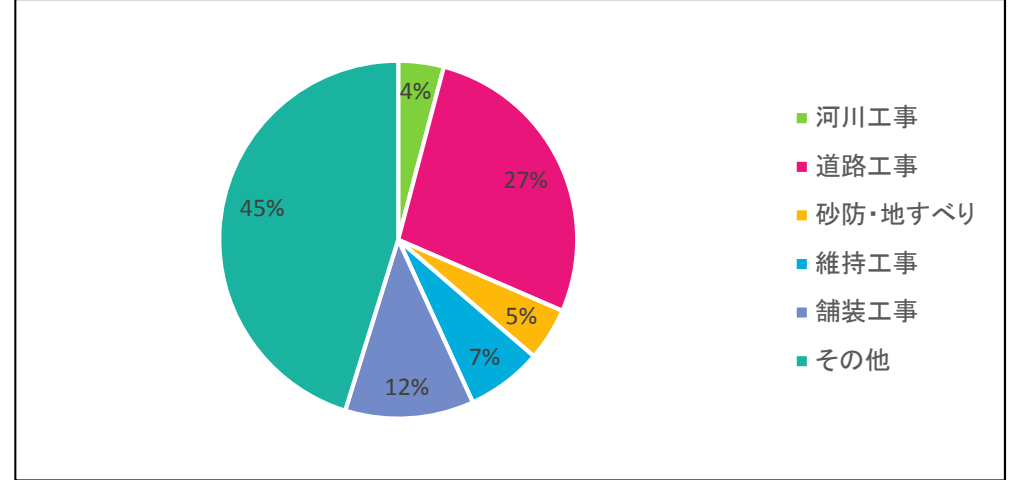


回答の属性 <市区町村>

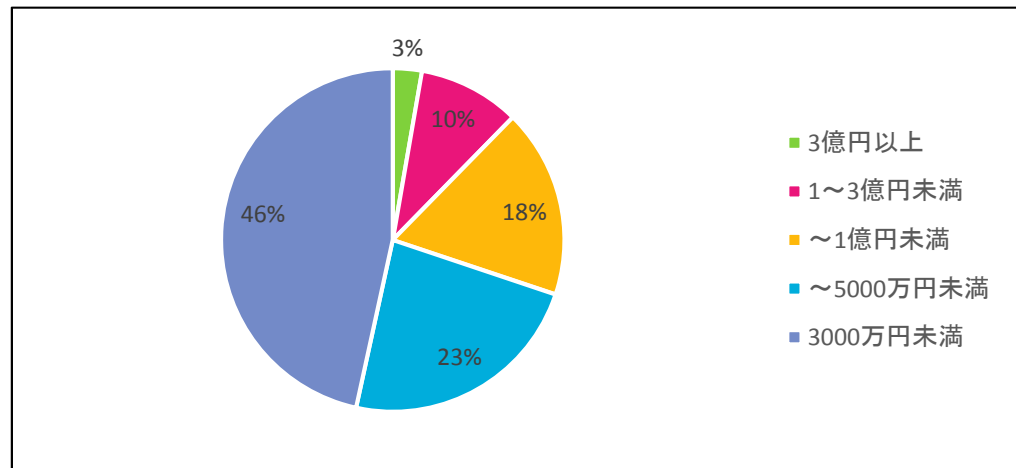
企業規模(資本金別)



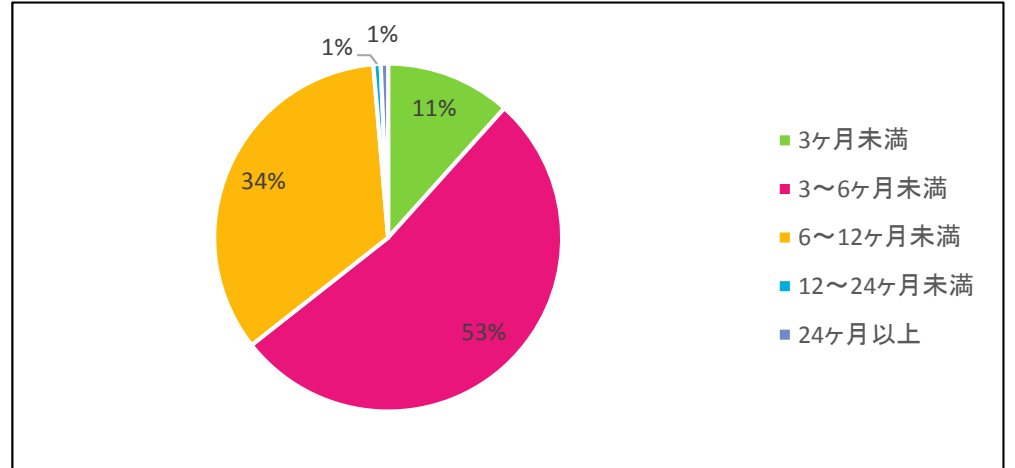
工事種別



請負金額(当初契約時)



工事期間(当初契約時)



1-1. 利益の状況等(予定利益の過不足とその要因)

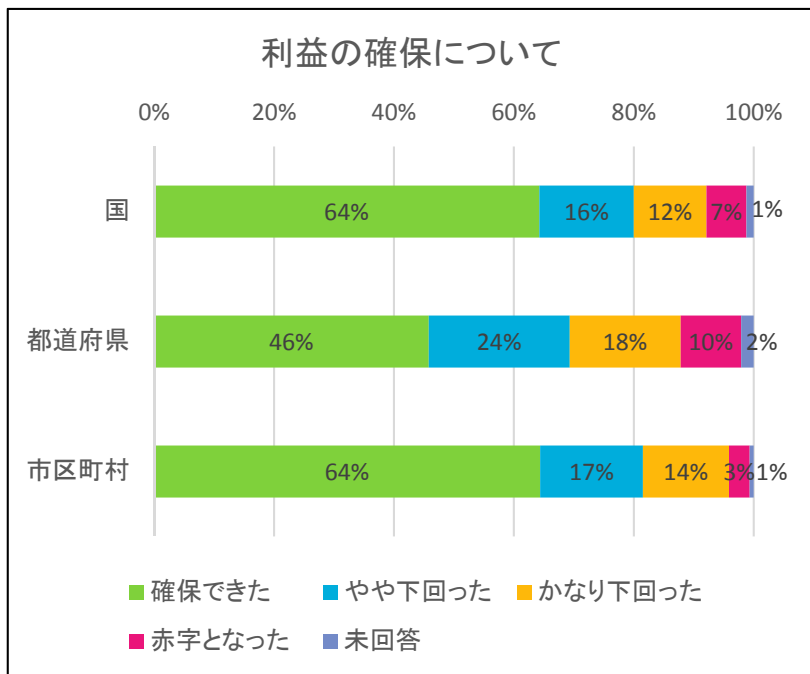
○利益の確保について、

国、市区町村工事では、6割以上が予定通りの利益を確保しているが、都道府県工事は、半数以下(46%)となっている。

なお、「かなり下回った」「赤字」の合計は、国、市区町村工事で2割弱、都道府県工事で3割弱となっている。

○予定利益を下回った要因は、

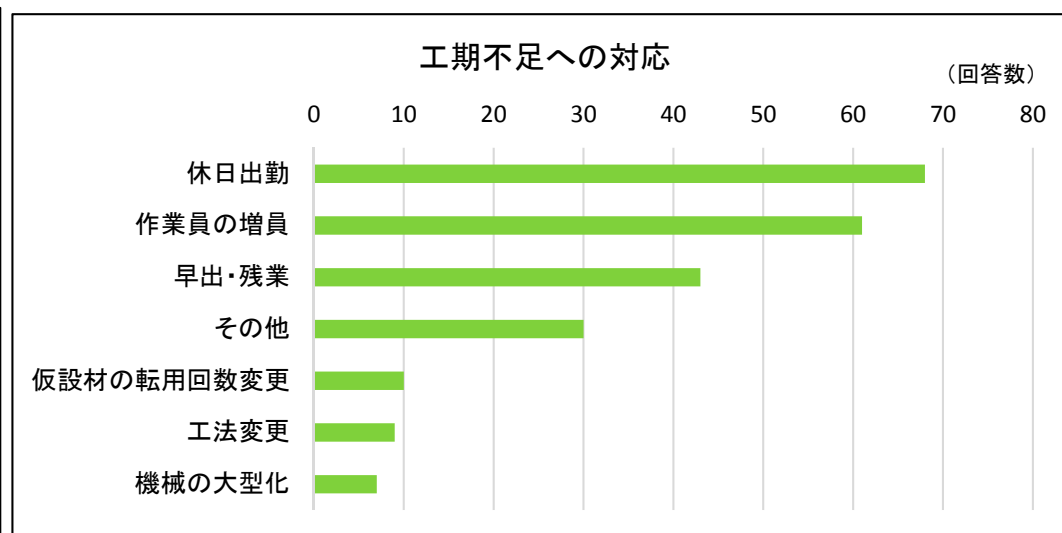
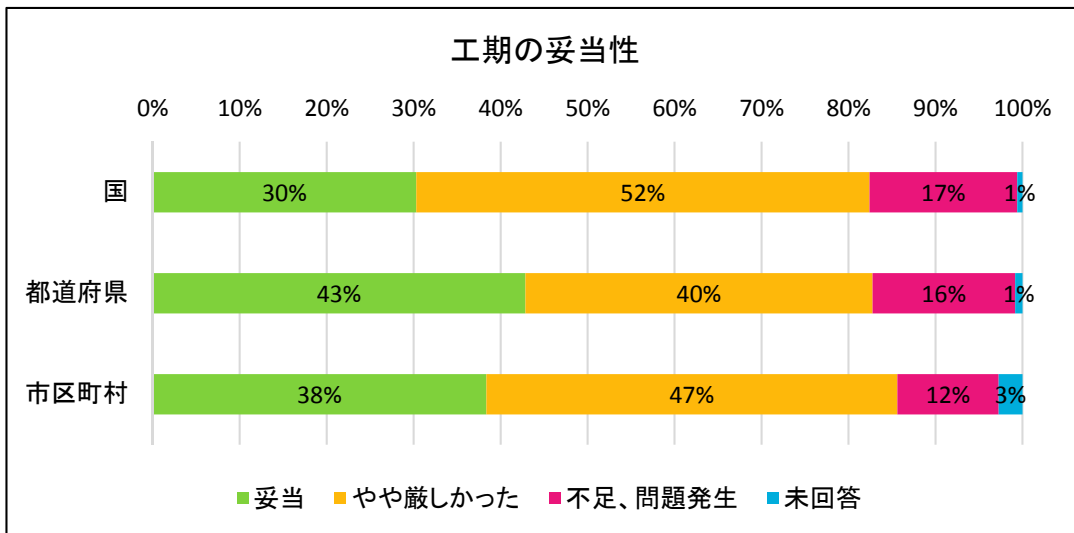
発注側の要因として、設計変更等に対する「官積算との乖離」が最も多く挙げられ、施工者側の要因として最も多いのは、「労務費の増大」となっている。



1-2. 工期の妥当性

○工期の妥当性について、各発注機関とも「やや厳しい」「不足、問題発生」とする割合が「妥当」とするもの以上に多い。

○工期不足への対応として、「休日出勤」、「作業員の増員」、「早出・残業」など人的対応が多くを占める。



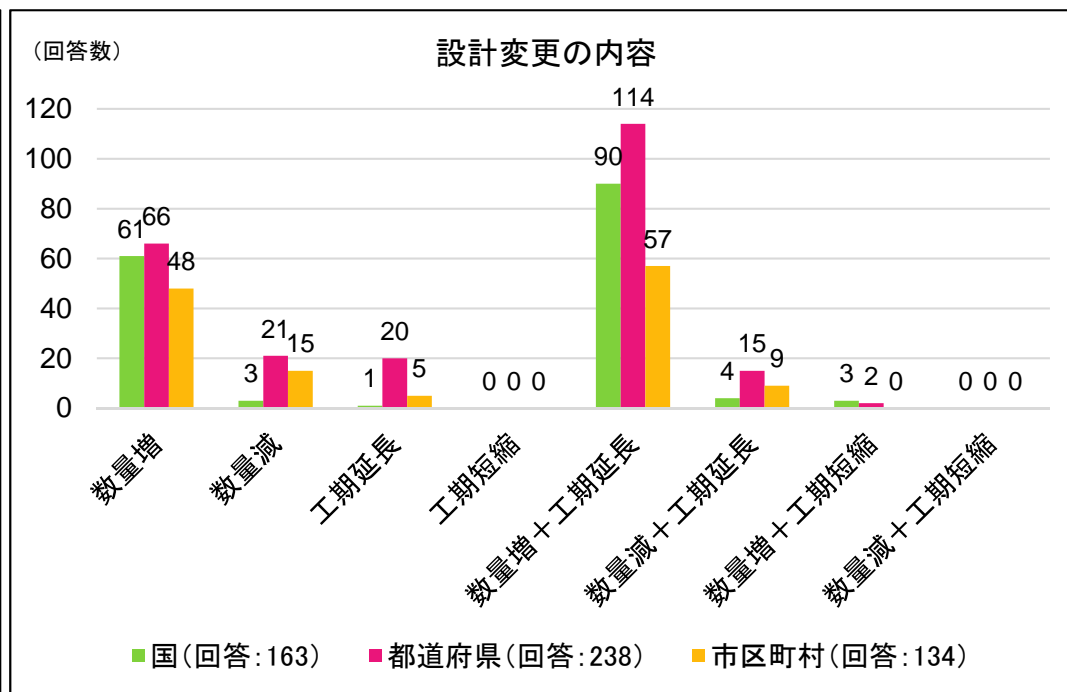
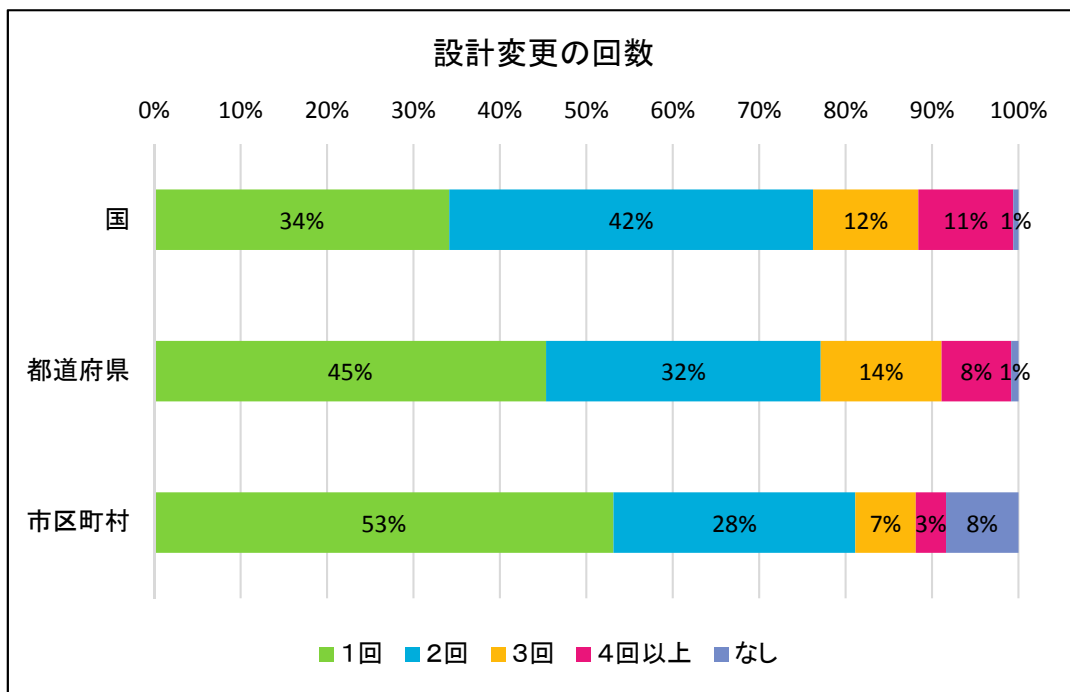
(その他意見等)

- ・概略発注だと設計照査に時間を要し、問題点等が多大に発生し、工期の不足が否めない。
- ・役所側の河川協議、施工ヤードの調整～事前(発注前)に地元・地権者との打合せが無い。

2-1. 設計変更の内容等(回数及び内容)

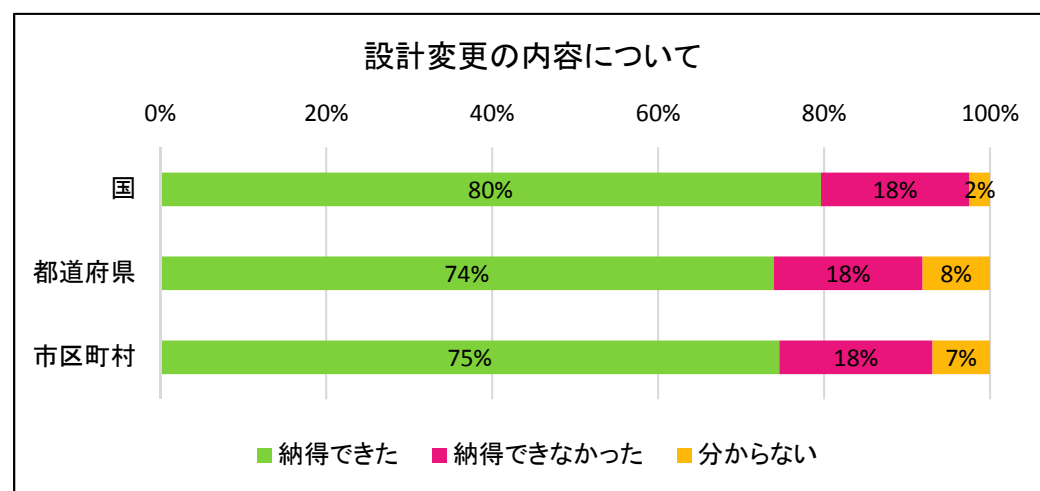
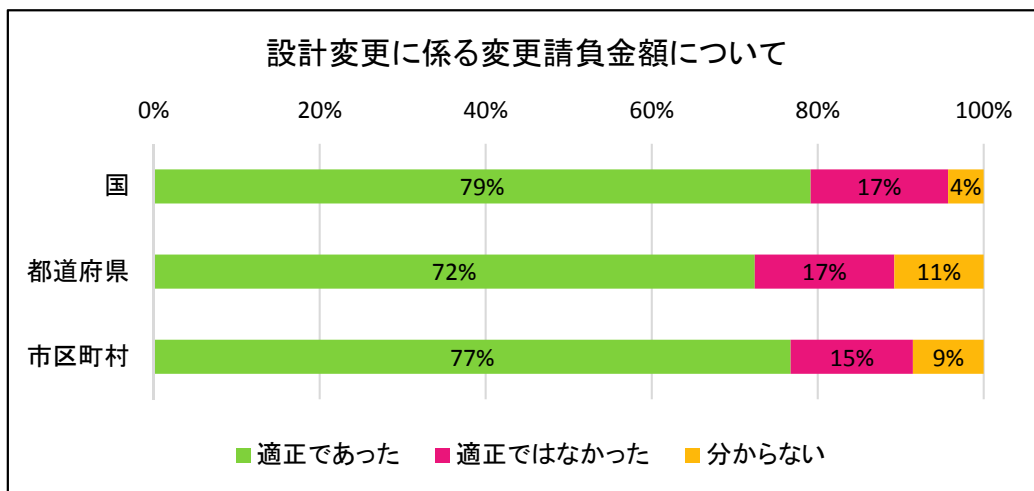
○設計変更の回数は、
各発注機関とも約8割が「2回」以内。
国、都道府県工事は「3回」以上が2割強、
市区町村は1割。

○設計変更の内容は、
各発注機関とも「数量増+工期延長」が最
も多く、次いで「数量増」となっている。



2-2. 変更請負金額の内容等

- 設計変更にかかる変更請負金額について、各発注機関とも「**適正**」が7割を超えており、一方、「**適正ではなかった**」の割合も並んで15%前後となっている。
- 設計変更の内容についても金額同様、各発注機関とも「**納得できた**」が7割を超える一方で、「**納得できなかった**」が18%で並んでいる。



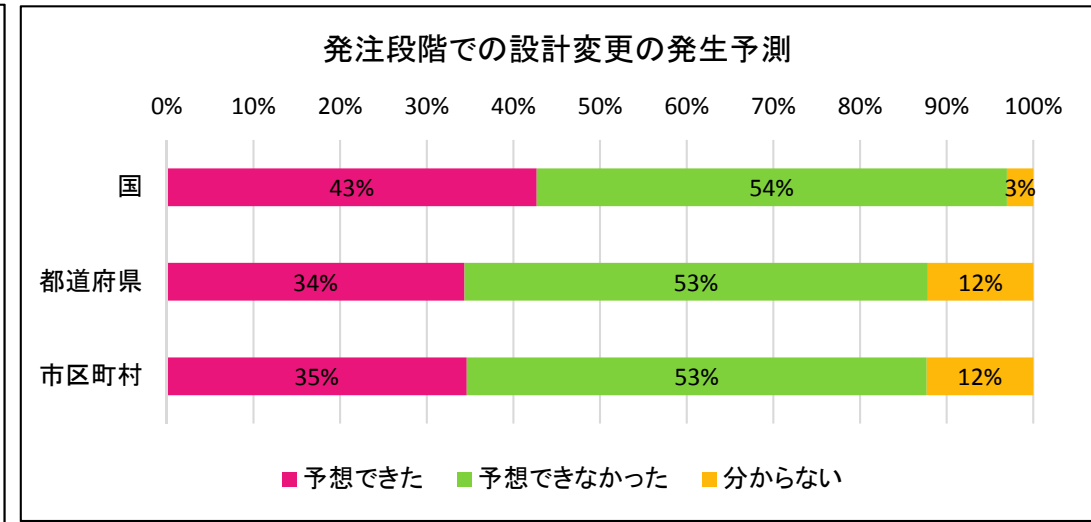
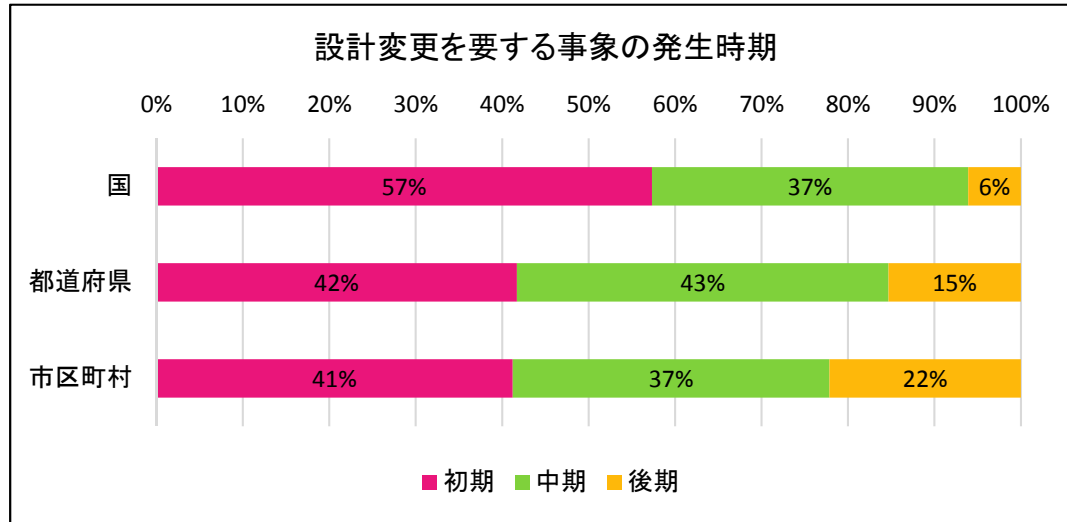
(主な意見等)

- ・現場での**実施工にあわせた積算がされていない**。また、施工時における災害(洪水による手戻り)を考慮してもらえなかった。
- ・**当該工事の前後に受注した工事との近接調整**が掛けられ、想定以上の減額となった。
- ・積算基準が無い工種で、他機関の積算を適用された。
- ・数量変更であればよいが、**新たな工種**で施工性の悪い追加工事において**当初落札率を適用**されると採算性が低下する。
- ・前例のない仮設作業などについては、**前例がないことを理由に一切認められなかった**。
- ・この**工事の事業予算枠が決まっているため、適切に変更してもらえなかった**。

3. 変更事象の発生について(発生時期、発生の予測)

○設計変更となる(最初の)事象が発生した時期について、「**初期**」としているのは、国工事で6割弱、都道府県、市区町村工事で4割強。

○発注段階における設計変更の発生予測については、国で4割以上、都道府県、市区町村で3割以上が「**予想できた**」としている。

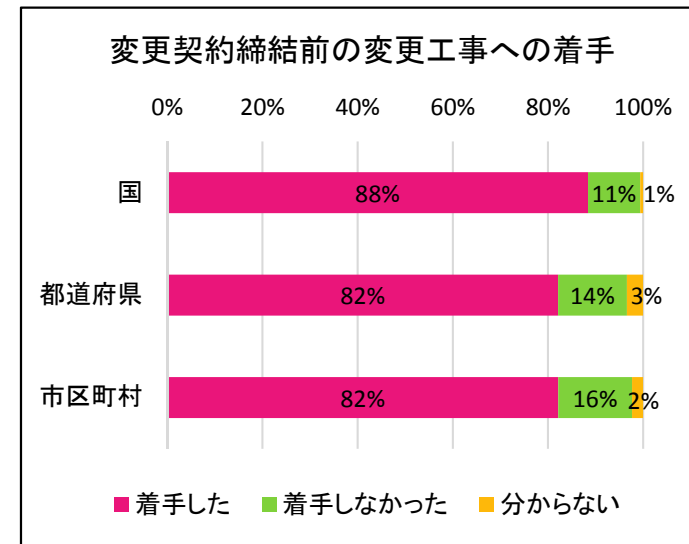
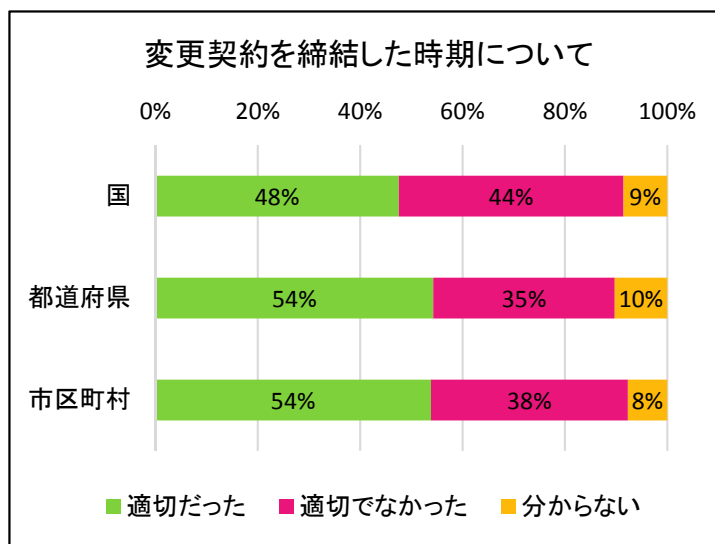
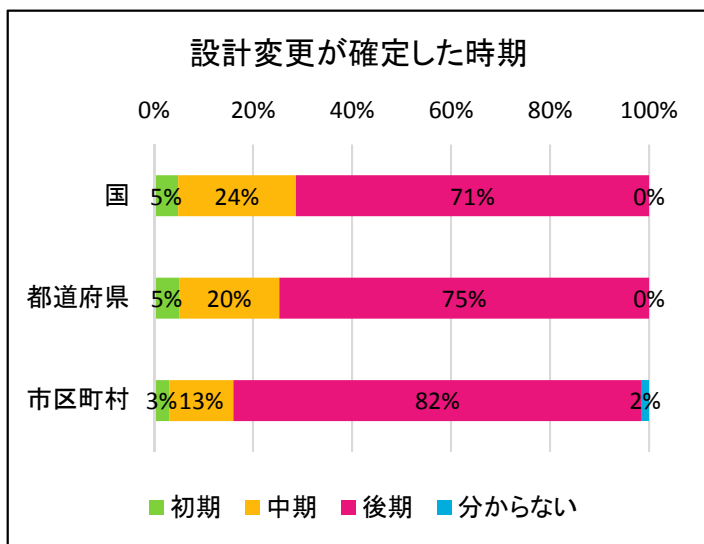


(主な意見等)

- ・設計段階での照査が不十分なため、**設計図書が不十分である**。**設計変更ありきで発注され**、変更内容について、施工業者に任せすぎる。そのため必要以上に経費が掛かることもある。
- ・施工**条件明示**により手続きが終わっているとされていた事が実際にはされてなかったのが**確実に手続きを進めてほしい**。
- ・発注前に電柱移設時期の詳細な協議をして、**実際に確約できる時期を明確にしてほしい**。移設時期が遅れることにより、下請業者との工程調整や契約のトラブルも発生し、工期延長による仮設・安全・リース機器等の経費にも影響が出る。
- ・**コンサル成果の不備**(調査不足によるもの)が散見される。**施工計画前に三者で問題点を把握しておく事が必要**。

4. 変更契約の時期など(締結時期、締結前の着手)

- 設計変更の確定時期(変更契約締結時期)は、全体の7割以上が「後期」。
- 締結時期については、「適切」が5割前後、「適切でなかった」が4割前後。
- 変更契約締結前の工事着手については、8割以上が「着手した」としている。

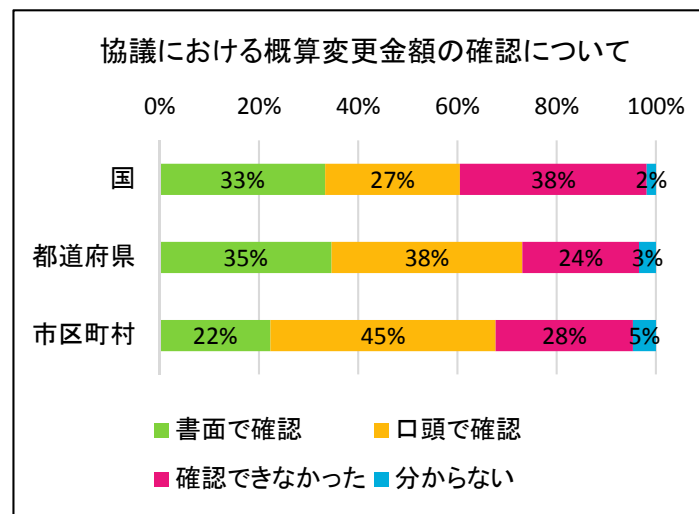
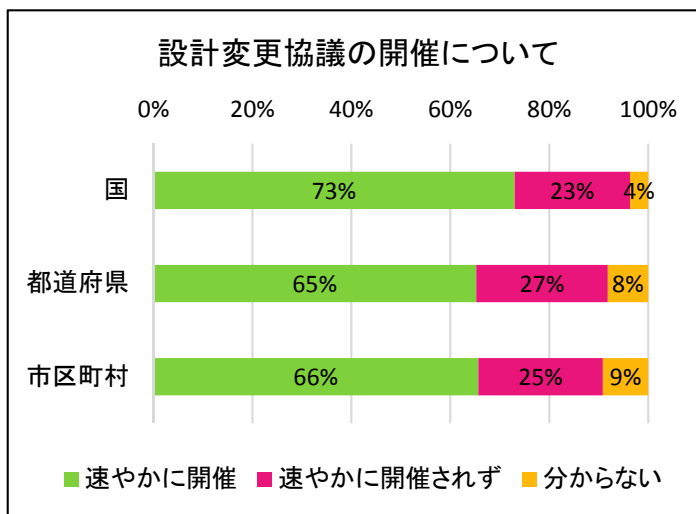
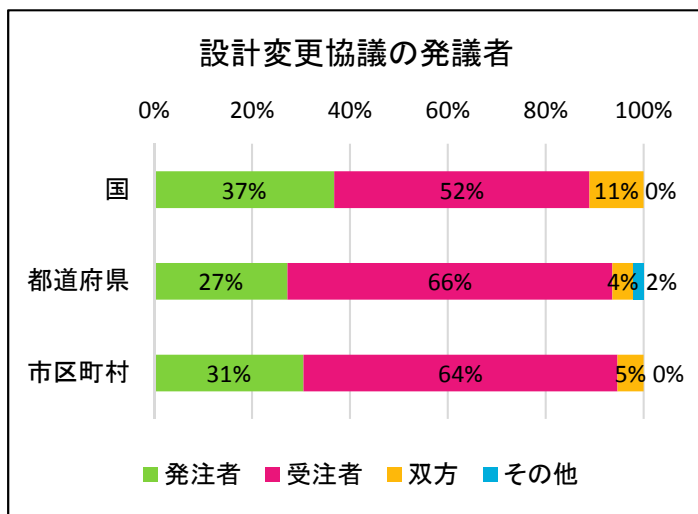


(主な意見等)

- ・最終変更が工期終了間近になり、変更契約等の手続きが大変である。もう少し余裕のある設計変更をお願いしたい。
- ・設計変更確認会議を行うことで変更の内容と数量の打ち合わせなどができ、設計変更はスムーズに対応ができたと思う。
- ・変更契約の前に現場に着手することになると、下請との契約や予算管理の面で非常に整理が大変且つ難しい。
- ・先行指示が適時発議されれば問題ないと思うが、工事の進捗よりも遅れることがまま有り、変更の対象になるかわからないまま施工せざるを得ないことがある。他の工事の設計変更との兼ね合いで、予算が足りなくなり変更数量や項目が削減されることがある。
- ・工事の全体を確認し、変更金額を予定するために、中間の変更を行い最後に精算変更を望む。

5. 設計変更に係る協議（発議者、開催時期、概算金額の確認）

- 設計変更協議は、「受注者」からの発議が5～6割を占める。
- 設計変更協議は、7割近くが「速やかに開催」されている。
- 設計変更協議において、国で6割、都道府県で7割超、市区町村で7割弱の工事で、概算変更金額を書面または口頭にて確認できているが、「確認できなかった」とするものが3割前後ある。

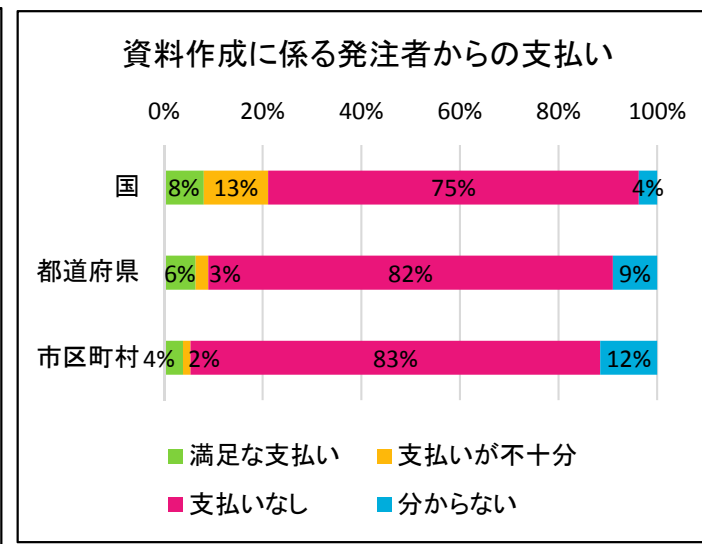
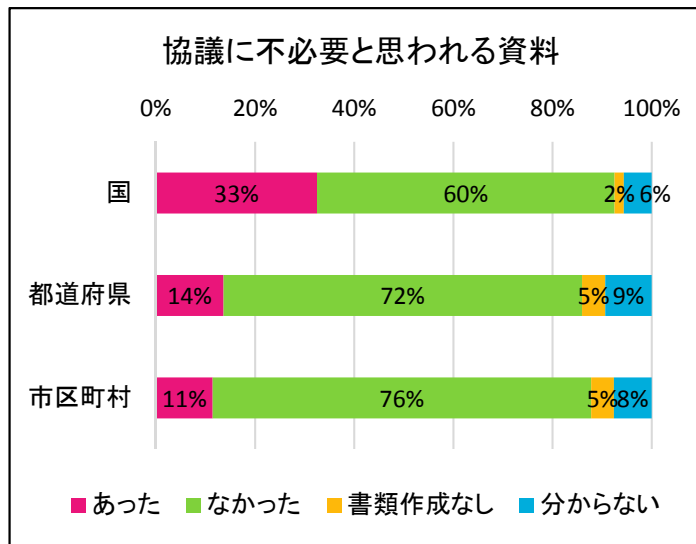
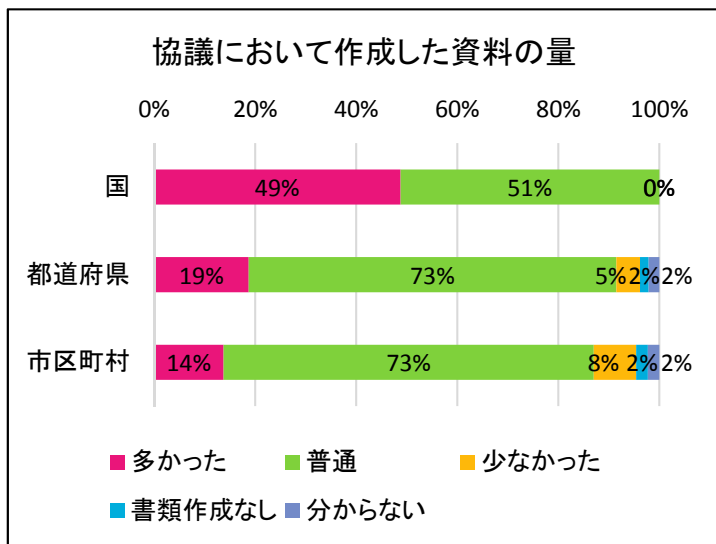


（主な意見等）

- ・設計変更ガイドラインでは、指示・協議時は変更概算金額を提示するよう明記されているが、まだ受発注者間での意識が低いように思われる。
- ・H27年度工事からは、指示書に概算金額が記載されているが、増工金額が多い時などは、工程を管理するためにも、概略の延長工期日数も記載してほしい。
- ・最終的な増額可能額を踏まえて変更協議して欲しかった。最後に予算が無いのでは、順序が逆である。どんなに忙しくても、資料作りが大変でも、正式に、工事円滑化会議や技術調整会議、設計変更協議を行なってほしかった。

6. 設計変更に係る協議資料(資料の量、費用の支払い等)

- 設計変更協議において作成した資料の量は、国で約5割が「**多かった**」としている。
- 協議に不必要と思われる資料の作成は、国で約3割が「**あった**」としている。
- 資料作成に係る支払いは、大半が「**支払いなし**」としており、支払いがあるのは国で2割超、都道府県、市区町村で1割弱。



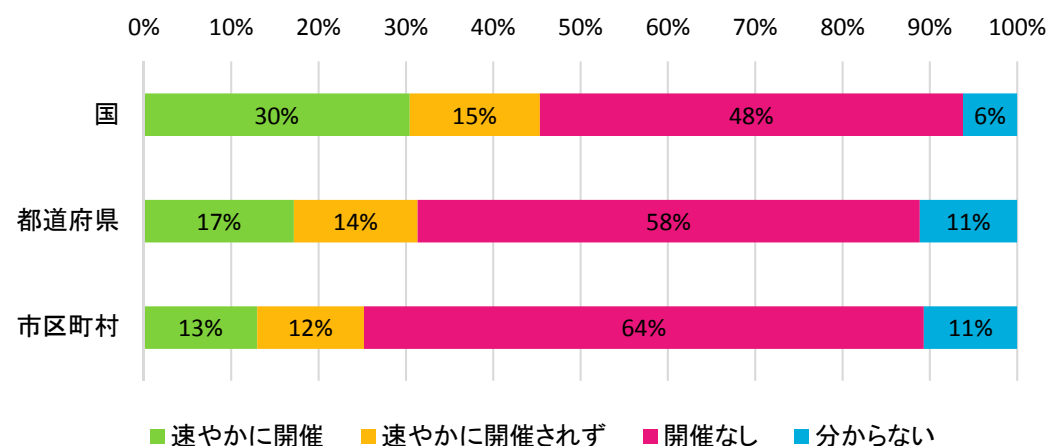
(主な意見等)

- ・要求される**書類が多すぎる**。**設計業務のコンサルタントに聞くか、少し直してもらえば済むことまで**要求される。
- ・金銭的に少額の割に要求される資料が多い場合があり、他の作業に支障となるため、書類を提出しないで無償で施工することもある。
- ・**変更図面作成、測量調査等に費やす施工業者の負担が大きい**ので外注費用を別途計上してほしい。
- ・国発注の工事の場合、変更に関する根拠資料を作成しなければならないため、資料の量は多くなるが、根拠の資料なので必要。県発注の工事の場合、担当監督員が上司に説明する資料作成を依頼されるので、無駄な資料が多くなる。今回の市の発注工事の場合、担当者が権限を持っていたため、無駄な資料の要求はなかった。

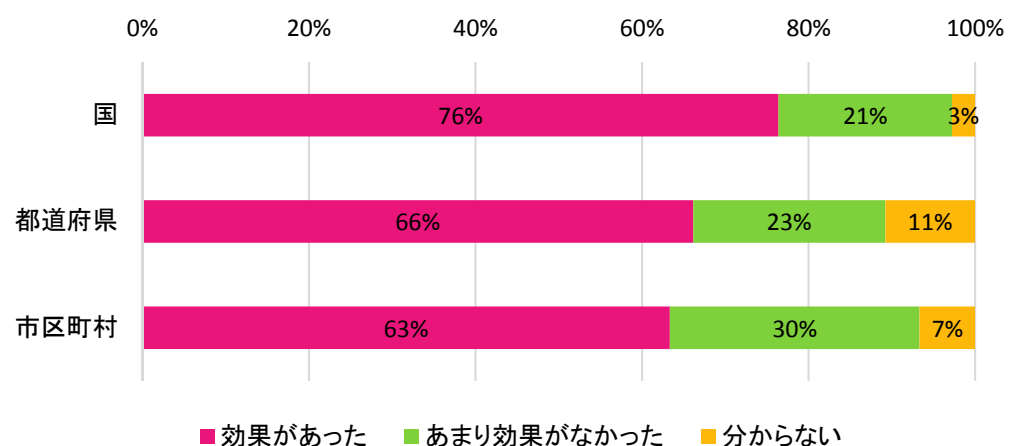
7. 設計変更審査会（開催時期、効果等）

- 設計変更審査会は、国で4割以上、都道府県で3割、市区町村で2割以上が開催。
- 設計審査会が開催された場合、「**効果があった**」とする回答が国工事で7割以上、都道府県、市区町村工事でも6割以上を占めている。

設計変更審査会の開催について



設計変更審査会の開催効果



（主な意見等）

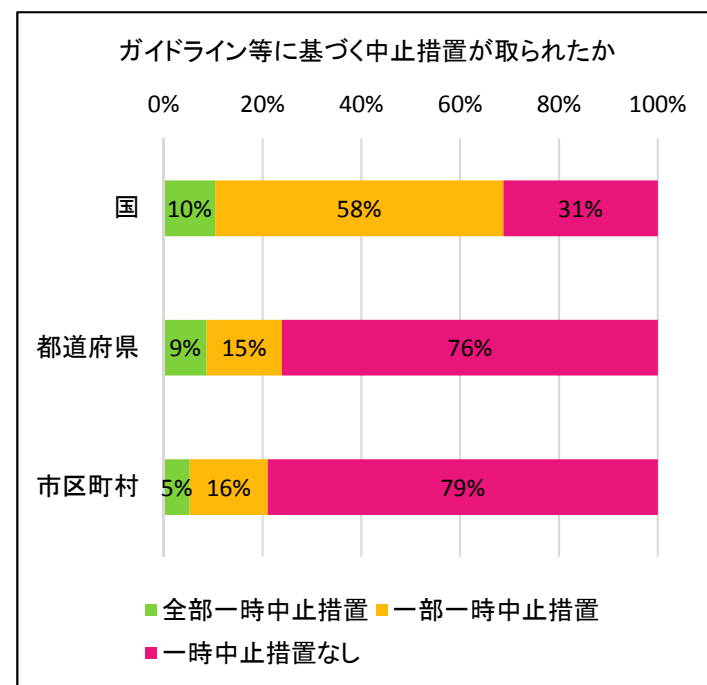
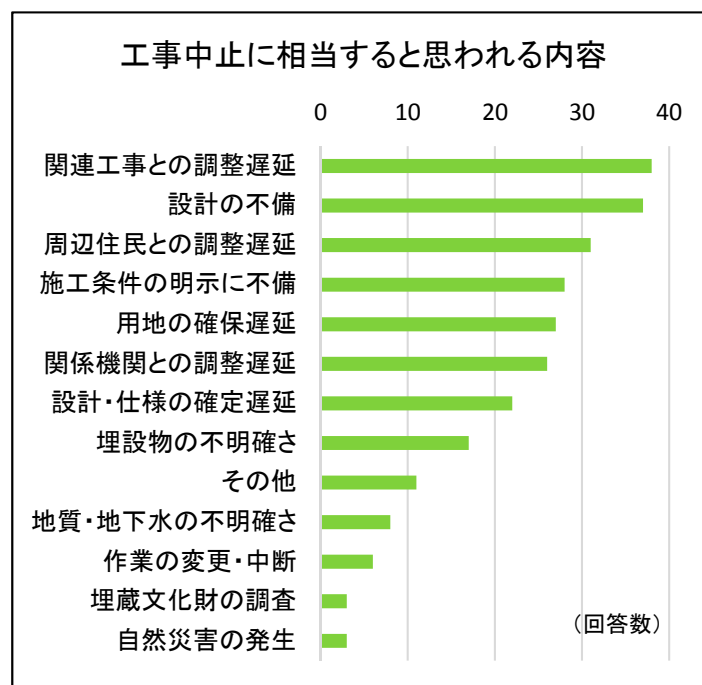
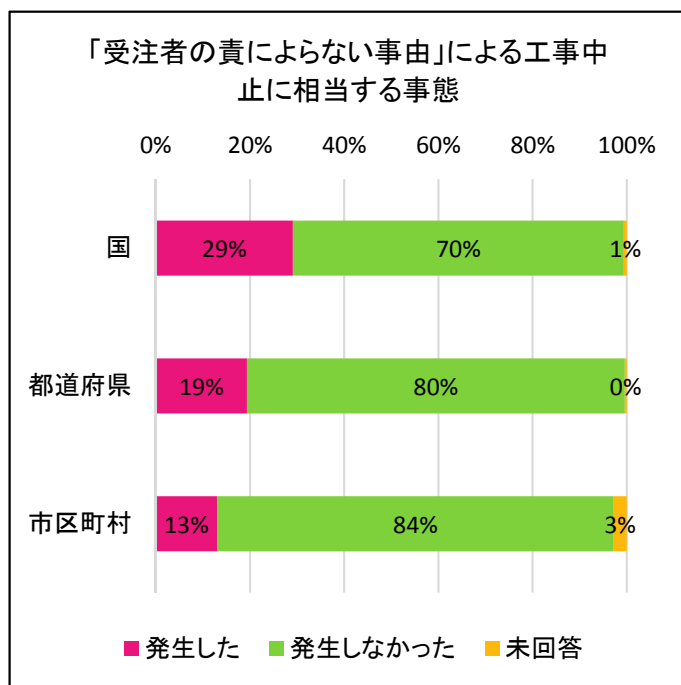
- ・設計変更確認会議を行うことで変更の内容と数量の打ち合わせなどができ、設計変更はスムーズに対応ができたと思う。
- ・協議書を提出し会議を行ってもらったが、設計に直接反映されるか、されないか、明確になるので、協議は必ずその都度行ってもらいたい。
- ・直轄工事以外の工事では設計変更審査会は開催されないことが多い。設計変更は施工業者にとっては重要なことであるので、品確法に則り確実に実施して欲しい。

8-1. 工事中止について(事象の発生、中止措置等)

○用地確保や地元調整など「受注者の責任によらない事由」による工事中止に相当すると思われる事態が「発生した」としているのは、国工事で約3割、都道府県工事で約2割、市区町村工事で1割強。

○工事中止に相当すると思われる内容は、「関連工事との調整遅延」、「設計の不備」、「周辺住民との調整遅延」などが多く挙げられている。

○これら事態に対する「工事一時中止に係るガイドライン」等に基づく措置については、国工事では7割で全部又は一部一時中止措置が取られている。一方、都道府県、市区町村工事では「一時中止措置なし」が8割弱となっている。

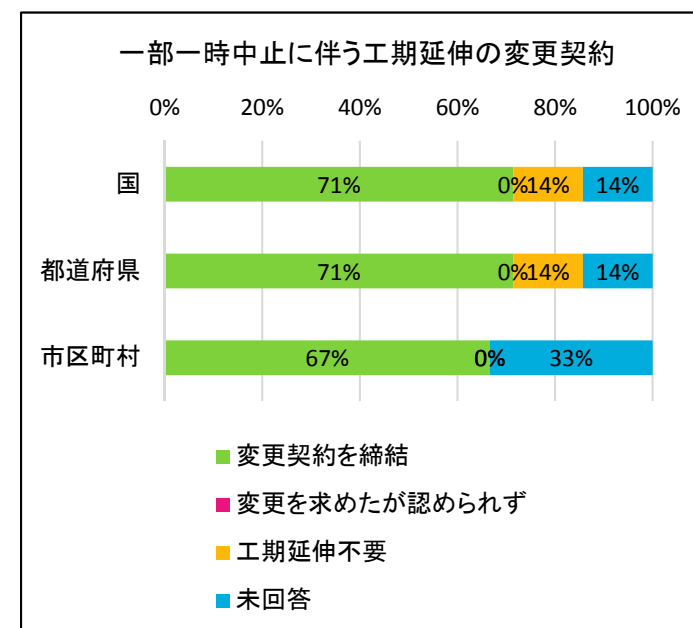
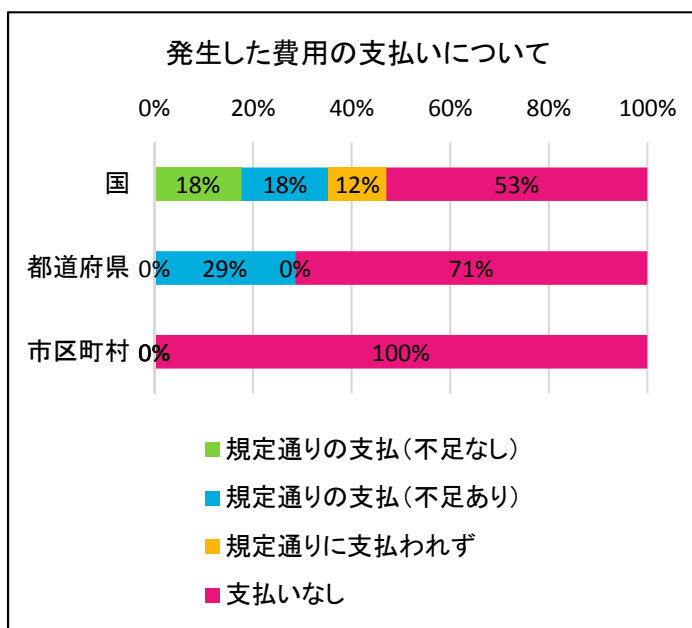
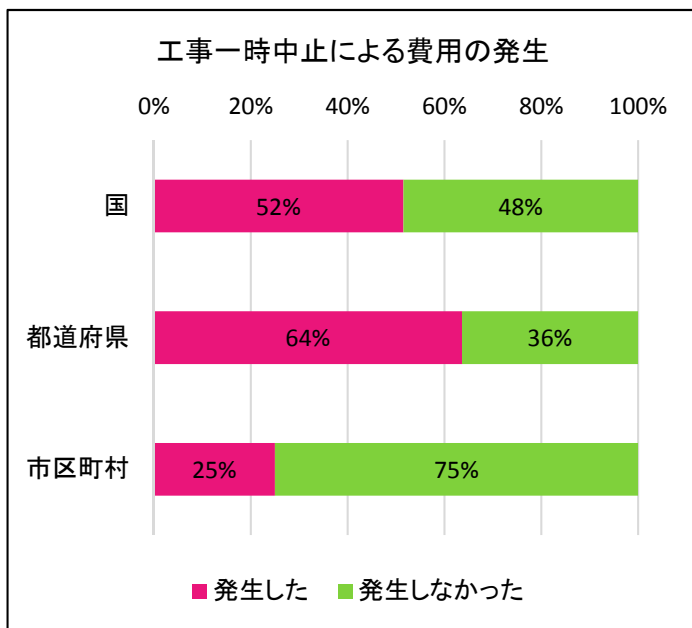


8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸

○工事一時中止措置に伴い費用が「発生した」とするのは、国工事で約5割、都道府県工事で6割強、市区町村工事で2割以上。

○発生した費用の支払いについては、国工事で約5割、都道府県工事で約3割が何らかの支払いを受けているが、市区町村工事では全て「支払いなし」となっている。

○一部一時中止に伴う工期延伸については、問題なく変更契約が行われている。

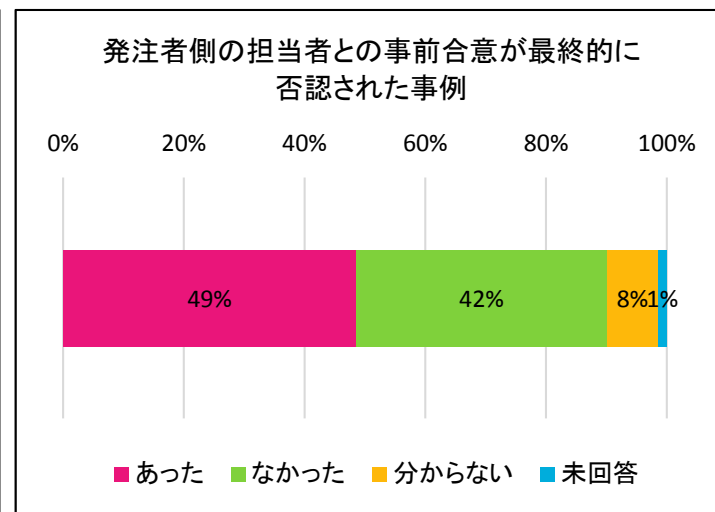
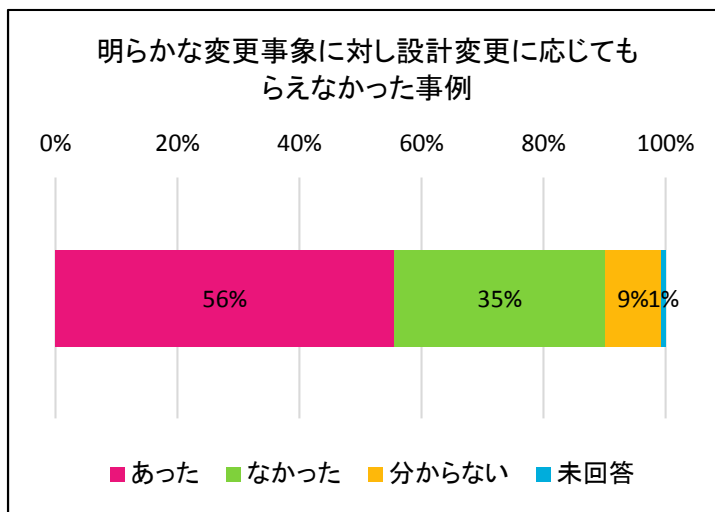
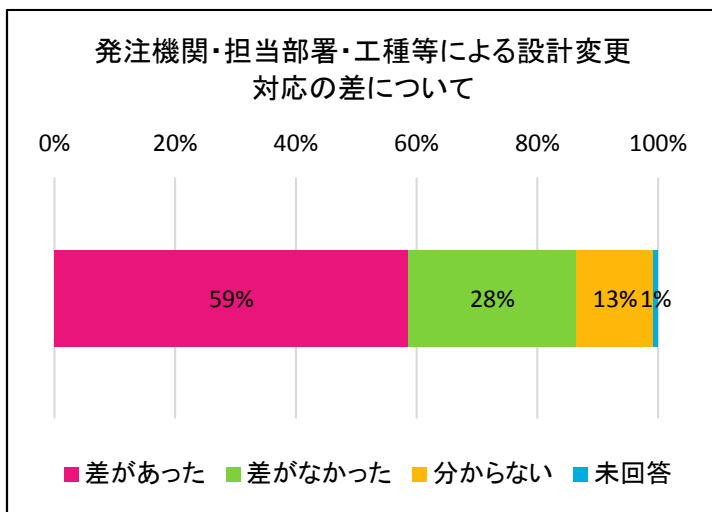


(主な意見等)

- ・一部一時中止の場合、増加する費用がどこまで算出されて反映されるのかが分かりにくい。
- ・設計の不備による契約時からの1~2ヶ月程度の遅延は一部一時中止扱いされなかった。一部一時中止による工期の延長について、経費は従来と同額であった。
- ・発注担当者により対応の違いがあると思われる。ガイドラインの徹底および遵守をしていただきたい。

9. 発注者の対応（機関・部署等による対応の差など）

- 過去を含め、担当部署等によって「**設計変更対応に差があった**」とする割合は約6割。
- 前例がないこと等を理由に「**明らかな変更事象にも関わらず設計変更に応じてもらえなかったことがある**」とする割合は6割弱。
- 担当者（監督官等）と事前に合意していたにも関わらず「**最終的に変更が認められなかったことがある**」とする割合は約5割。



（主な意見等）

- ・同種前回工事、前担当者では変更となった事項が、今回は変更とならないなど**担当者により変更**に差があった。
- ・**発注担当者の考え方や事業費の消化状況**によって、変更の承認に差が出てしまう。同じことを行っても変更になる現場、ならない現場が発生する。
- ・新年度になり監督員が変更になるケースがあるが、工事内容や問題点等を次期監督員に**引き継ぎ**をしてほしい。指示簿が必要である設計変更内容については、遅滞なく作成してほしい。
- ・当然計上されるべき単価が、前回の業者は計上しなかった、従来から計上していないと言って計上してもらえない。

設計変更等に関するアンケート報告書
＜建築＞

平成28年9月30日

一般社団法人 全国建設業協会



目次

○調査概要	P. 2
○回答の属性	P. 3
○調査結果		
1-1. 利益の状況等	P. 7
1-2. 工期の妥当性	P. 8
2-1. 設計変更の内容等	P. 9
2-2. 変更請負金額の内容等	P. 10
3. 変更事象の発生について	P. 11
4. 変更契約の時期など	P. 12
5. 設計変更に係る協議	P. 13
6. 設計変更に係る協議資料	P. 14
7. 設計変更審査会	P. 15
8-1. 工事中止について	P. 16
8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸	P. 17
9. 発注者の対応	P. 18

調査概要

【調査の目的】

工事設計変更等の実態や課題を把握し、会員企業の収益向上、経営改善に役立てるため、本調査を実施した。

【調査の内容】

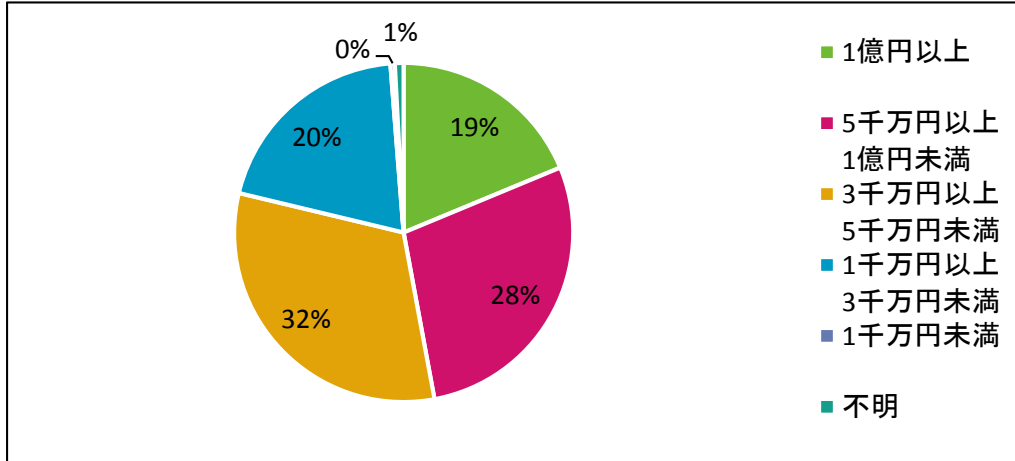
会員企業の施工工事の実態に関して、特に「設計変更」に係る各発注機関の対応状況について調査する。

【実施概要】

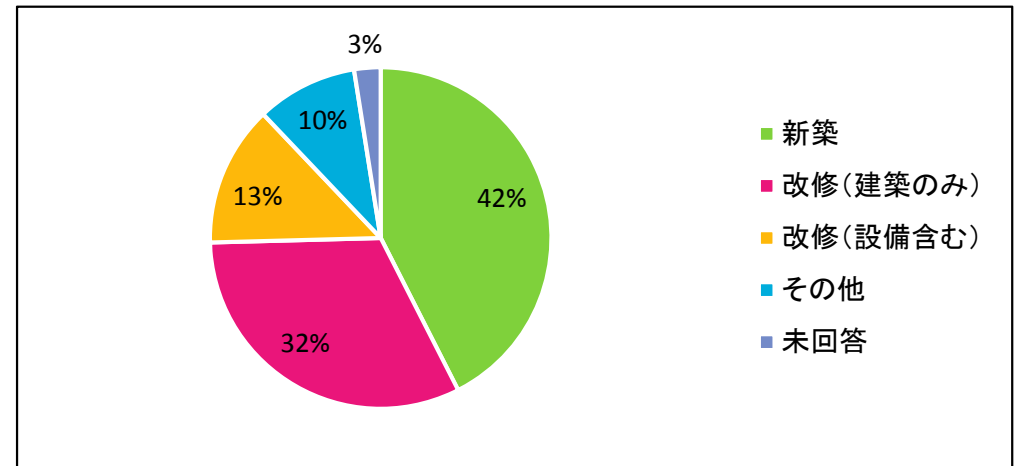
- ・調査日 平成28年6月～8月
- ・対象工事 国(直轄工事)、都道府県、市区町村、その他発注の建築工事
※JV工事を除く
平成27年度の契約で平成28年3月31日までに完成した工事
※平成26年度に契約したいわゆる債務負担行為工事、ゼロ債工事などを含む。
- ・回答数 240件(国16件、都道府県51件、市区町村147件、その他26件)

回答の属性 <全体>

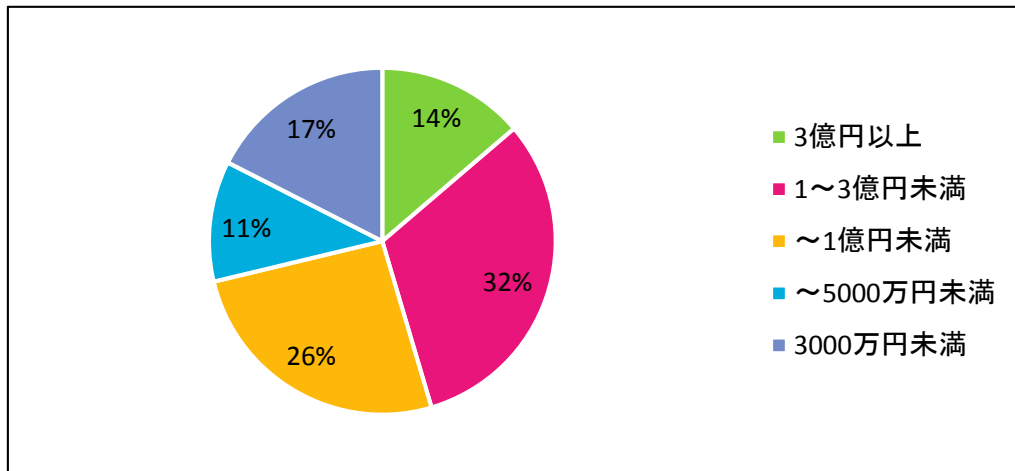
企業規模(資本金別)



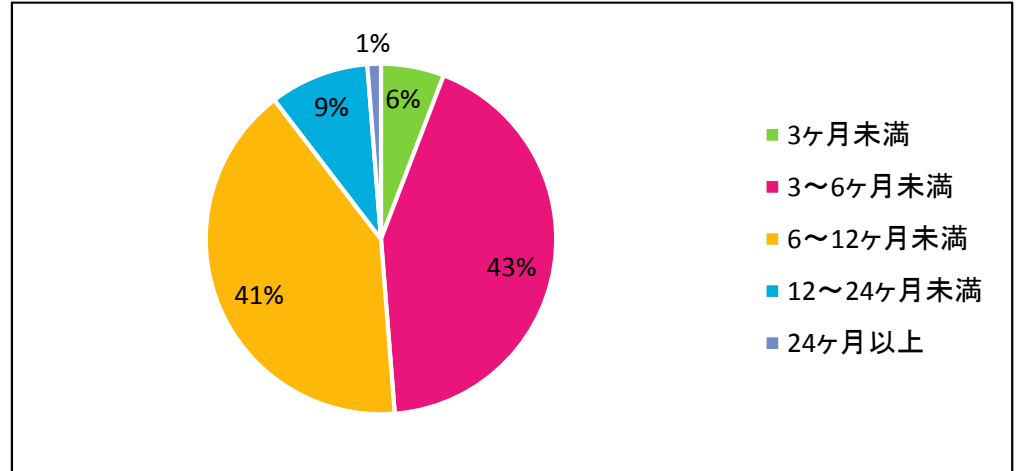
工事種別



請負金額(当初契約時)

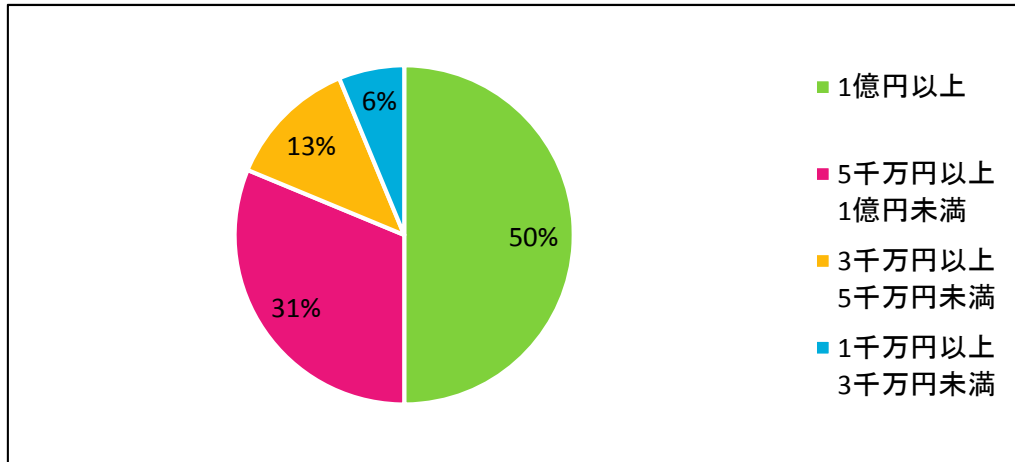


工事期間(当初契約時)

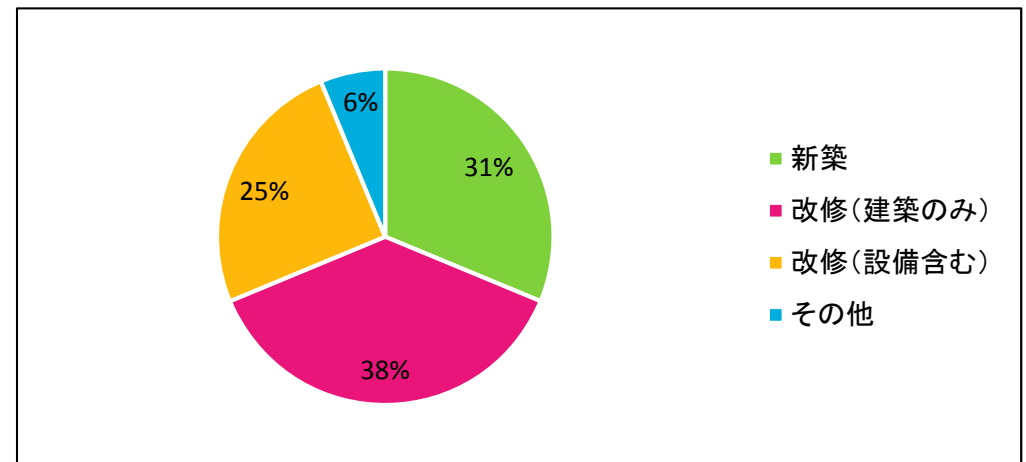


回答の属性 <国(直轄工事)>

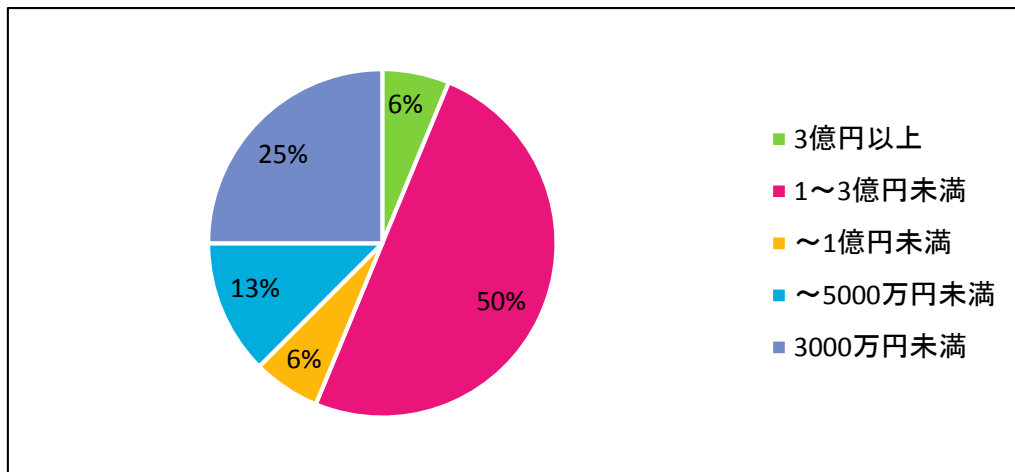
企業規模(資本金別)



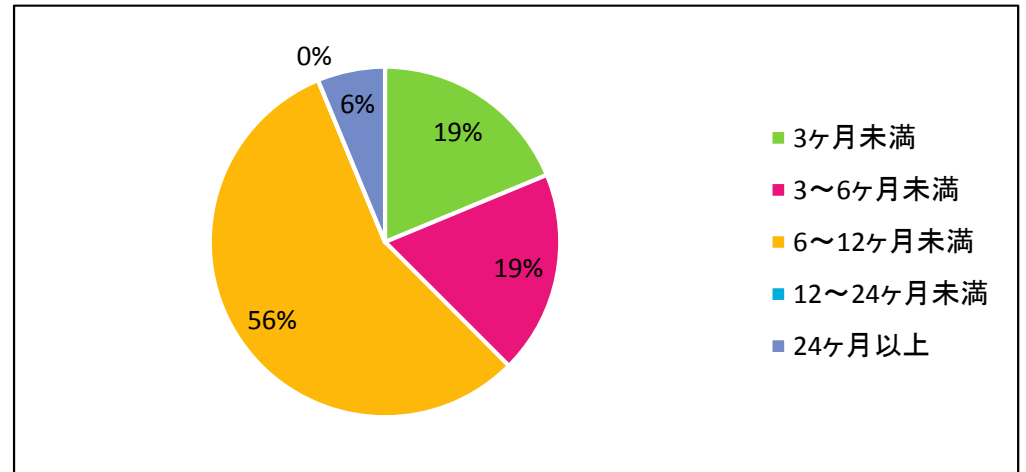
工事種別



請負金額(当初契約時)

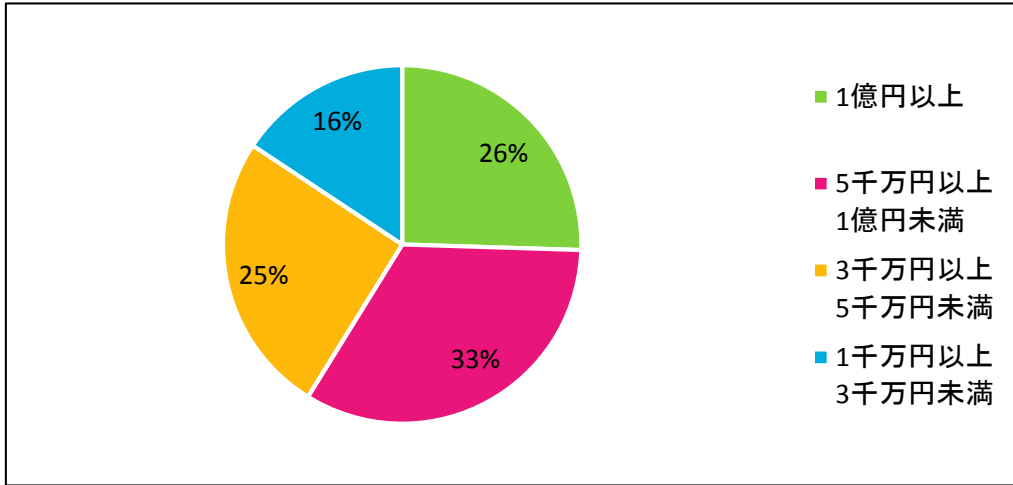


工事期間(当初契約時)

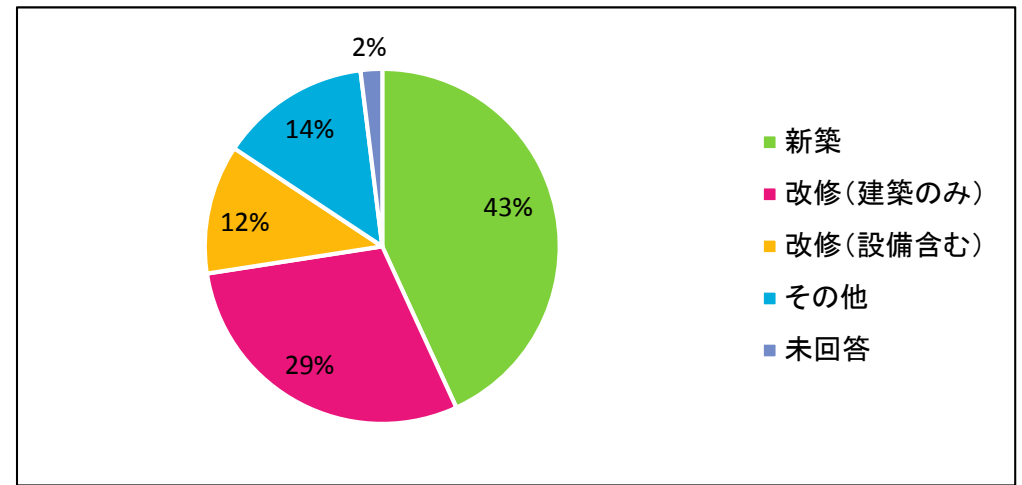


回答の属性 <都道府県>

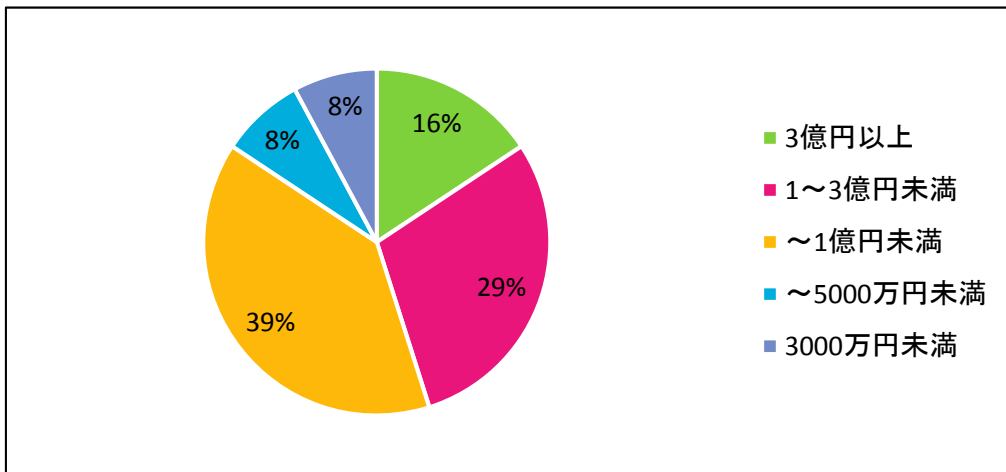
企業規模(資本金別)



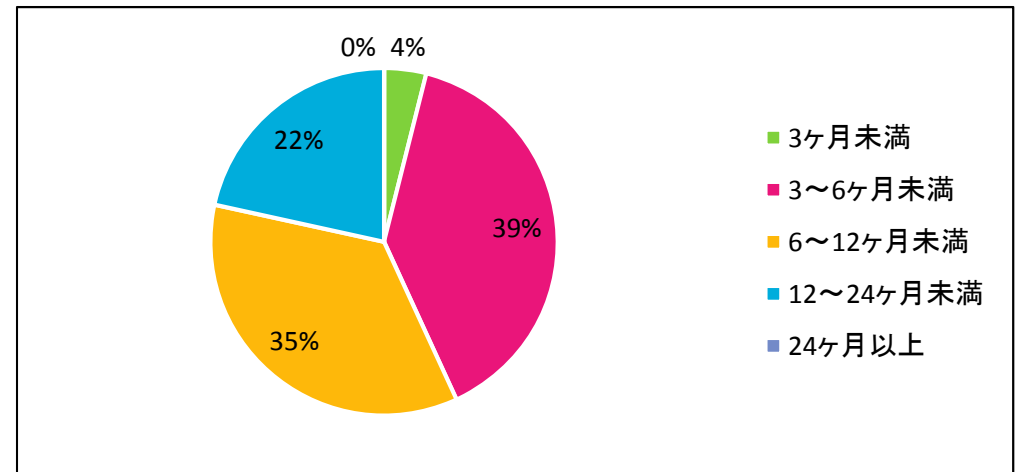
工事種別



請負金額(当初契約時)

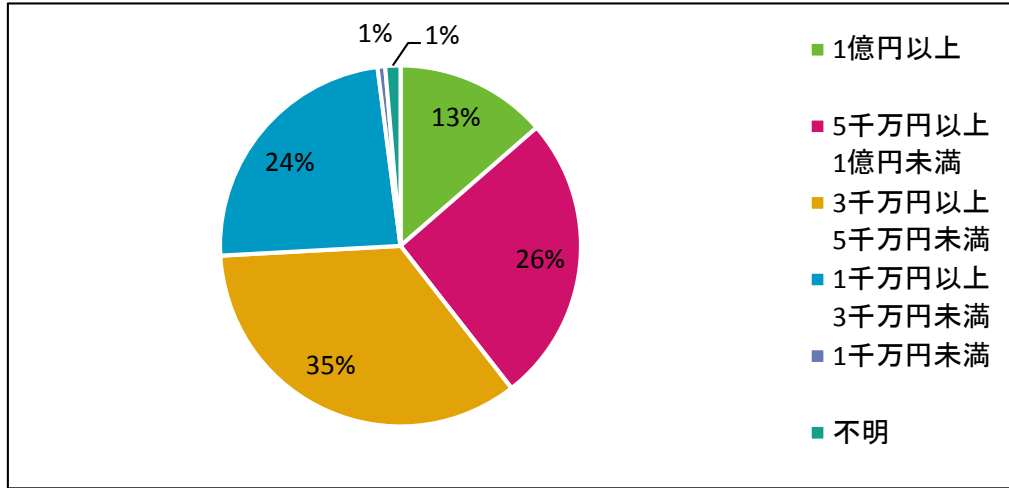


工事期間(当初契約時)

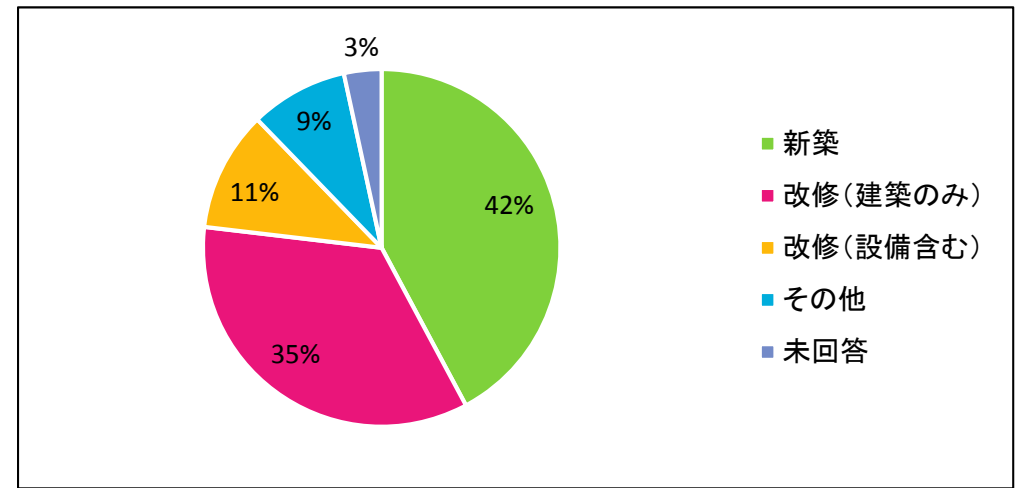


回答の属性 <市区町村>

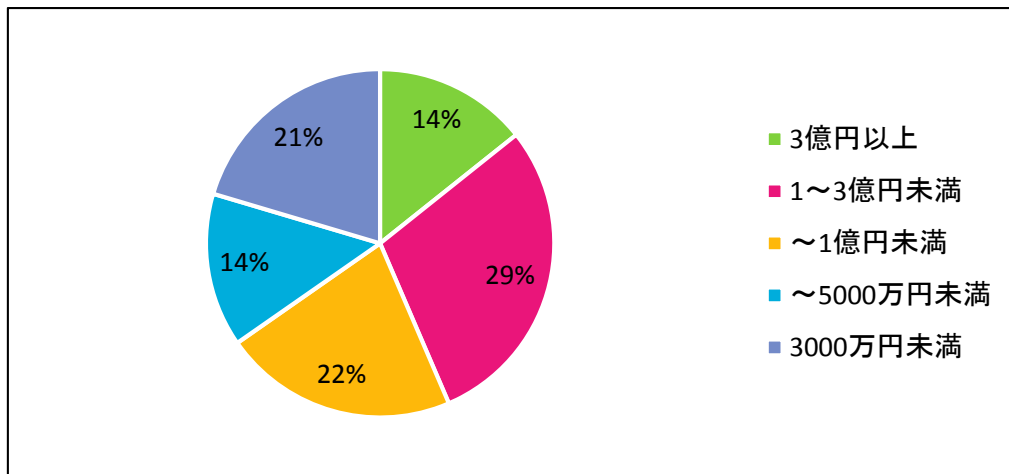
企業規模(資本金別)



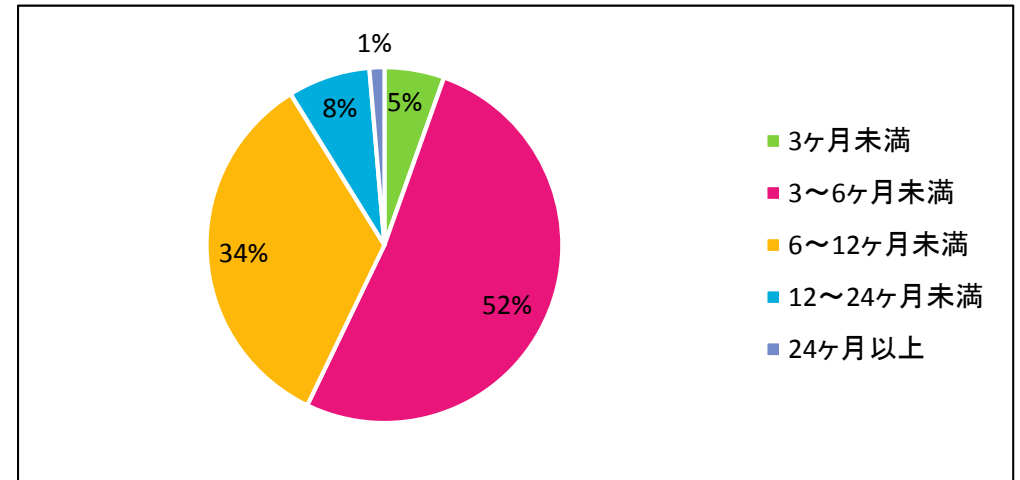
工事種別



請負金額(当初契約時)



工事期間(当初契約時)

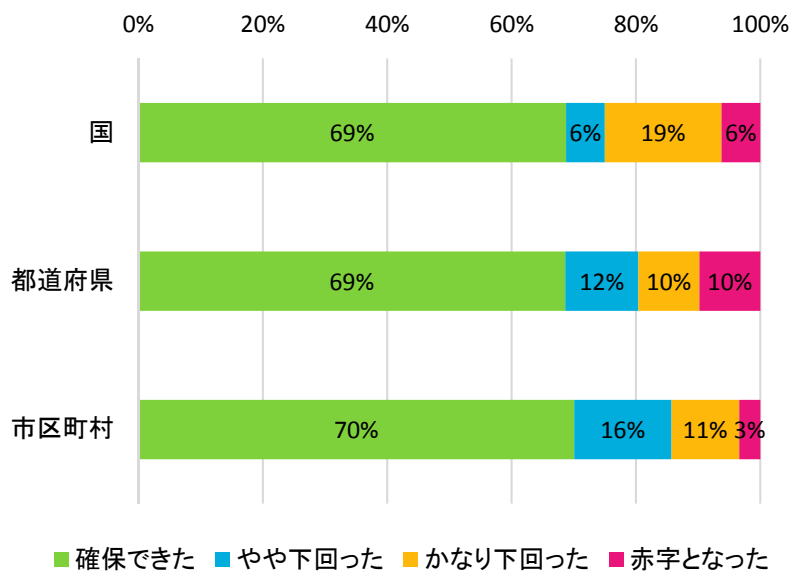


1-1. 利益の状況等(予定利益の過不足とその要因)

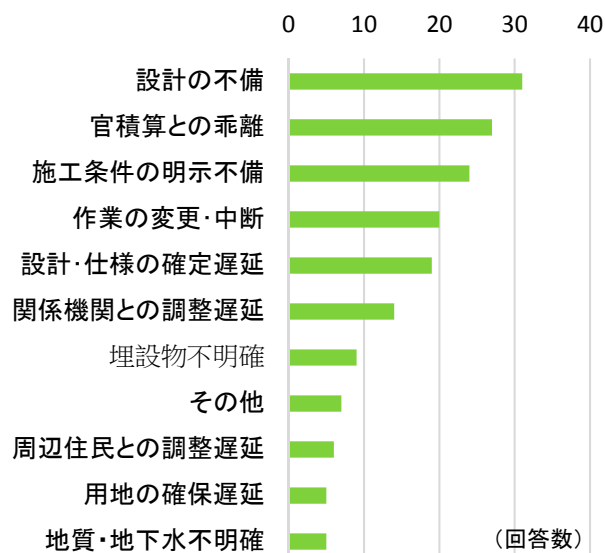
○利益の確保について、
 いずれの発注機関の工事でも、約7割が
 予定通りの利益を確保している。
 なお、「かなり下回った」「赤字」の合計は
 国工事で2割以上、都道府県工事で2割、
 市区町村工事で1割強となっている。

○予定利益を下回った要因は、
 発注側の要因として、「設計の不備」が最
 も多く挙げられ、施工者側の要因として最
 も多いのは、「労務費の増大」となってい
 る。

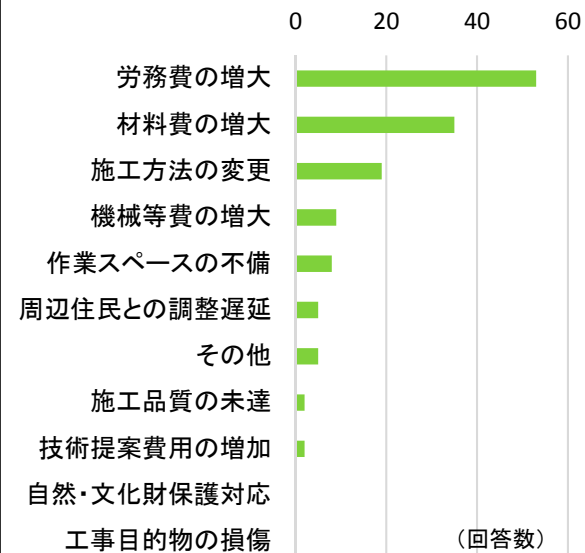
利益の確保について



予定利益を下回った要因(発注側)



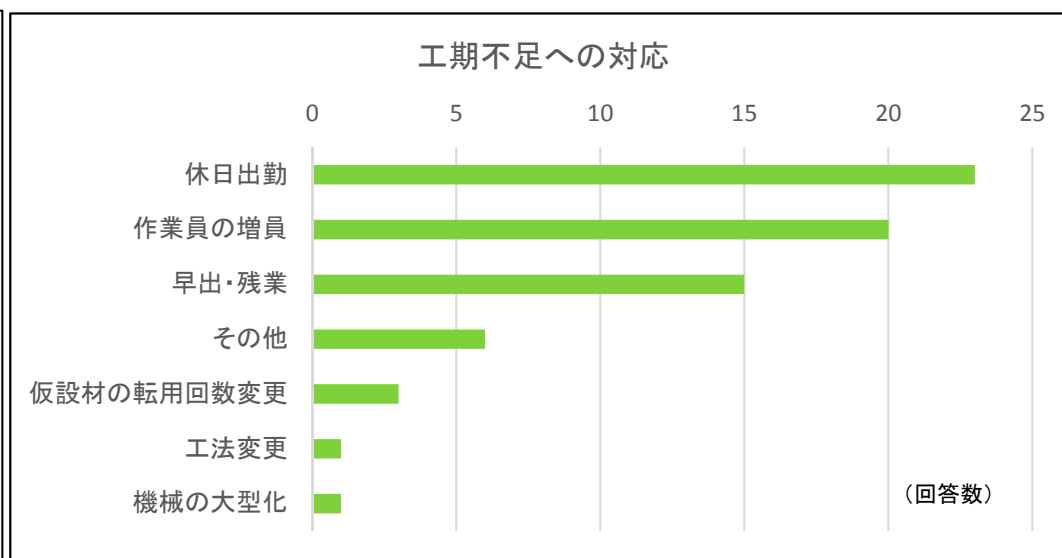
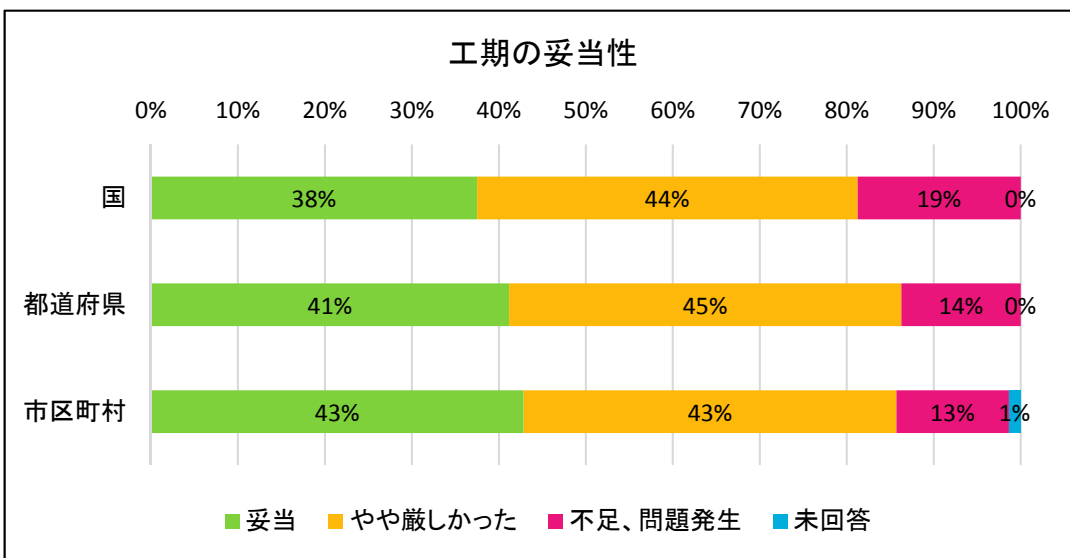
予定利益を下回った要因(施工者側)



1-2. 工期の妥当性

○工期の妥当性について、各発注機関とも「やや厳しかった」「不足、問題発生」とする割合が「妥当」とするもの以上に多い。

○工期不足への対応として、「休日出勤」、「作業員の増員」、「早出・残業」など人的対応が多くを占める。



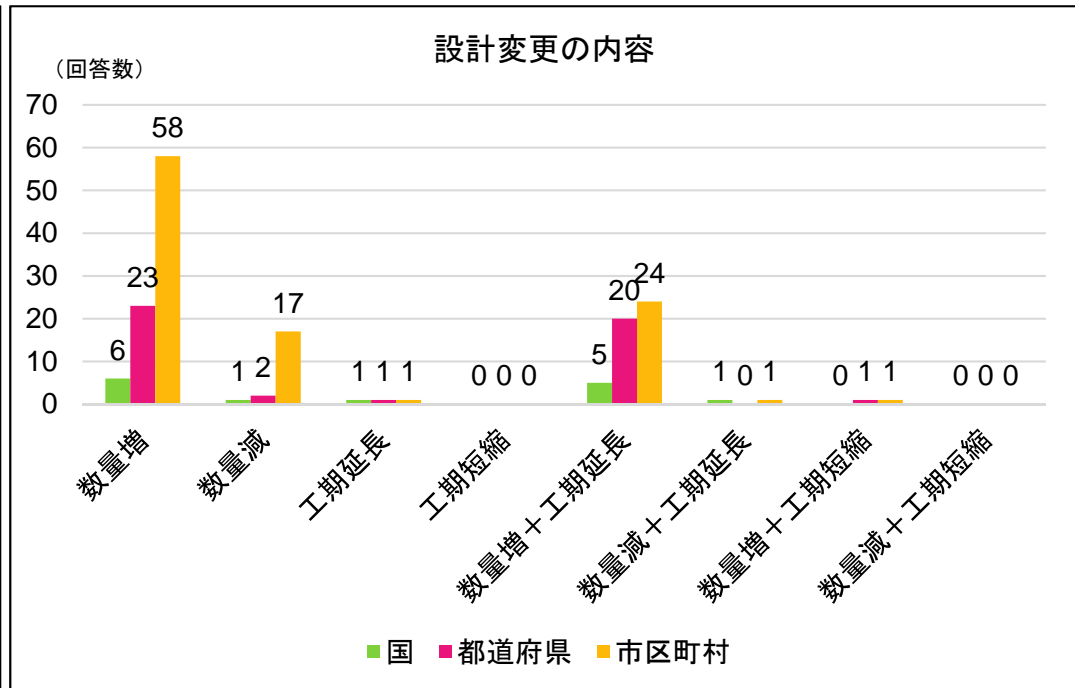
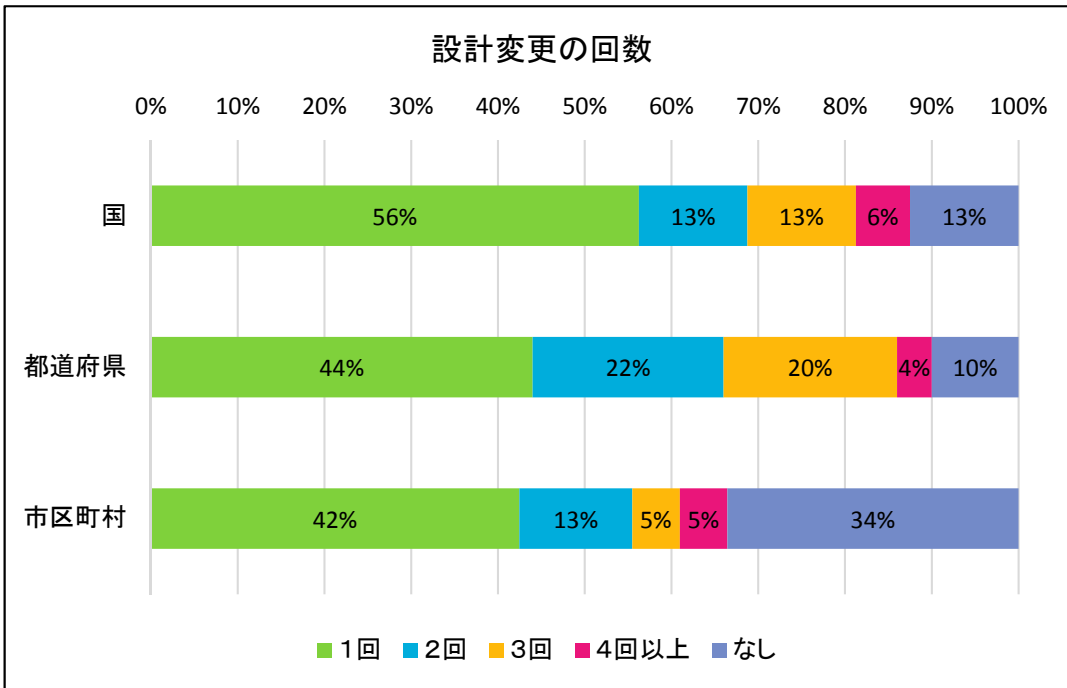
(その他意見等)

- ・冬季工事により、除雪で作業が遅れる。
- ・特に改修工事においては、現地調査の不足が際立っていた。工期設定は、改修工事特有の不測の事態を考慮し、発注時期を考えてほしい。

2-1. 設計変更の内容等(回数及び内容)

○設計変更の回数は、
「2回」以内が国、都道府県工事で7割弱、
市区町村工事で5割以上を占める。
また、市区町村工事では「変更なし」が3割上となっている。

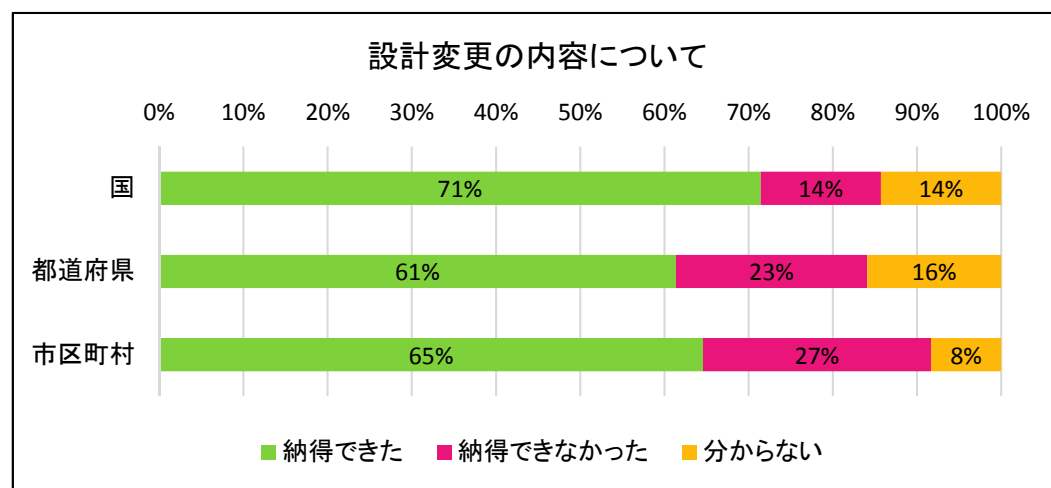
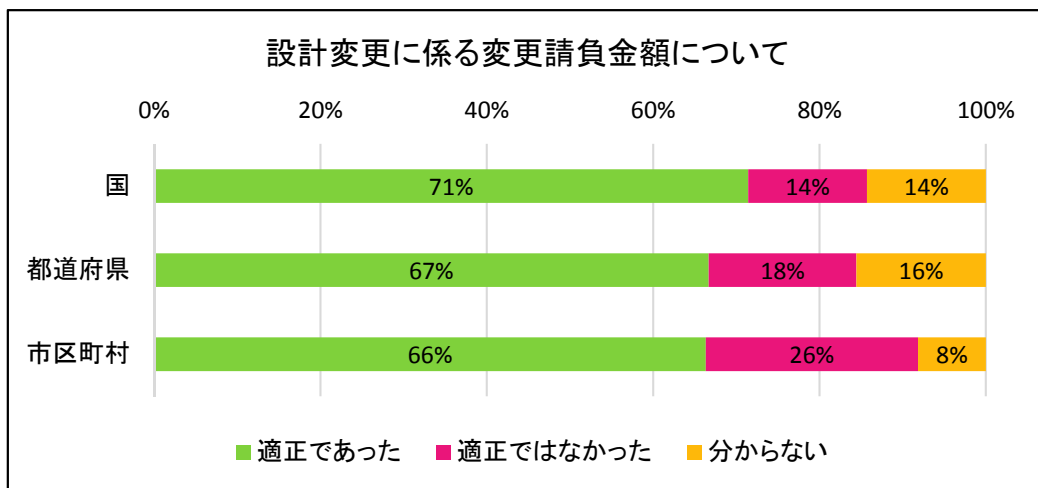
○設計変更の内容は、
各発注機関とも「数量増」が最も多く、次いで「数量増+工期延長」となっている。



2-2. 変更請負金額の内容等

○設計変更にかかる変更請負金額について、各発注機関とも「**適正**」が7割前後を占めているものの、市区町村では「**適正ではなかった**」が3割近くある。

○設計変更の内容については、各発注機関とも金額同様の割合となっており、「**納得できた**」が6～7割、「**納得できなかった**」が1割強～3割弱。



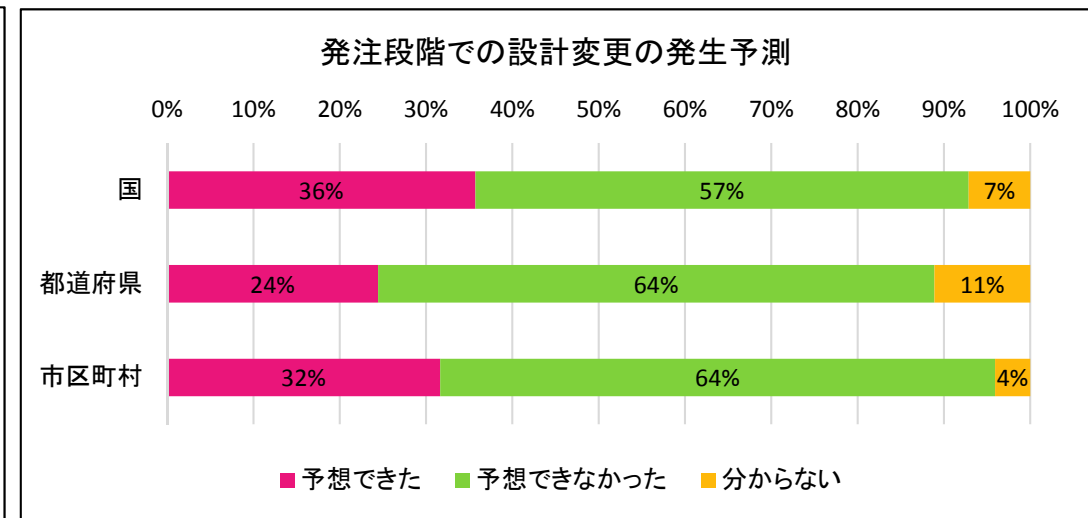
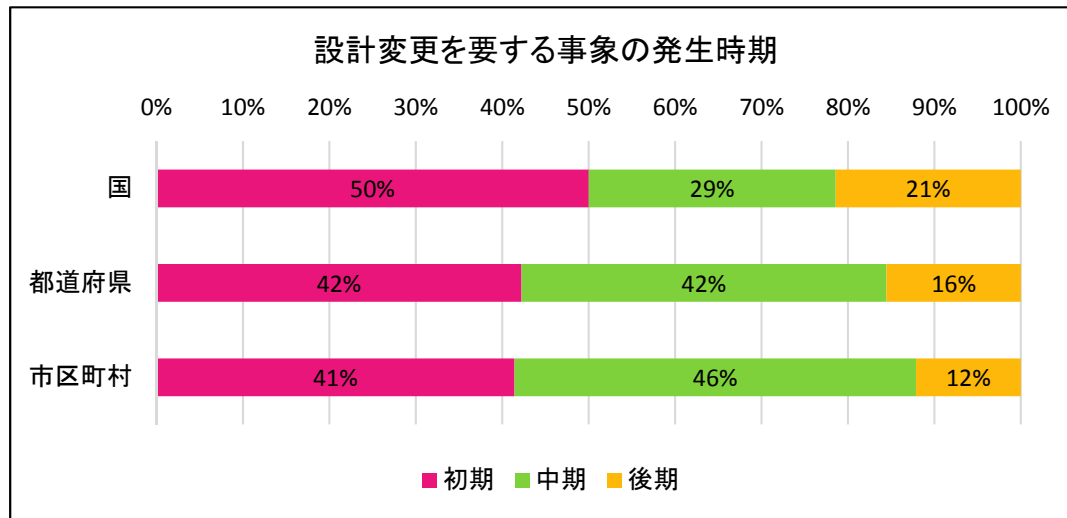
(主な意見等)

- ・変更項目に対する**増減金額が実勢金額と合っていない**。
- ・**現場での実施工に合った積算がされていない**。設計図書に不備(電気・通信・埋設物等の明示不足)。
- ・受注後発生する増減工事に対する設計変更金額は、役所単価ではなく、**受注者側の見積り単価**で対応してほしい。設計時に全工種積算されているのであれば、参考数量に「一式」記載を極力無くしてほしい。
- ・現況での労務費上昇で施工単価が上がっている為、提示された金額(入札時の落札率適用も含む)では納得できない。
- ・変更内容に関して、こちらで変更に盛り込まれるのが**適当**、と考えていても、変更の対象に認められないことが多々ある。

3. 変更事象の発生について(発生時期、発生の予測)

○設計変更となる(最初の)事象が発生した時期について、「**初期**」としているのは、国工事で5割、都道府県、市区町村工事で4割強。

○発注段階における設計変更の発生予測については、国で4割弱、都道府県で2割強、市区町村で3割強が「**予想できた**」としている。

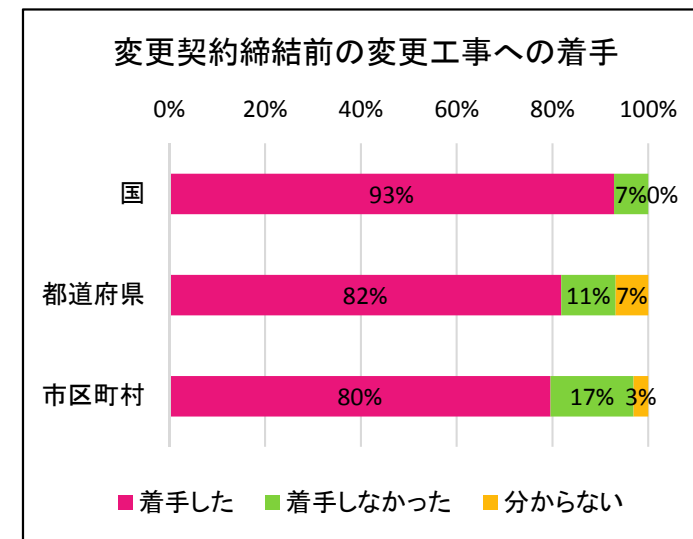
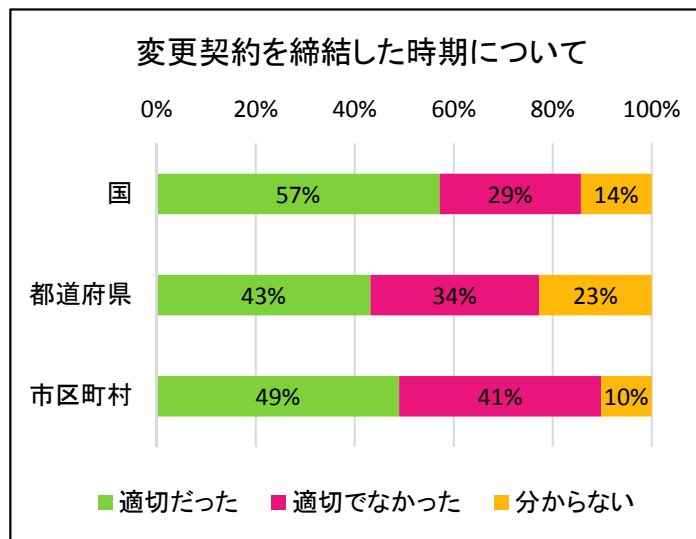
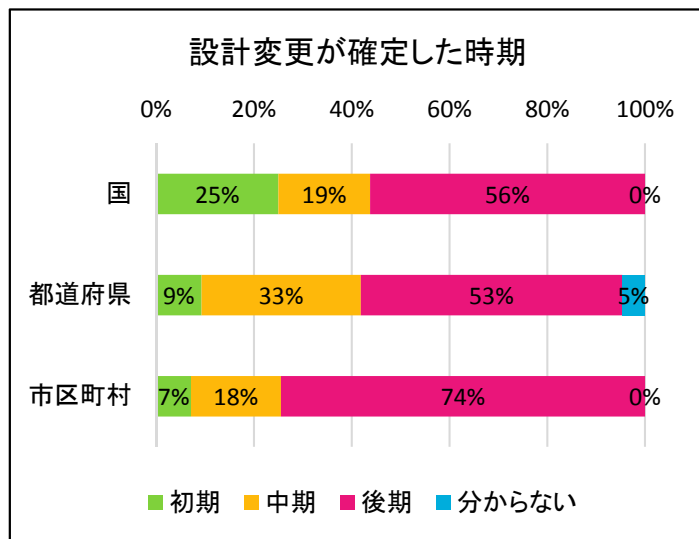


(主な意見等)

- ・解体校舎のアスベスト含有の有無は事前に完了してほしい。(工程に大きな影響発生)
- ・見切り発車状態での設計図面で確認が下された物件は、最後まで変更に苦勞する。**確認済設計図面の正確さを求める。**
- ・全般的に既設改修工事(耐震改修含む)は、**計画・設計段階での現地調査が不十分**なため、設計図書に明確に反映されておらず、着工後に再調査並びに設計図書の整合を行う必要があり費用並びに工期に影響する。精度向上を望む。
- ・発注段階に明示される条件を一般的な表現にとどめず、**より具体的な表現**としてほしい。
- ・施工条件や設計図書の照合は入札までに整理してほしい。

4. 変更契約の時期など(締結時期、締結前の着手)

- 設計変更の確定時期(変更契約締結時期)は、半数以上が「後期」。
- 締結時期については、およそ3割～4割が「適切でなかった」としている。
- 変更契約締結前の工事着手については、8割以上が「着手した」としている。

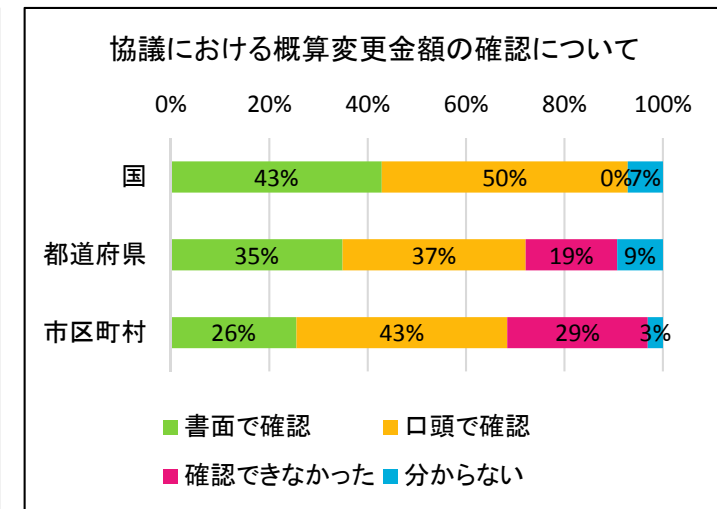
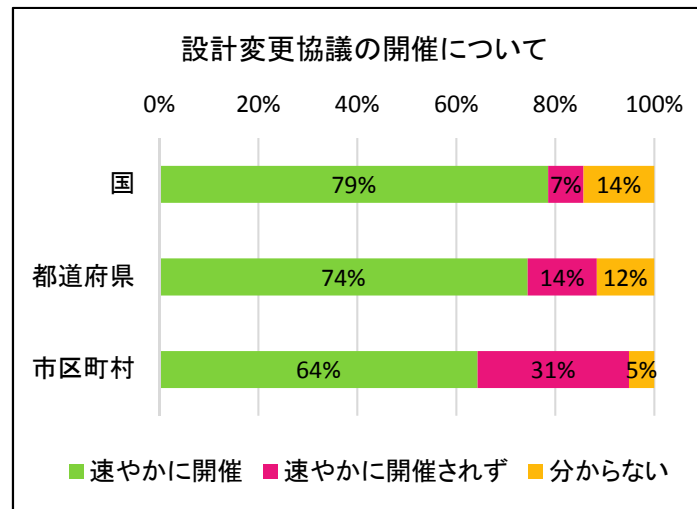
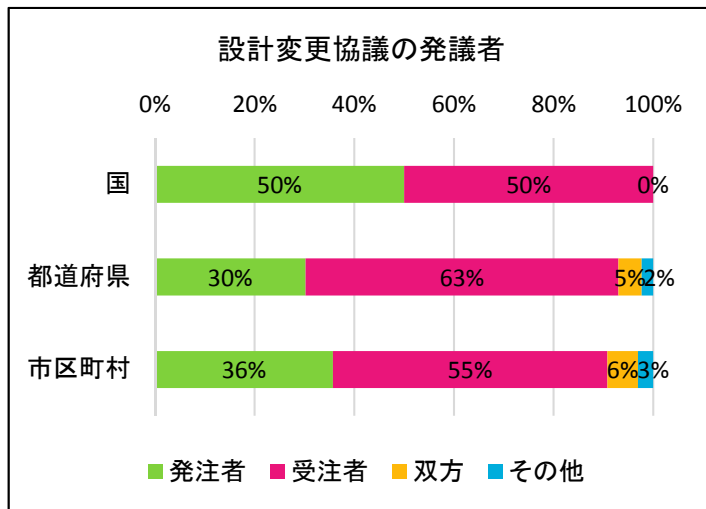


(主な意見等)

- ・変更契約締結はいつも引渡し直前となるので、その都度お願いしたい。金額に納得できなくても竣工検査、引渡しが間近で受け入れるしかなかった。
- ・設計変更内容の精査期間並びに契約締結までに要する期間が長過ぎる。
- ・工期の関係で、変更契約前(変更金額確定前)に変更工事を着手せざるを得ない場合が多い。契約締結前に金額だけでも早めに知りたい。
- ・多くの場合、追加増減が発生しても工事は先行して進めなければならないので、設計変更の時期というよりも、内容について受注者側の実行数量・実行単価を認めていただきたい。

5. 設計変更に係る協議(発議者、開催時期、概算金額の確認)

- 設計変更協議は、「受注者」からの発議が5～6割を占める。
- 設計変更協議は、国工事で約8割、都道府県、市区町村工事でも6～7割が「速やかに開催された」としてているが、市区町村工事では「速やかに開催されず」が3割ある。
- 設計変更協議において、国で9割超、都道府県、市区町村で7割前後の工事で、概算変更金額を書面または口頭にて確認できているが、確認できなかったとするものが都道府県、市区町村では2～3割程度ある。

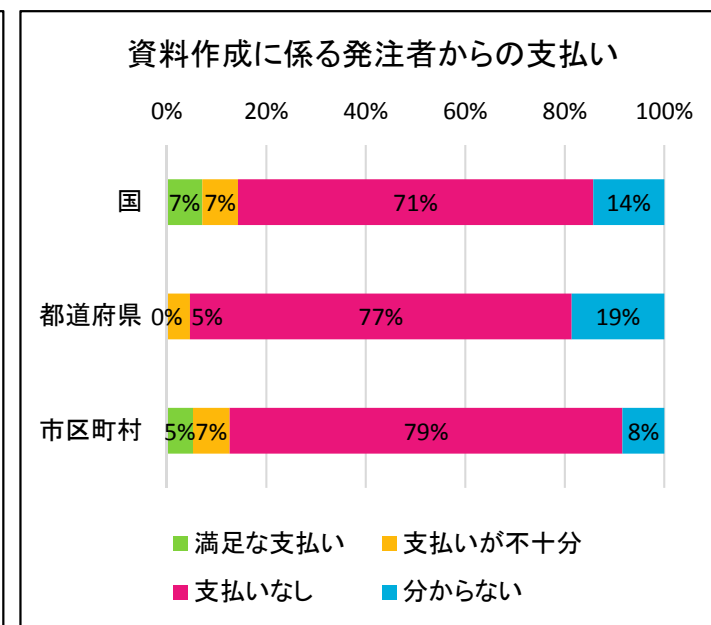
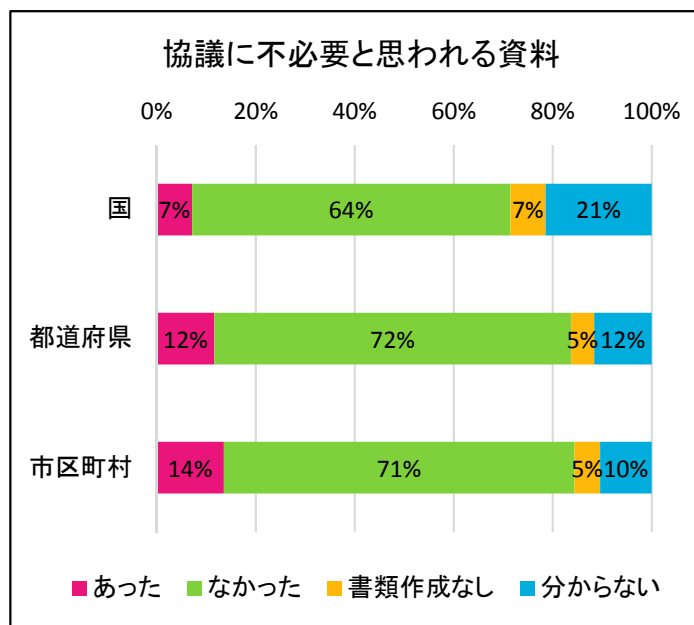
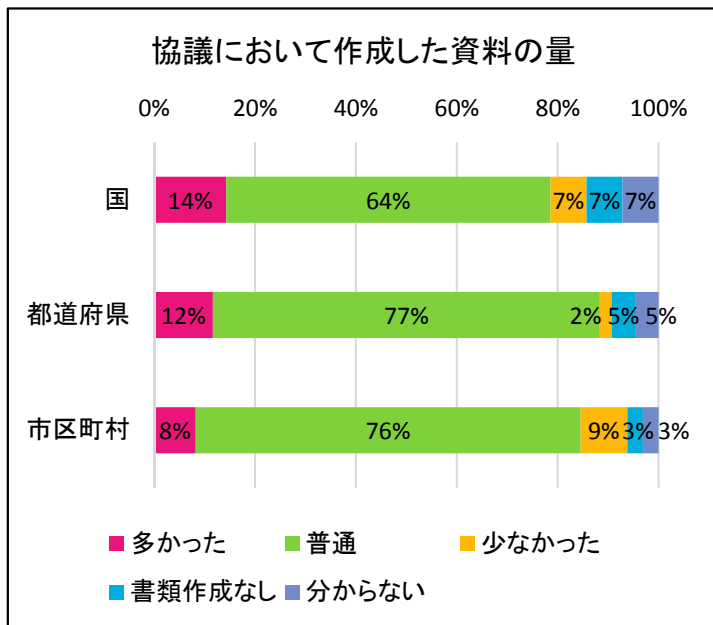


(主な意見等)

- ・協議の発議を行っても、実際の協議は工期終盤まで行われていない。また、協議の都度金額が示されれば、別の提案を考えられる。オープンに願いたい。
- ・変更打合せ簿には増減あり、なしの記載はあるが、金額を記載する場所がないので変更金額の提示は後回しとなる。
- ・変更協議の際に概算金額の提示がない。

6. 設計変更に係る協議資料(資料の量、費用の支払い等)

- 設計変更協議において作成した資料の量は、「多かった」とするのは1割前後。
- 協議に不必要と思われる資料の作成も、「あった」とするのは1割前後。
- 資料作成に係る支払いは、大半が「支払いなし」としており、支払いがあったのは国、市区町村工事で1割強、都道府県工事で5%。



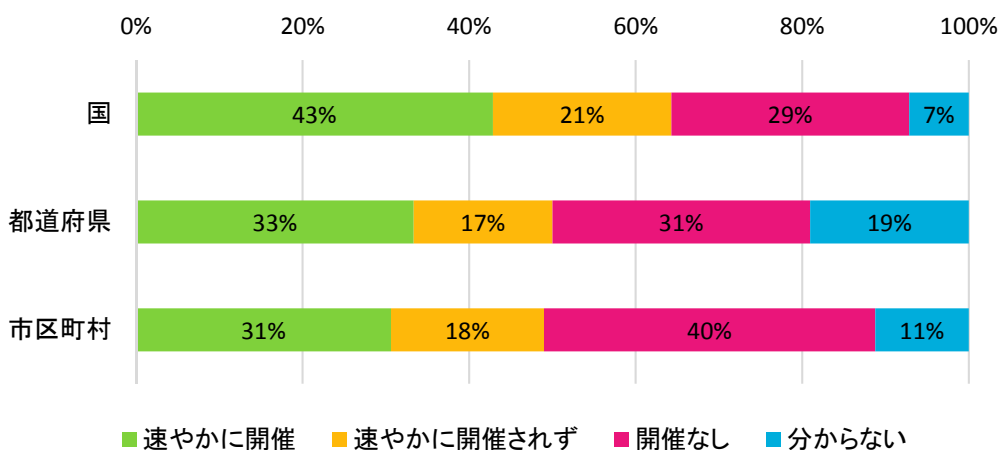
(主な意見等)

- ・要求される現地調査・報告書などの書類が多すぎる。設計監理側でも協力してほしい。
- ・本来設計者が作成すべき書類を依頼された。
- ・品質向上に繋がることでも、設計変更の提案をためらうほど要求される書類が多い。
- ・同様の書類が多すぎる。

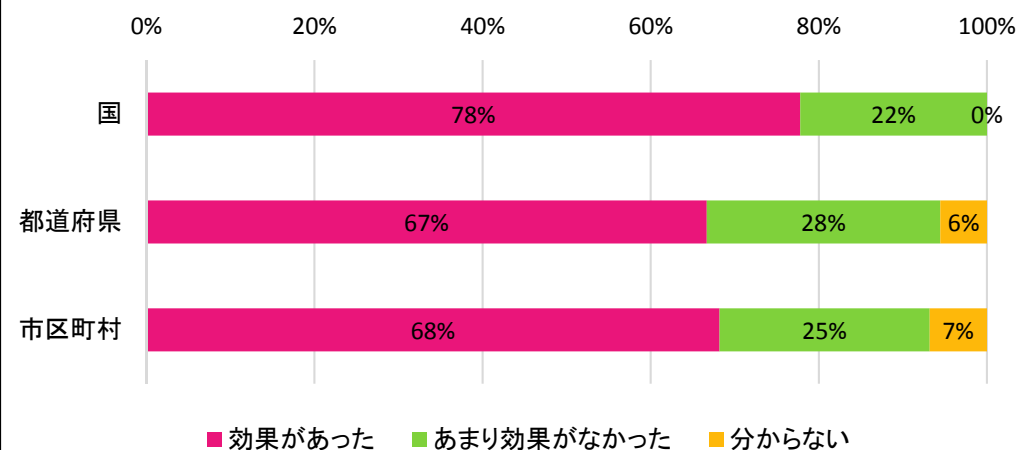
7. 設計変更審査会（開催時期、効果等）

- 設計変更審査会は、国で6割以上、都道府県、市区町村で5割の工事で開催されている。
- 設計審査会が開催された場合、国工事で8割弱、都道府県、市区町村工事で7割弱が「効果があった」としている。

設計変更審査会の開催について



設計変更審査会の開催効果



（主な意見等）

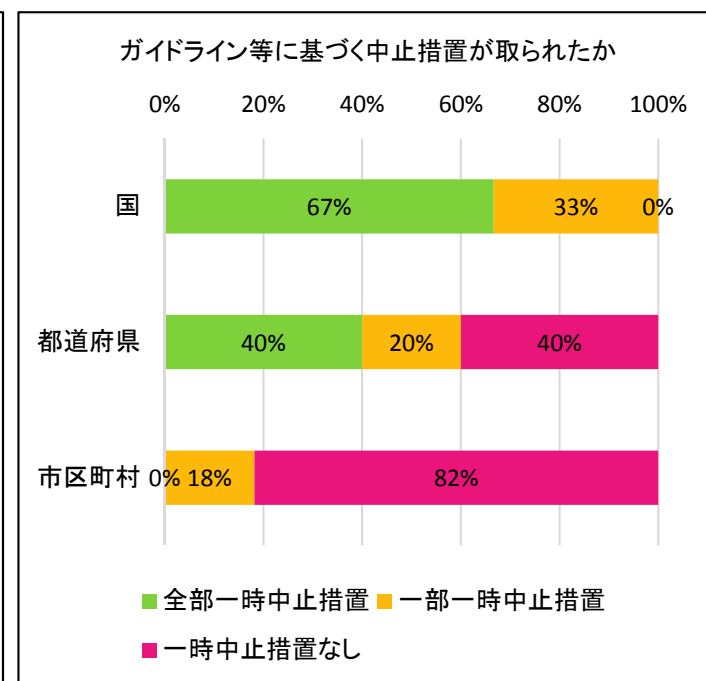
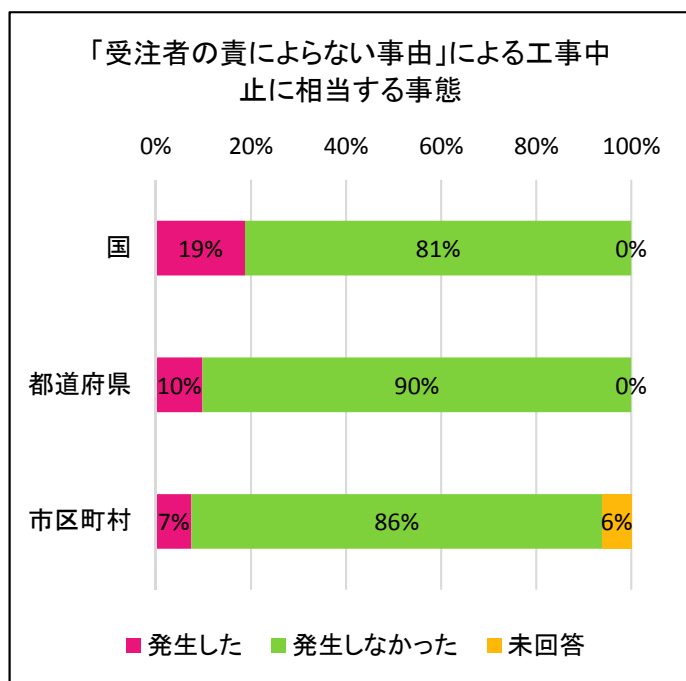
- ・施工上の定例会議はあったが、設計変更審査会はなかった。実施して頂きたい。
- ・定例会議を実施しているため、その場での設計変更協議となり、早期に情報の共有が出来る。
- ・設計変更審査会を行う場合、事前の準備期間をいただきたい。

8-1. 工事中止について(事象の発生、中止措置等)

○用地確保や地元調整など「受注者の責任によらない事由」による工事中止に相当すると思われる事態が「発生した」としているのは、国で約2割、都道府県で1割、市区町村で1割弱。

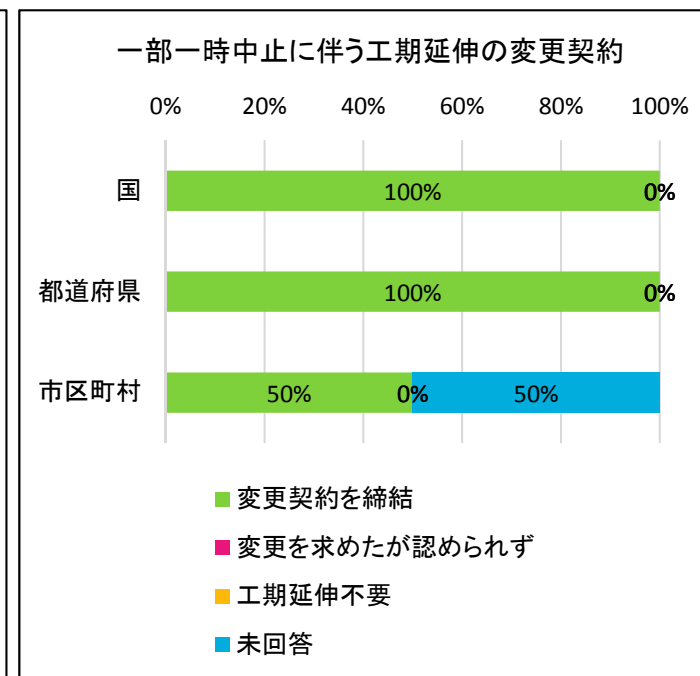
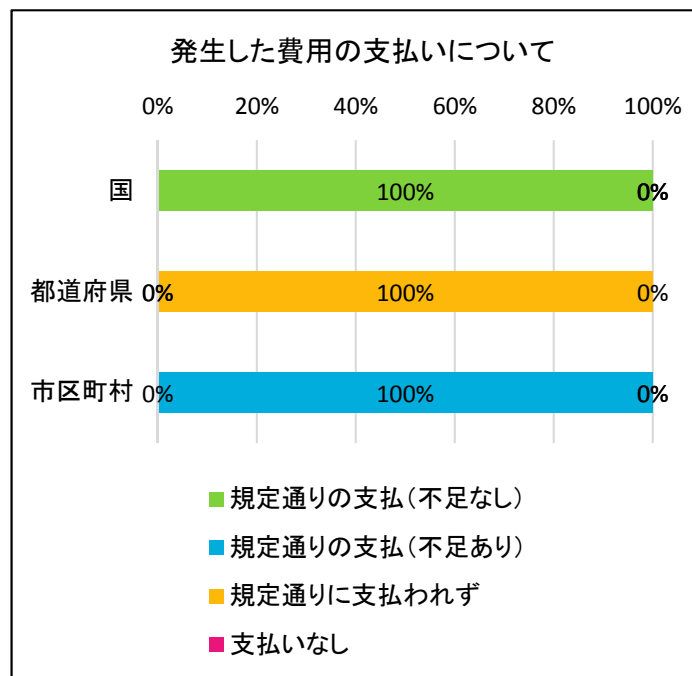
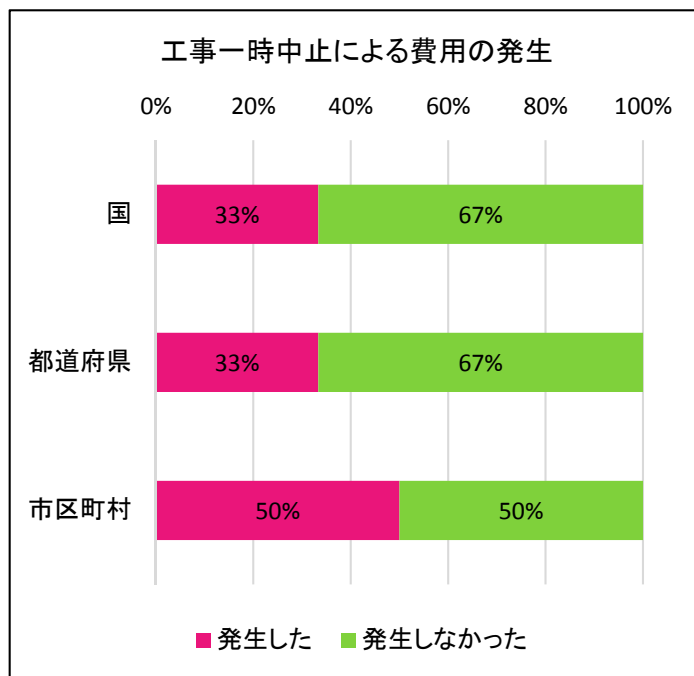
○工事中止に相当すると思われる内容は、「設計の不備」、「関連工事との調整遅延」、「関係機関との調整遅延」などが多く挙げられている。

○これら事態に対する「工事一時中止に係るガイドライン」等に基づく措置については、国は全ての工事で全部又は一部一時中止措置が取られている。一方、都道府県で4割、市区町村で8割の工事が「一時中止措置なし」としている。



8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸

- 工事一時中止措置に伴い費用が「発生した」案件は、国、都道府県工事で3割強、市区町村工事で5割。
- 発生した費用の支払いについては、いずれの発注機関の工事も何らかの支払いを受けているが、都道府県工事で「規定通りに支払われず」としている。（※対象企業はそれぞれ1社のみ）
- 一部一時中止に伴う工期延伸については、問題なく変更契約が行われている。

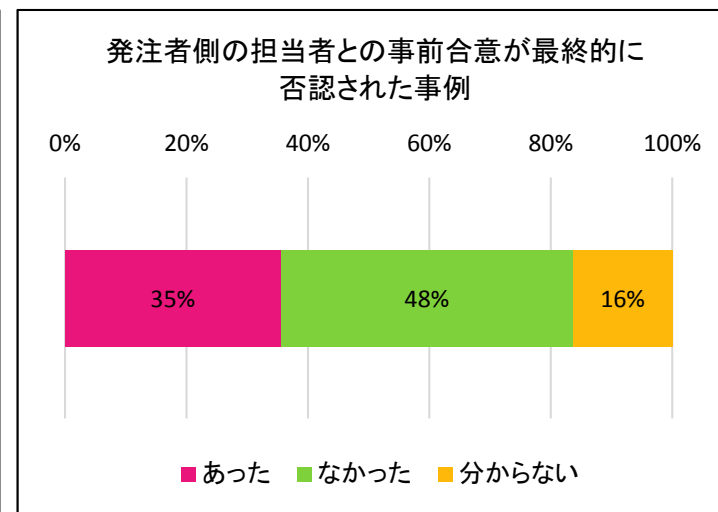
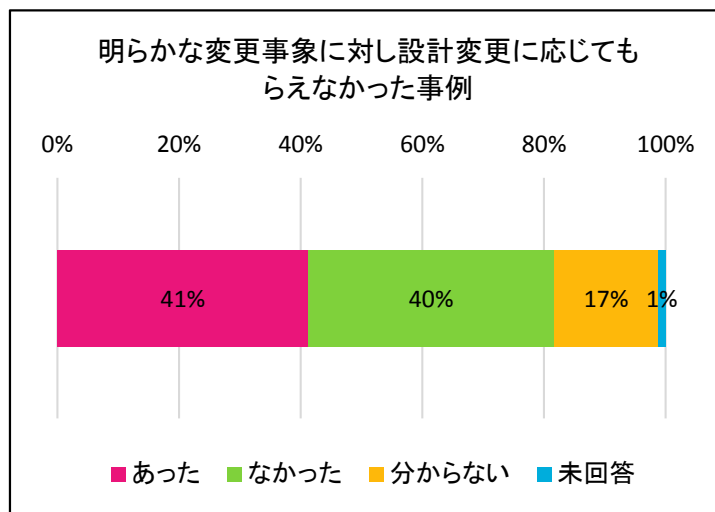
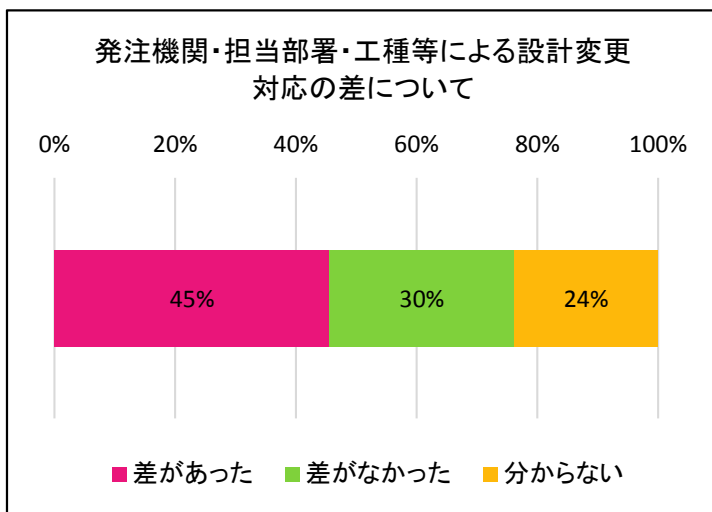


(主な意見等)

- ・支払い基準が厳しすぎる。

9. 発注者の対応（機関・部署等による対応の差など）

- 過去を含め、担当部署等によって「**設計変更対応に差があった**」とする割合は45%。
- 前例がないこと等を理由に「**明らかな変更事象にも関わらず設計変更に応じてもらえなかったことがある**」とする割合は41%。
- 担当者（監督官等）と事前に合意していたにも関わらず「**最終的に変更が認められなかったことがある**」とする割合は35%。



（主な意見等）

- ・必要な設計変更で発注機関（担当者含む）によって差異が出ないよう、公共工事（準公共含む）の統一基準を設けてほしい。
- ・工事監理を委託する上で施工及び金額両方の権限を与えて欲しい。本担当と委託担当との話の食い違いが多い。
- ・建築の場合、あくまで参考数量であり、入札前に質疑書で数量違いを（根拠をつけて）指摘しても、回答は「設計図書の通り」という返事が返ってくる。土木と同じように、図面との数量に違いがあれば、追加として認めてもらいたい。
- ・当初打ち合わせにて「変更増とするので施工してほしい」という箇所があったが、最終的にはその分は増とならなかった。